# 北陸生命保險株式會社

## 北陸生命保險株式會社保險規則（抄）

（明治三十五年一月一日改正）

【備考】本約款中雛模範約款（第二卷第一編353）ト略同樣ノ規定ハ省略セリ

第四條　當會社ニ於テ契約スル生命保險ハ左ノ三種トス

一終身保險　二養老保險　三短期保險

第五條　當會社ニ於テ契約スル保險金額ハ被保險人一人ニ付各種通計金貳千圓ヲ限リトス又每種壹百圓未滿ノ端數ヲ生スルヲ得ス

第七條　當會社ハ前條保險ノ申込ヲ受ケタルトキハ醫員ヲシテ被保險人タルヘキ人ノ體格ヲ診查セシメ契約ノ諾否ヲ保險申込人ニ通知スヘシ

第十條　保險申込人ハ當會社ヨリ契約承諾ノ通知ヲ受ケタルトキハ一週間以內ニ第壹回ノ保險料ヲ當會社ノ本支店出張所又ハ代理店ニ拂込ムヘシ

但本條期間ニ保險料ノ拂込ヲ爲サヽルカ又ハ體格診查後ニ於テ申込ヲ取消スモノハ手數料トシテ金壹圓ヲ申受クヘシ

第十一條　被保險人タルヘキ人ノ身體健全ナラスト認ムルカ又ハ遺傳ノ關係等ニ依リ當會社ハ規定ノ保險料ヲ增加シテ保險ヲ契約シ又ハ契約ヲ謝絕スルコトアルヘシ

但契約ヲ謝絕スルモ申込書ハ返還セサルモノトス

第十四條　第一回ノ保險料拂込以前ニ於テ被保險人タルヘキ人ノ身體ニ疾病又ハ異狀ヲ生シタルトキハ保險申込人ハ其旨直ニ當會社ニ通知シ更ニ醫員ノ診查ヲ受クヘシ

第十六條　保險料ハ契約初日ヨリ起算シ滿一ケ年分宛前拂ヲ爲スモノトス

但短期保險ヲ除クノ外契約人ノ便宜ニ由リ每半年每三月每一月ニ分チテ拂込ムコトヲ得此場合ニ於テ一年分ノ保險料皆濟ニ至ラスシテ被保險人死亡スルトキハ保險金ノ內ヨリ其不足金ヲ控除スヘシ

第十九條　保險料ハ拂込期日迄ニ拂込ムヲ正則トス其期日ヲ過キ拂込ヲ爲サヽルトキハ解約者ト見做シテ取扱ヲ爲スヘシ

但延滯日數六十日迄ハ猶豫期間トシ其保險料ニ對シ百圓ニ付日步四錢ノ割合ヲ以テ利子ヲ附加シ拂込ヲ爲ストキハ要求ニ應シ前契約ヲ有效ナラシムヘシ

第二十七條　左ノ場合ニハ保險契約人ヨリ被保險人連署ヲ以テ其旨ヲ當會社ニ屆出ヘシ

一保險契約成立後ニ於テ保險申込ニ關スル事項ニ錯誤アルコトヲ發見シタルトキ

二保險契約人又ハ被保險人轉居轉籍ヲ爲セシトキ

三被保險人外國旅行若クハ臺灣ヘ渡航ヲナストキ及歸國セシトキ

第二十八條　保險契約人被保險人又ハ保險金受取人ヨリ當會社ニ提供シタル書類若クハ陳述ニ於テ契約條件ニ影響スヘキ錯誤アル事ヲ發見シタルトキハ當會社ハ契約ヲ解除スルカ又ハ保險料ヲ增減スルコトアルヘシ

但保險料ヲ增加スル場合ニ於テハ其不足額ニ利子ヲ附加シ申受クヘシト雖モ減少スル時ハ其過剩金ノミヲ返還スヘシ

第三十一條　終身保險又ハ養老保險ヲ解約スル者ニハ左ニ揭クル年限以上契約ヲ繼續シタルモノニ限リ既拂保險料（年掛ヲ以テ計算ス）ノ三分ノ一ヲ拂戻スヘシ

五年間拂込保險　滿壹年

十年間拂込保險
十五年間以上拂込保險
終身拂込保險　滿貳年

但壹年拂濟ハ保險料五分ノ一以上拂込ヲ爲シタルモノニ限リ本條ニ準シ拂戻スヘシ

第三十四條　左ノ場合ニ於テハ當會社ニハ保險金支拂ノ責ナキモノトシ既ニ拂込タル保險料ハ保險契約人ノ損失ニ歸スルモノトス

一保險契約人被保險人又ハ保險金受取人ヨリ當會社ニ提供シタル保險申込書其他契約ニ關スル書類若クハ陳述ニ詐欺又ハ隱蔽ノ廉アルトキ

二保險契約人又ハ保險金受取人カ故意ニテ被保險人ノ死ヲ謀リ因テ其身體ニ異狀ヲ來シ若クハ死ニ至ラシメタルトキ

三何人ニ拘ハラス保險金ヲ受取ルヘキ者ノ利益ノ爲メニ被保險人ノ生命ヲ失ハシメ又ハ短縮セシメタルトキ

第三十五條　左ノ場合ニ於テハ當會社ニハ保險金支拂ノ責ナキモノトシ既ニ拂込タル保險料ハ第七章解約ニ準シ拂戻スヘシ

一第十四條ノ手續ヲ爲サスシテ契約セシトキ

二保險料拂込猶豫期間ヲ過キタルトキ

三被保險人爭鬪自殺若クハ癲狂ニ因テ自カラ生命ヲ失ヒシトキ

四被保險人輕罪若クハ重罪ヲ犯シ又ハ之ヲ犯サントシテ其生命ヲ失ヒ若クハ之ヲ短縮シタルトキ

五被保險人死刑ノ執行ヲ受ケタルトキ





明治三十五年　北陸生命

第三十六條　被保險人豪灣又ハ外國ニ赴クトキハ保險料ニ貳割ヲ增加シ申受クヘシ

第三十七條　當會社ハ左ノ事項ニ依リ保險金拂渡ノ際之ヲ削減スヘシ

一保險料ノ拂込ヲ怠リ其猶豫期間ニ於テ被保險人死亡セシトキハ其延滯保險料及利子ノ外ニ保險金十分ノ一以內ヲ削減ス

二第三十六條割增保險料ノ拂込ヲ爲サスシテ被保險人死亡セシトキハ保險金十分ノ二ヲ削減ス

三被保險人在監中死亡セシトキハ其原因ノ何タルニ拘ハラス保險金十分ノ一ヲ削減ス

四被保險人左ニ列記セル職業ノ爲ニ死亡シ又ハ其職業カ原因トナリテ死亡シタルトキハ保險金十分ノ一ヲ削減ス

軍人軍屬、警察吏、監獄吏、乘船業、潛水業、機械力ヲ用ヒル工業、火藥取扱業、電氣瓦斯水力及蒸氣機關取扱業、坑夫水火夫、檢疫事務、看病人

第三十八條　終身保險養老保險ニシテ滿三ヶ年以上保險料ヲ拂込タルモノ又ハ一年拂濟ノ掛金皆濟ノモノニハ當會社ハ保險證券ヲ抵當トシ拂込保險料三分ノ一以內ニ於テ相當利子ヲ附シ貸金スルコトアルヘシ

## 大阪生命ヘ合併ノ條件 (170)

〔一一・一二、大阪毎日〕大阪北陸兩生命の合同　近來保險界において世間の注目點となれる大阪生命保險會社にては今回又々北陸生命との合同契約を結ぶことになり大阪生命は北陸生命の株式を拂込額にて買收し又は新株を北陸側の株主の希望者に渡すことに內議纏りたる由なるが北陸生命の現契約保險金高は四百五十万圓なりと尙目下北陸生命の全資産は五十五万餘圓にて內未拂株金十五万圓を引去り四十万三千餘圓を大阪生命に引繼くものゝ由にて右合併事件のため北陸生命にては來る二十二日富山市にて臨時總會を開く筈なりと

## 大阪生命ヘ合併ヲ決議 (171)

〔一一・二八、大阪朝日〕兩保險會社合併可決(富山)　北陸生命保險會社は昨日臨時株主總會を開き大阪生命保險會社に合併の件を議し異議なく可決せり尋て取締役監査役の改選を行ひ取締役には本多副元、小林好愛、岡部廣の三氏、監査役には柴原和氏外二名當選し訖りて合併披露の宴を開けり

## 退任役員 (172)

〔一二・三、官報〕北陸生命保險株式會社登記事項中左ノ通變更ス

一取締役中田清兵衞、澤田金太郎、小田信昌ハ辭任ス

一監査役馬場道久、田邊甚三郎、井上清治ハ辭任ス

右明治三十五年十一月二十二日登記

富山區裁判所

## 新任役員 (173)

〔一二・一三、官報〕北陸生命保險株式會社登記事項中左ノ通變更ス

福井縣南條郡武生町字幸三十三番地　本多副元

東京市深川區深川公園第三十七號　岡部廣

同市本郷區湯島六丁目十番地　小林好愛

以上補欠ニ依リ取締役ニ選任

東京府北豐島郡日暮里村大字金杉三百一番地　柴原和

東京市本所元町十八番地　栗塚省吾

富山縣富山市東西十物町三十五番地　中田清兵衞

以上補欠ニ依リ監査役ニ選任

明治三十五年十二月六日

富山區裁判所

## 東京大阪 (174)

〔一二・二四、官報〕北陸生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一明治三十五年十二月十五日東京市日本橋區通二丁目一番地ノ支店ヲ左ノ所ヘ移轉セリ

明治三十五年　北陸生命

兩支店ノ移轉

東京市京橋區三十間堀一丁目二番地大阪生命保險株式會社東京出張所内
一明治三十五年十二月十五日大阪市東區本町一丁目十六番地ノ支店ヲ左ノ所ニ移轉セリ
大阪市東區本町二丁目六十一番屋敷大阪生命保險株式會社内
右明治三十五年十二月十九日登記

## 明教生命保險株式會社

東京區裁判所

大阪生命ヘ合併ノ條件 (175)

〔二・一九、大阪毎日〕明教生命保險の臨時總會（大阪生命と合併）　昨日午前當市出張所内に開き先づ會社本店を當市本町二丁目六十一番屋敷に移轉するの定款變更の議を決し當會社と大阪生命保險會社と合併する方法につき兩社取締役間に協定せる左の各項を是認して散會せり
一明教の現在保險契約の全部大阪生命に繼承せしめ且つ明教の現在財産の全部を大阪生命に引繼く事
二大阪生命は資本の總額を五十五万圓に增加しその增加せる廿五万圓分の株式は一株五十圓となし（十二圓五十錢拂込）これを明教に交付する事
三明教は交付を受たる大阪生命の株式を現在株主に對し明教二株に大阪生命の株一株を分配交付する事株式の奇數より生する端株の處分は取締役に一任する事
四合併手續に關する一切の事項は取締役に一任する事　【本編一九一參照】



〔四・一七、官報〕明教生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス
一明治三十五年四月十四日本店ヲ大阪市東區本町二丁目六十一番屋敷ニ移轉ス
右明治三十五年四月十五日登記

東京區裁判所

## 共濟生命保險株式會社



明治三十五年ノ主要事項―支配役辭任・社長更迭（第九回明治三五・一・一）
七月二十五日支配役森村金造辭任ニ依リ之ヲ承認ス　（同　一二・三一　事業報告ヨリ）
同月同日社長安田善四郎辭任ニ依リ取締役ノ互選ヲ以テ安田善助社長ニ當選ス

## 相互生命保險合資會社

明治三十五年　北陸生命　明教生命　共濟生命　相互生命

社員變更 (178)

〔七・三、官報〕相互生命保險合資會社
一社員堀田康人ハ持分ノ內一千圓ヲ加藤德次郎ヘ讓渡シ持分ヲ三万圓トス
一京都府京都市上京區東丸太町通川端東入ル二丁目七十二番戸加藤德次郎ハ堀田康人ノ持分ノ內一千圓ヲ讓受ケ入社ス
右明治三十五年六月三十日登記

岡山區裁判所

増資ト合併 (179)

## 大阪生命保險株式會社

〔二・八、大阪朝日〕大阪生命保險の增資　同社は來る十八日午後三時社內にて定時總會後臨時總會を開き監査役の改選及定欵改正案（資本二十五萬圓增加、本社位置變更及株式數增加）を審議する筈なるが增資案は過般同社と明教生命保險重役と協商せる明教の現保險契約全部を承繼し且つ現財產全部を引受くるに就ては明教の現在資本五十萬圓を二十五萬圓に減資し一株の拂込金十四圓五十錢を十二圓五十錢に切下げ之に對し今回增資したる分を明教保險に交付し合併の實を擧げんとするにあり可決の上は先に明教が萬世、大東兩生命保險を買收しあるを以て四社合併の成立を見ることなるべし【本編175參照】

共同生命合併內定ノ報 (180)

〔二・九、大阪朝日〕大阪、共同の合併內決　久しく紛議を重ね居たる夫の共同生命保險會社は昨日愈々大阪生命保險會社へ合併することに雙方重役間の交渉纏まりたりと云ふ

(181)

改正條項（增資移轉等）

大阪生命保險株式會社定欵抄）
【備考】明治三十五年二月二十五日改正認可申請

第一章　總則

第三條　本會社資本ノ總額ハ金參拾萬圓トス
【朱書】本會社ノ資本總額ハ金五拾五萬圓トス
第四條　本會社ハ大阪市東區北濱五丁目拾七番屋敷ニ設置ス
【朱書】本會社ハ大阪市東區本町二丁目第六拾壹番屋敷ニ設置ス
第六條　本會社ノ株式ハ六千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス
【朱書】本會社ノ株式ハ壹萬壹千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス
右朱書ノ通改正之事
明治三十五年二月廿五日　　大阪市東區北濱五丁目拾七番屋敷　大阪生命保險株式會社
社長　男爵　本多副元

改正理由

定欵改正ニ付理由書
今般本社定欵ノ改正ヲ要スル理由ハ明教生命保險株式會社取締役ト本社取締役ト協定ノ上明教生命保險株式會社現在ノ保險契

約全部ヲ本社ニ繼承シ尚且同會社現在ノ財產全部ヲ本社ニ引受クルニ付テハ本社改正定款第三條ノ資本增額五千株ニ付壹株金拾貳圓五拾錢ノ拂込濟ヲ以テ右代價トシテ明教生命保險株式會社又ハ同社ノ指定人ヘ交付スルモノトス

次ニ從來ノ本社營業家屋ハ事務擴張ニ伴ヒ狹隘ヲ告ゲタルヨリ昨明治三十四年十二月廿三日買收シタル大阪市東區本町二丁目六拾壹番屋敷土地家屋ニ移轉ノ必要ヲ生シタルヨリ定款改正ヲ要スル次第ニ有之候

右理由書ヲ以テ具申仕候也

明治三十五年二月廿五日　　大阪市東區北濱五丁目拾七番屋敷　大阪生命保險株式會社
社長　男爵本多副元

(182) 定款中變更認可申請ニ付照會（增資合併ノ件）

農商務省商工局長ヨリ大阪府知事ヘ照會　明治三十五年三月十一日

第二五七六號　本月一日付四第五二三號ヲ以テ大阪生命保險株式會社定款變更認可申請書御進達相成候處理由書ヲ見ルニ資本金貳拾五萬圓ノ增加ヲ必要トスルノ理由認メ難ク候條更ニ詳細ナル理由書提出候樣御示達相成度又定款改正ノ理由書ニ徵スレハ本會社ハ明教生命保險株式會社ノ保險契約ヲ繼承シ且ツ同社ノ財產全部ヲ引受クル如ク記載有之候得共右ニ付テハ豫メ承知致度義有之候條保險契約繼承ニ關スル順序及方法並ニ財產引受ノ手續方詳細具申候樣御示達有之度此段及御照會候也

(183) 專務取締役更迭

〔三・一八、大阪朝日〕大阪生命專務取締役更迭　同社專務取締役原源太郎氏辭任に付昨日の重役會に於て小林好愛氏を專務に推薦せり

(184)

〔三・一八、大阪朝日〕保險會社の合併　曩に明教、萬世、大東、日本共同の四會社を合併したる大阪生命保險會社は今回更に東京の酒家、海國の兩生命保險とも合併するの內議調ひ酒家生命は本日海國生命は來月一日孰れも株主總會を開き是が協議をなすへしと、尚此外に大日本、神徒、共慶の三會社をも合併せん計畫ありと云ふ

(185) 大和田銀行ヲ委托

〔三・二五、大阪朝日〕大阪生命保險と大和田銀行　大阪生命保險會社は各社合併の結果として一ケ年の保險料收入高五六拾万圓以上に達するを以て會計取扱上の確實を保たんが爲め各官衙の公金取扱に準じ會社自身に於ては一切現金の出納幷に爲替の取扱を爲さゝる事とし右取扱方一切を大和田銀行に委託する事とし大和田銀行員は昨日より同社へ出張する事となれり是れ保險會社に於て會計と保險事業とを分離せし嚆矢なりと

(186) 合併後ノ新營業方針

〔四・八、東京日々〕大阪生命保險會社の重役會　同社は各社併合後に於ける營業上の方針並に收支豫算等に付去る四日同社顧問矢野恒太氏宅に於て重役會を開き左の如く決議したり

一保險契約高は整理の上確實と認むべきもの一千五百万圓以上とし之に對する收入金を約一ケ年五十七万餘圓と見積り支出は營業費を五万圓とし新募集費を三万圓別に合併整理費を三万圓とし總計十一万圓餘を以て一切社費支辨するヿに取定め殘額四十六万圓餘は積立金に充つるヿ

一本社保險料の率は從來低きに失するを以て之を增加し且つ約款の改正をなすヿ而して右は總て矢野氏に委托し同氏は目下調査中なり

(187) 酒家大日本兩社ヲ

〔四・一九、大阪毎日〕大阪生命と酒家及大日本生命の合同　については相互の重役間に內談調ひたる次第は既報せしか酒家生命にては昨日午前東京に於て右合同の臨時總會を開きたるに滿場一致にて原案を可決せし

明治三十五年　大阪生命

合併

旨當市の大阪生命本社に通知到達せり而して豫て大阪生命に合同の内議ありし大日本生命保險會社も合同の假契約を結ひ來月五日東京にて臨時株主總會を開催して右合同案を討議せん筈なり

(188) 皇國禪徒兩社合併

〔四・二六、大阪毎日〕大阪生命と皇國、禪徒兩生命保險の合併　東京市淺草東仲町に本社を有する皇國は資本金十二万圓拂込一万二千圓にてさる三十一年の創立に係り現社長は人見寧氏なるか今回當市の大阪生命へ合併を申込來れり又このほど新契約をその筋より停止されたる禪徒生命保險會社も同社へ合併の假契約を訂結せりと

(189) 他社ヲ合併ノ條件ニ付照會

發第一五八號　貴管下大阪生命保險株式會社カ他ノ保險會社ノ保險契約全部ヲ引受ケ若クハ契約ノ外ニ財産ノ全部ヲモ併セテ繼承スルコトニ付テハ從來其風聞モ有之候處近來既ニ事實トシテ現ハレタルモノモ有之候ニ就テハ調査上必要ノ廉有之候條左記ノ事項ニ就キ詳細上申スヘキ旨該會社へ御示達相成度此段及御照會候也

明治三十五年四月十六日

農商務省商工局長　木内重四郎

大阪府知事　高崎親章殿

一保險契約ノ全部又ハ保險契約ノ外ニ財産ノ全部ヲモ併セテ繼承スルニハ如何ナル條件ヲ以テシ且如何ナル方法ニ依リ處置スルヤ

二承繼後ノ財産狀態及ヒ收支狀態ニ對スル豫想如何

三關係保險會社名

(190) 右ニ關シ會社答申ヲ督促

發第一五八號ノ二　客月十六日付發第一五八號ヲ以テ大阪生命保險株式會社保險契約ノ繼承及財産讓受ノ件ニ關シ及御照會置候處未タ何等申出無之ニ付至急上申書差出候樣御示達相成度此段及御照會候也

明治三十五年五月十六日

農商務省商工局長　木内重四郎

大阪府知事　高崎親章殿

追而本會社ヨリハ右保險契約繼承ニ關シ保險料及責任準備金算出ノ基礎並普通保險約款等追加之件申請有之候得共前文ノ上申無之候テハ自然處理上ニモ差支候儀ニ付特ニ差急キ上申書ヲ提出スヘキ樣御垂示有之度爲念此段申添候也

(191) 右ニ付會社ノ答申

答申書

明治三十五年四月十六日發第一五八號ヲ以テ御下問ノ條々左ニ答申仕候

一當會社カ他ノ生命保險株式會社ト保險契約竝ニ財産ノ繼承ヲ約シタル條件ニ甲乙ノ貳種アリ

一甲種條件

一訂約會社ノ現存保險契約ノ全部ト現有財産（未拂込株金ヲ除ク）トノ全部ヲ當會社ニ繼承スルコト

二前項ノ財産ハ繼承保險契約金高ニ對スル積立金トシテ引繼ヲ受クルモノニシテ欠損アルトキハ其儘之ヲ繼承シ（別ニ當會社ニ於テ塡補ノ方法ヲ定メテ追テ之カ認可ヲ申請スヘシ）餘剰アルトキハ之ヲ訂約會社ヘ割戻スコト但シ實際ニ於テハ訂約會社中餘剰アルモノナシ

三契約及財産ノ繼承ハ訂約會社ノ現存保險契約人全數ノ承諾ヲ得タルトキ之ヲ實行スルコト但繼承完了ノ期

明治三十五年　大阪生命

間ハ當會社ト訂約會社トノ連署ヲ以テ繼承契約成立ノ旨ヲ各保險契約人ニ通知シタル日ヨリ約壹ケ年以內ト豫定ス

四繼承完了ニ至ルマデ繼承準備トシテ訂約會社ノ保險事務及其財產全部ヲ當會社內ヘ移シ當會社取締役監督ノ下ニ屬セシムルコト

五繼承準備中ハ訂約會社ノ原保險契約ニ係ル保險料又ハ原資產ヨリ生スル諸收入及其負債ニ歸スベキ保險金及解約割戻金其他營業費用ハ之ヲ訂約會社ノ計算ニ屬セシメ當會社ノ會計ト全ク區別ヲ立テ置クコト

六營業費ハ新契約費ノ全部ヲ除キ其他ハ當會社ト訂約會社トノ間ニ於テ其現存保險契約高ニ割當テ分擔計算ヲナスコト

七繼承完了ノ豫定期間ヲ經過スルモ萬一保險契約人ニ於テ契約ノ繼承（保險者ノ變更）ヲ承諾セサルモノアルトキハ其保險金高ヲ當會社ヘ繼承ヲ承諾シタル保險金高ト對照シ訂約會社ヨリ繼承スベキ財產ノ評價ヲナシ按分比例ヲ以テ區別ヲ立テ之ヲ分離シ繼承契約ノ終了ヲ告クルコト但シ實際ニ於テハ必ス示談ヲ遂ケ繼承不承諾者ヲ出サヽル覺悟ナリ

當會社ハ以上ノ條件ヲ以テ繼承ヲ契約シタルモノハ明敎、海國、日本共同ノ三會社ナリ

一乙種條件

一訂約保險會社ノ現存保險契約ノ一部又ハ全部ヲ其未經過保險料ト共ニ保險契約人ノ承諾ヲ得タルモノヨリ順次當會社ヘ繼承セシムルコト

二前項繼承契約ニ對スル責任積立金ノ補足及繼承中ノ危險（保險義務ノ原因ノ發生）賠償トシテ當會社ト訂約會社トノ間ニ於テ協定シタル一定ノ金額ヲ當會社ヘ收納スルコト

三前項收納金額ハ全然當會社ノ收入トシ繼承終了後積算上餘剩アルモ之ヲ還付セス又不足ヲ生スルモ之ヲ追徵セサルコト但シ實際ニ於テハ不足ヲ免レス

當會社カ以上ノ條件ヲ以テ繼承ノ契約ヲ爲シタルモノハ大東、萬世、酒家、禪徒、大日本ノ五會社トス

一保險契約繼承ノ方法ハ保險契約者ニ對シテハ訂約會社雙方ヨリ豫メ通知書ヲ發送シ置キ保險料徵收期ニ迫リタルモノハ其保險料領收ノ際當會社ノ領收證ヲ發シテ其承諾ヲ求メ又其徵收期ニ迫ラサルモノニ對シテハ隨時承諾書ヲ徵シ以テ繼承諾否ノ分界ヲ立テ從來訂約各會社ノ用ヰ來リタル保險約款保險料算出ニ關スル基礎等ハ其儘之ヲ當會社ニ襲用シ（目下認可申請中ナリ）爾今之ニヨリテ權利ノ執行ヲナスモノナリ

一繼承後ノ財產狀態收支狀態ニ對スル豫想及關係會社ハ別表ノ如シ【別表ハ省略】

要スルニ當會社ハ營業費ノ過多ナルヨリ目下危殆ニ陷リツヽアル保險契約者ノ權利ヲ安全ナラシメントスルノ目的ヲ以テ多數會社ノ保險契約及財產ノ引繼ヲ受ケ其契約ヲ多額ニシテ營業費ノ割合ヲ減シ以テ既往ノ欠損ヲ塡補シ將來ノ積立ヲ確實ニセントスルニ外ナラス而シテ契約及財產ノ繼承ヲ爲スニ付テハ當會社ハ勿論訂約會社ニ於テモ株主總會ノ決議ヲ經之カ實行ニ着手シタルモノナリ

右答申仕候也

明治三十五年六月三十日

大阪生命保險株式會社
取締役社長　男爵　本　多　副　元

農商務大臣　男爵　平　田　東　助　殿

## 契約狀態豫想

| 社名 | 當期末現在契約 | 當期中新契約 | 當期中消滅契約 | 當期末現在契約 |
|---|---|---|---|---|
| 大阪 | 五、〇八七、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 | 一、二七五、七〇〇 | 五、八一一、三〇〇 |
| 海國 | 三、六四三、八〇〇 | 四〇〇、〇〇〇 | 七二七、九〇〇 | 三、三一五、九〇〇 |
| 明教 | 三、三六九、五〇〇 | | 六〇六、五〇〇 | 二、七六三、〇〇〇 |
| 大東 | 七一〇、一〇〇 | | 一二七、八〇〇 | 五八二、三〇〇 |
| 酒家 | 五二五、〇〇〇 | | 九四、五〇〇 | 四三〇、五〇〇 |
| 萬世 | 五七三、二〇〇 | | 一〇三、二〇〇 | 四七〇、〇〇〇 |
| 日本共同 | 六三二、五〇〇 | | 一一三、九〇〇 | 五一八、六〇〇 |
| 禪徒 | 五〇三、五〇〇 | | 九〇、六〇〇 | 四一二、九〇〇 |
| 大日本 | 五一二、二〇〇 | 一三九、三〇〇 | 一一七、三〇〇 | 五三四、二〇〇 |
| 合計 | 一五、五五六、八〇〇 | 二、五三九、三〇〇 | 三、二五七、四〇〇 | 一四、八三八、七〇〇 |

備考　新契約ハ今日迄ノ實績ニ照ラシ全期間ニ於ケル總額ヲ豫想シ（海國及大日本ハ當期中引繼前ニ於ケル實際額）
消滅契約ハ契約總額ノ壹割八分ヲ見積リタルモノナリ

〔一二・二一、東京日々〕

## 大阪生命保險株式會社緊急廣告

○今般大阪生命保險株式會社は北陸生命保險株式會社の有する保險契約の全部を繼承したるに付該保險契約に關する權利義務共に北陸生命保險株式會社同樣に取扱申候

○右に付大阪生命保險株式會社は當由出張所を北陸生命保險株式會社內に新設し北陸生命保險株式會社に於て締結したる保險契約に關する事務は當分の內總て右當由出張所に於て取扱申候

○大阪生命保險株式會社が今日迄保險契約を繼承したるは九州、明教、海國　大日本、禪徒、萬世、日本共同、大東、酒家及北陸の十個生命保險會社にして之れに大阪生命固有の契約を合せ目下の契約額は二千八百五十餘万圓に有之候

○右の內九州、明教、海國、北陸、日本共同、萬世各會社の保險契約に對しては其權利義務共に繼承したるものに付總て當會社に於て取扱候

○大日本生命は本年六月一日禪徒は本年五月十五日現在有效の保險契約のみを繼承したるものに付其以前に死亡解約失效等に歸したる分に關しては當社は一切關係無之候

○酒家及大東生命の保險契約に付ては大阪、明教兩會社の中に保險料を拂込たる分のみ繼承したるものに付右兩社の中に保險料を拂込ずして死亡解約失效等に歸したる分に關しては當社は一切關係無之候

○大日本生命の子女教育資、酒家生命兵役保險、萬世生命布哇移民に關する定期保險は總て繼承以前のものに付右等契約に付ては當社は一切關係無之候

○大日本、大東、酒家、禪徒、萬世、日本共同等諸會社株式は當會社に於て之を所有せず又重役も當會社重役に於て兼務せざるにより保險契約繼承以前に屬する權利義務に關しては各會社各別の契約に基き各社各自に處理すべきものにして當社は何等の關係無之候

右廣告候也

明治卅五年十二月　　大阪市東區本町二丁目六十一番屋敷　大阪生命保險株式會社





明治卅五年十二月

## 仁壽生命保險合資會社

(193) 保險金最高額引上

保險金最高額引上（第八回明治三五・一・一報告ヨリ　同　一二・三一）

一明治三十五年五月十二日當會社ニ於テ引受クヘキ一被保險人ニ對スル保險金額ノ最高額五千圓ヲ壹萬圓ト改ムルコトニ決シ同日農商務大臣ニ屆出ヲ爲シタリ

## 朝日生命保險株式會社

(194) 定欵中變

定欵變更認可申請

當會社定欵第三條左ノ通變更ノ義株主總會ニ於テ決議致候

更（本社ヲ大阪ニ移轉）

第三條　當會社ハ本店ヲ大阪市東區大川町四十七番地ニ置キ支店ヲ東京市日本橋區本材木町二丁目二十二番地及京都市下京區六角通麩屋町西ヘ入大黑町二十二番戸ニ設置ス

右御認可相成度株主總會議事錄抄本相添此段申請候也

京都市下京區六角通麩屋町西入大黑町二十二番戸　朝日生命保險株式會社

明治三十五年一月三十一日　取締役（社長）　廣岡久右衛門

農商務大臣　平田東助殿

【備考】明治三十五年二月六日認可―登記濟届書ヨリ

(195) 三會社ノ合同

〔三・二一、大阪毎日〕三保險會社の合同　護國生命（資本金十万圓拂込貳万五千圓）朝日生命（資本金二十万圓拂込十万圓）北海生命（資本金二十万圓拂込五万圓）の三保險會社は今回愈合併の契約成立したれは假定欵作製の上主務省の認可を經て不日新會社の創業總會を開き茲に始めて大同生命保險會社の成立を見るに至る次第なるか今右三社の內情に就て聞くところによれは護國生命の保險金高は五百五十万圓朝日生命は四百万圓北海生命は八十万圓內外にして三會社の內北海生命は目下缺損を生し居り精算の結果は僅に壹万圓內外を餘すのみなりと

(196) 三會社合併認可申請

會社合併認可申請書

朝日生命保險株式會社、護國生命保險株式會社及ヒ北海生命保險株式會社三會社合併致シ大同生命保險株式會社ヲ設立致候ニ付御認可相成度此段申請致候也

明治三十五年　仁壽生命　朝日生命

明治三十五年三月廿二日

大阪市東區大川町四十七番地　朝日生命保險株式會社
取締役　廣岡久右衞門
同　中川小十郎
同　西田由
同　磯野源治郎
同　大戸復三郎
同　高野源之助
監査役　廣岡信五郎
同　祇園清次郎
同　岩田幸七

農商務大臣　男爵平田東助殿

【備考】明治三十五年四月二十三日附農商務省指令商第三九一二號ヲ以テ認可

合併理由

三會社合併理由書

內外ノ情勢ニ鑒ミ分立競爭ノ弊ヲ避ケ經費ヲ省キ基礎ヲ鞏固ニシ保險契約者　被保險者幷ニ株主ノ利益ヲ保護增進センカ爲メニ三會社合併ヲ協定致候次第ニ有之候【本編259,260參照】

大阪市東區大川町四十七番地
朝日生命保險株式會社



登記濟御届

一登記ノ目的及事理
明治三十五年七月十五日朝日生命保險株式會社、護國生命保險株式會社、北海生命保險株式會社ノ三會社合併ニ付朝日生命保險株式會社解散登記

二登記事項
合併ニヨル解散

三登記事項
東京市日本橋區本材木町壹丁目貳拾貳番地ニ設置セル支店解散

四登記事項
京都市下京區六角通麩屋町西入大黑町廿二番戸ニ設置セル支店解散

右ノ事項ニ付第壹號第二號ハ明治三十五年九月十六日大阪區裁判所ニ於テ第壹號第參號ハ明治三十五年九月二十二日東京區裁判所ニ於テ第壹號第四號ハ明治三十五年九月廿五日京都區裁判所ニ於テ登記濟ニ付此段御届申上候也

明治三十五年九月廿五日

大阪市東區大川町四十七番地　朝日生命保險株式會社
取締役　廣岡久右衞門

農商務大臣　男爵平田東助殿

明治三十五年　朝日生命

# 眞宗信徒生命保險株式會社

(198) 一部株主ノ革新同盟會

〔八・三一、大阪朝日〕**眞宗信徒革新同盟會**　眞宗信徒生命保險會社一部株主か同社と起業銀行間に於ける取引上重役の行爲に就き調査すへき事ありとて一昨夜有志會を某所に開き種々討議する處ありし由既記せしか其結果揭題の會を起す事となり委員五名　松村、黑田、土岐、中村、外一名）を擧け事務所を北區宗是町八番屋敷に設置したりと云ふ尙ほ同會は來月二日再會を期することに決したりと

(199) 大阪生命トノ合併談ニ就テ

〔九・四、京都日出〕**眞宗、大阪兩生命合併談に就て**　眞宗信徒生命保險と大阪生命保險との合併談は夙に坊間に流布し居り曩に本紙又は大阪電話欄に揭載したるが大阪市に於ては眞宗生命か其預金銀行なる起業銀行との間に如何はしき行動あれば之れを革新せんとの主張を以て眞宗信徒革新同盟會なるものを起し兩保險會社の合併を速かならしめんと運動し居る株主もありと合併論の主唱者とも云ふべきは大阪生命の取締役岡部廣氏等にして目下十七圓の市價を有せる眞宗生命の株券（十二圓五十錢拂込）は二十圓までならば幾百株にても買收すべしとて專ら買收に努めつゝあり而して合併派の主張と云へるは眞宗生命の保險契約高は大約千四百万圓あり其保險契約高百圓に就き二圓五十錢の募集經費を要し居れど今後千四百万圓以上の被保人を募るには到底斯る小額の募集經費にては契約し得へしとも思はれす大阪生命は既に明教生命と合併し次て九州生命とも合併の交渉成り居れは眞宗生命をも合併して益々事業を擴張せんと云ふに在りて半數以上の株券を買收したる以上は直に臨時總會を請求し多數決を以て一擧に眞宗生命を解散し保險契約人は大阪生命に引繼かん計畫なり斯せは其利益は莫大なりとて今日までに合併派か買收したる株數は殆んと二千株もありと一方眞宗生命にては保險會社の合併は甚た困難なるか上に其保險率を異にし居れは合併は容易ならす且同社は他の保險會社と違ひ株主の如きも全く西本願寺の信徒を以て組織し被保人も亦眞宗信徒なれは年々利益金の中より慈善資金として本願寺に志納し來りつゝある位にて本願寺も亦同社には相應の助力を與へ居れり合併派或は革新會なるものゝ主張の如く內部紊亂し居れるにもあらされは株主は勿論重役に於ても他會社と合併なとは思ひも寄らすといへり而して眞宗生命は保險會社中にても第二流に下らさる保險會社にして大阪生命と比較するときは資本額に於ても亦信用の程度に於ても同日の比にあらす況んや株主の眞宗信徒なるたけに兩社合意上の合併は勿論の事半數以上の株券を買收し多數決を以て合併又は解散を行ふことも六かしからんと云ふものあり記して今後の成行如何を見ん

(200) 革新會ニ對シ重役ノ辯明

〔九・七、大阪朝日〕**眞宗信徒生命重役の辯疎**　眞宗信徒生命保險會社の業務刷新を目的として起りたる革新同盟會の運動に就ては再三記載する所ありしが之に對する同社重役の辯疎を聞くに左の如し

吾社は明治二十八年四月本派本願寺の信徒なる兵庫、滋賀、香川、佐賀、山口諸縣下の資產家が設立したるものであるが資本金は五十萬圓現在拂込高は十二萬五千圓、準備金合計は六十九萬二千八百二十九圓である、本年七月末現在保險契約高は千四百七万千圓此人員は五萬九千七百六人で之を昨年九月末現在に比すれば契約高

明治三十五年　眞宗信徒生命

に於て七十四萬三千餘圓人員に於て二千六百餘人の增加となつてゐる、而して有價證券（公債及三都市債のみ）十九萬九千餘圓を所有し現金は十萬圓起業、十萬圓商工、十萬圓日本貯金支店、十萬四千圓北濱支店、六萬圓起業貯金、四萬六千圓鴻池支店、三万二千圓住友支店、一萬圓三十四支店（以上定期）一萬六千八百六十九圓起業（當座）六千三百四十二圓北濱支店（小口當座）の各銀行へ預入てある不動產什器は四萬餘圓出張所代理店勘定は三萬九千餘圓、假拂金は一萬七千圓で昨年十月より本年七月末日迄に支拂ひたる保險金は十四萬七千八百圓解約拂戻金は一萬千六百十圓で貸付金又は會社株券類を所有するは定欵の禁ずる所である近來大阪生命保險會社の人々が當社を買收せん爲め當社株券を買占め已に今日迄に書換手續を終りたるものは千三百三十株に及び居れるが同派の間には二千五百株位は買收したるやに云つて居るそうだ近頃大阪に於て革新會なるもの起り當社と起業銀行との間に隱微の蠢まつて居れるかの如くに云ふものあるが此等は誣說に過ぎないのである、現に革新會が主たる目的として居る預金及有價證券の預替の如きも既に實行されて居るのであるから其他は推して知るべきである、只吾社の重役が起業銀行の重役を兼て居る事丈は事實である云々

〔九・一〇、大阪毎日〕**眞宗信徒生命事件の落着**　眞宗信徒生命事件に關し楠保險課長斡旋の下に重なる關係者が一昨夜當市の堺卯樓に會見せし次第は昨報の如くなるが尙その後の消息を聞くに會見の結果相互の意志も氷解し岡部氏より革新派の人々に向て重役の意思を傳へ和解せしむるとして散會せしが革新派の提議中第一項起業銀行に重役たる人々は銀行の方を辭任すべしとのことは種々の事情ありて急速に運び難きものあるよりこはたゞ希望に止め第二項起業銀行への預金は營てその筋よりも注意もありしと故目下は革新派にて發表せし額よりも減少し居ると故成規の如く五分の一を超過せさる樣取計ふととなし第三項有價證券の保管は日銀京都



出張所においてなすとに同意し第四項有價證券の買入は重役會を經由せしむるとその買入品は公債日銀株及び日銀の見返品となるべきものと第五項會社資產の狀況を知らんとする者には資產貸借表を示して詳細の說明を與ふることゝなす筈にて右は重に楠氏の仲裁より來りし結果にて革新派の別働隊とも見做さるゝべき側より總會無效の訴訟を提起しあるも事情の分明せしより取下ぐるととし楠氏は別に仲裁書なるものを起草し相互に調印せしめその謄本を一般株主に配付して圓滿に歸局せし次第を報告せしむる筈なりと

〔一〇・四、京都日出〕**起業改革と眞宗保險**　別項記載の如く起業銀行の改革運動も詮する所は眞宗信徒生命保險に對する岡部氏の側面攻擊に外ならざるが曩に楠氏の調停に依り岡部氏及び改革同盟會とも協定濟となり眞宗保險にては其條件は一々履行したるが岡部氏は其後時日を經過するも條件の一なる臨時總會無效訴訟願下げは再三催促するも言を左右に托して履行せず夫が爲會社にては改正定欵を實施するに就ても不便あり且大阪生命の持株たる千六百餘株の中百八十一株を去月末日岡部氏の名義に書換へ其中より十五株を割きて更に大阪生命社員三名に五株づゝ書換たる如き是等より推すれば野心の尙ほ去らざるに似たり旣に總會無效訴訟の口頭辯論期日は來る十三日に迫り居れば此儘に捨て置き來月の定時總會に諮る筈なりと云ふ



〔一〇・二九、大阪毎日〕**眞宗信徒生命事件の陳情**　眞宗信徒生命革新同盟會の目的は同生命保險會社をして大阪生命に合併せしめんとするにありて本派本願寺の役僧中にも野心家と氣脈を通し株式買收に盡力せしものもありし由にて之に關し同生命保險會社創立の當時發起人たりし人々は此の程旣に執行長宿老に陳情書を提出したりしが尙右等の情況を直接大法主へ上申せんとて小西新右衞門氏外九名の人々は今回大法主へ謁見の義を

申出でたるを以て法主においても其意を諒し一兩日中右の人々と會見することに內定せりと

西本願寺トノ關係ニ就テ (204)

〔一一・二九、大阪朝日〕**西本願寺と眞宗生命保險會社**　目下開會中の西本願寺集會にては兩者關係を絶すべしとの建議を出さんとて奔走せる者あり其主意は宗教の本山にして營利會社と關係を存するは宜からずと云ふにある由一應は尤なるも眞宗信徒生命保險は九年前本山側の人より勸誘し設立したるものにて定款にも利益十分の三を本願寺の慈善資金に寄附する事となり居り現に本年の如きも五千餘圓の寄附をなせし程なれば今此關係を絶たんとするは歷史を考へざる說にて却て意外の失態を來さんも知れずと憂慮し居るものもある由

通常簡易二種ノ約款ヲ認可申請 (205)

**普通保險約款變更ノ認可申請書**

從來ノ普通保險約款ヲ通常及簡易ノ二種ニ變更シ新ニ利益配當付保險幷ニ簡易保險ノ種類ヲ增加致度候間御認可被成下度依テ一切ノ書類相添此段申請候也

明治卅五年十二月廿七日

京都市下京區油小路御前通南入玉本町第廿五番戶　眞宗信徒生命保險株式會社

取締役　小西新右衞門

農商務大臣　男爵平田東助殿

【備考】通常及簡易普通保險約款ハ明治三十六年度ニ於テ訂正セラレタル分ヲ收錄シ玆ニハ之ヲ省略ス



## 九州生命保險株式會社

〔三・二三、大阪每日〕**九州生命保險會社の移轉說**　福岡市博多の九州生命保險會社は資本金三十万圓にして去る二十八年の創立にかゝりその目的は東京及大阪の各保險會社が九州地方へ進入して益々保險金を吸收し去り爲に九州の利益を奪はるゝ處あるより同地方の有力者は之を遺憾とし各自一致して設立せし九州唯一の生命保險會社なるが近時九州の募集も略ほ行渡りたればこの際本店を他に移し大に募集區域を擴張し東京支店に本店を進めんとの說と大阪支店に移すべしとの議論ありて種々協議を重ねたりし末大阪支店に移轉する方得策なりとのことに決し明二十四日臨時株主總會を開きこれが承認を求むる筈なりと

〔五・二八、福岡日々〕**九生保險會社總會と募集成績**　九州生命保險會社は豫記の如く一昨廿六日午後四時より臨時總會を開きしに出席株主委任狀共百八十六名此權利株數三千二百十三にして取締役三名の補欠選擧を行ひしに指名にて野守嘉猷、牟田萬次郎、有吉七郎の三氏滿場異議なく當撰し平和の間に閉會せるが是にて既報せる如く從來株主中の紛議も實際圓滿に終結を告げしかば、前途會社は豫て計畫の唯一方針に向ひ進行する都合なりと、又同會社被保人募集は目下縣外にて熊本、佐賀、長崎、鹿兒島、大分、縣內にて宗像、嘉穗、粕

明治三十五年　眞宗信徒生命　九州生命

屋、鞍手等に向け都合七名の委員出張し居れるが一般保險業の不況と共に敢て好結果と稱する程にあらざるも去迚全然不良とも云ふべからず試に本年一月より五月上旬迄の新契約高と昨年同期間の新契約高を比較せば左の如しと

本年一月より五月上旬に至る　六十三万六千七百圓
昨年同　四十七万三千九百圓

譲渡談略成立 (208)

〔六・二五、福岡日々〕**九州生命譲渡談成る**　九州生命保險會社を解散し明治生命保險會社に譲渡しの議あり、九州保險會社專務取締役上野彌太郎氏專ら其交渉の任に當りつゝあることは既記の如くなるが其後交渉大に渉取り略ぼ兩會社の意見一致するに至れり、九州保險會社に於ては再昨日特に重役會を開き一人の異議なく譲渡しに決したれば愈々來月八日臨時株主總會を開きて譲渡の可否を正式に決定する都合なり而して譲渡しの條件及手續は九州生命保險會社は拂込株金七万五千圓を殘留し其他保險契約及之に附屬する總ての權利、義務及財産等の一切を明治生命保險會社に譲渡し會社は任意解散を爲すに在り尤も保險契約人に對しては株主總會に於て決議の上は契約移轉の勸誘を爲す筈なるが若し明治保險に移轉の勸誘に應ぜざるものに對しては無論現在の如く九州生命保險に於て責任を負ふべきも會社の本體にして既に任意解散したる以上は契約移轉するか又は拂込金を取戻すの外途なし、勿論會社に於ては保險法の明文に依り處分する都合なるも兎に角保險料の低廉なる九州保險より確實信用多き明治保險に移轉するとなれば契約人に取ても利益の點無きにあらず必ず喜んで契約移轉を諾すべしと、尚ほ此外少し許りの條件あれどもそは九州生命保險會社の利益に屬し敢而明記する程の要なしとなり、因に前號東京電報欄に合併交渉成り九州重役安川敬一郎氏本日出發歸縣せりと記せしが安川氏は過日既に歸縣したれば右は誤りなりし

合併ニ對スル明治ノ態度 (209)

〔七・一、大阪毎日〕**明治生命の九州生命買收に就て**　兩社合併の件に就ては數次揭記せし處なるが尚その後の模樣を聞くに明治にては當初より九州の合併交渉には拒絶の態度を執り來りしも其後九州より種々の內談ありたる末結局九州拂込額七萬五千圓と代理店勘定一万圓だけを九州に殘して解散し他の資産全體を明治に譲りて保險契約を繼承するとに去月二十二日內談調ひたれば九州にては來る臨時總會を開きて協議を爲す筈なり、尚右決定後なほ巨細の點につき協定を要することもある由なれば實際賣買の受授を終るは十一月中なるべしと

譲渡談不調 (210)

〔七・九、福岡日々〕**九、明兩保險會社賣買談不調に歸す**（總會取消）九州生命保險會社を明治生命保險會社に對し譲渡の交渉は既報の如く兩會社重役間の調印成るまでの運びとなり、九州生命に於ては昨日臨時株主總會を開きて譲渡問題を決定する都合にて使用人中には地位を失はんかの懸念より種々妨害運動を試みしものもありしが保險契約人及同會社株主に於ては素より異議なきのみならず寧ろ熱望の模樣にて附議の上は直に可決せらるべき傾向なりしが去五日に至り突然重要なる事實の間違ひ居ることを發見したるを以て是迄の譲渡談は遂に全く破裂となり、從て昨日開るべき總會も取消すに至りしが右に關し取締役安川敬一郎氏は責任を負ふて重役辭職を申出て居れりと云ふ

(211)

〔七・二五、大阪朝日〕**九州生命の善後策**　同生命は過般明治生命へ譲渡談不調以來重役等は將來の經營に就

善後策

き屢々凝議しつゝある由なるが未だ現在の儘獨立經營を爲すべきか將た他會社へ合併すべきか確定に至らされども要するに明治讓渡談は既記の如く曩きの大阪移轉派の內抗及ひ社員の同盟罷勤等に基きしものにて重役間に於ても獨立營業を主張するにもあらされば以來大阪生命の重役岡部廣氏昨今同地に下り買收の交涉を爲しつゝあるよし又曩の移轉派たりし人見米次郎氏も從來の同志株主と謀り之れ亦買收の交涉中なりと云へば同社の將來は何れにか合併若くは讓渡の調談を見るに至らんと謂ふ

大阪生命ヘ合併ノ諸準備　(212)

〔八・一七、福岡日々〕九生保險會社合併準備　九州生命保險會社が大阪生命保險會社と合併の交涉調成し一昨日其準備の第一着として臨時總會を開き重役の改選を爲したる迄の顚末は屢々記載せしが今回の合併に就ては九州生命の大株主の中已に大阪生命に持株を賣渡したるもの少なからずして、大阪生命の重役諸氏は現に多數の九生株所有者となり現に本田社長の如きは千五百餘株、岡部取締役亦七百九十株を有して其他已に大阪生命の手に歸したる株は總株六千株の內三千三百餘株に達し卽ち權利株過半數を占め居れる結果は假令一二の株主にして合併に異議を唱ふるものある共大勢上如何ともするに由なく、換言せば事實上大阪生命に買收せられたるものと云ふて可なりしを以て殘餘の大株主も勢ひ合併を贊し旣に着々其實行を謀りつゝありて一昨日の臨時總會に於て現重役が總て辭職し改選を行ひたる結果は取締役に大阪生命の本田男、岡部廣、小林好愛、柴原和及九州生命の野守嘉猷、高見松太郎諸氏、監査役に下澤善右衞門、江藤茂、石橋勇三郎諸氏當選して此處に聯立內閣を形造りたれば昨日は上野社長より新重役に對して事務の引繼を爲せり、而して此等新重役は今後大阪生命との合併準備の任に當る筈にて昨日も重役會を開き種々協議する處ありしが合併最終の臨時總會は兩社同時に行ひ期日は未定なるも多分來る二十四五日頃開會するに至らんとなり、又此合併に際し株主にして將來大阪生命の株主たる意思なきものには拂込金十二圓五十錢にて買收の筈にて、尙ほ保險契約人中に於て契約の移轉を欲せず依然九州生命保險會社との契約を固執する場合は九州生命保險會社は矢張其責任を有せざるべからざれば合併後斯る異議者あれば九州生命の表札は大阪生命支店內に揭げて其事務を執る都合なりと、因に九州生命保險會社にては今回重役改選と同時に從來大阪生命の社員たりし丹比保太郎氏入て支配人となれり

役員更迭　(213)

〔八・二七、官報〕明治三十五年八月二十日九州生命保險株式會社登記事項中左ノ通變更ス

一辭任取締役ノ氏名

有吉七郎　牟田萬次郎　野守嘉猷　高見松太郎　江藤茂　石橋勇三郎　八阪寅吉　小阿久四郎　上野彌太郎

一新任取締役ノ氏名住所

大阪府大阪市東區北濱五丁目十七番地　岡部廣

福岡縣福岡市西小姓町八番地　野守嘉猷

大阪府大阪市東區本町二丁目六十一番地　本田副元

長崎縣長崎市本紺屋町四番地　高見松太郎

東京府北豐島郡日暮里村金杉三五番地　柴原和

東京府東京市本鄕區湯島六丁目十番地　小林好愛

一辭任監査役氏名

山口練一　柴田治三　下澤善右衞門

一新任監査役の氏名住所

明治三十五年　九州生命

福岡縣福岡市中間町九番地　下澤善右衞門
福岡縣筑紫郡住吉村春吉五百九十七番地　石橋勇三郎
熊本縣菊池郡陳內村千六百五十二番地　江藤茂
右公告ス
明治三十五年八月二十日
福岡（福岡地方裁判所管內）區裁判所



〔九・六、大阪朝日〕**九州生命の臨時總會**　同社は昨日午前大阪生命保險會社に於て總會を開き左記議案を可決せり、但舊重役に贈呈すべき報酬額に就きては金五千圓の範圍に於てし、その配當方は重役の內議に一任することに決したる由

一當會社現在の保險契約全部を大阪生命保險株式會社に移附すべき件
一前項記載の契約に對する責任準備積立金を大阪生命保險株式會社へ移附すべきことを議決する件
一定款第二條所定の當會社東京支社幷に大阪支社を廢止する件
一定款第十五條所定の取締役十名內社長一名專務取締役一名とあるを取締役六名內社長一名と改正の件
一定款第二十六條所定の取締役不時退職の場合に年度報告を總會に提出し承認を得る迄供托株を引出すことを得ざる義務を免除するの件
一舊重役に報酬贈呈の件　【本編192參照】

〔九・二〇、大阪毎日〕**九州生命の引繼**　同社が大阪生命へ合併の結果、昨日福岡市の元九州生命本社內に於





て大阪生命の岡部取締は九州生命の舊重役より引繼を受くる由なるがその資產は五十五萬二百圓なりといふ

## 六條生命保險株式會社

〔三・四、大阪朝日〕**六條生命の整理難**　京都の六條生命保險會社は昨年十月主務省より新契約停止業務整理を命ぜられ爾來其整理條件に基きて本山に預けある六萬圓の預金と參萬參千圓の繰越金との回收を數々本山に向つて交涉したるも今尙其回收を得る能はず且夫の曩に本山より買受け現に會社の財產中に加り居る拾參萬圓の地所を本山に買戻さしむるか又は正當なる賣買登記の手續を終了するかの條件に就ても本山が右地所を元價より壹萬五千圓安にて買戻すの談判に歸着し是亦今日に至るも其實行を見る能はずして同社整理の事も一寸困難の狀態なりと云ふ左ればこそ早晩實行せずして止むべからざるものなれば本山たるもの其內部の紛爭を速に埒明け會社に於ける多數被保人の安心を圖るは當然なるべしとの評あり



〔六・一九、大阪朝日〕**東本願寺と鴻池銀行の交涉**　三百萬圓內外の負債を擁して苦惱しつゝある夫の大谷派本願寺は目下鴻池銀行に向つて借入金の交涉をなしつつあるが同銀行は右の交涉に對し六條生命を他人の有

ト鴻池銀行ノ交渉

と爲す事、會計監査局を財政總務局と更め金錢の出納を統轄せしめ專門の學士を同局長と爲す事、二十九年以來の金錢出納表を示し向ふ十箇年を期して敎學資金準備と爲す爲兩法主自ら諸國を巡廻する事、現在の負債は門信徒より募集し成るべく速に償却する事等の條件を附してならば百萬圓を貸出すべしとの返答をなし本願寺にては目下尚考慮中なりと

(218) 東本願寺ノ預金回收整理難ト會社

〔七・一、大阪毎日〕**六條生命と東本願寺**　東本願寺に對する二十餘万圓の預金に關し回收整理を理由として新契約の停止中なる六條生命保險會社にては日野西社長、波越主事等專ら渥美顧問、鳥越會計監査局長へ交渉中の處同寺の寄附金募集も意の如くならず且つ其内外の折合圓滑ならざる向もありて容易に纏るべき模樣なき折合佛敎生命と合併の說を唱ふるものありて双方重役間に内密協議せしものありたるもこれまた捗々しからざるを以て六條生命にては目下預金取立の方法として本願寺に向て同寺債券未拂出の分を請求し一時便宜の方法を以てこれを融通し二十餘万圓の金員を調達して解停申請をなさん方針にて目下夫々示談中の由なり

(219) 整理督促

〔一一・一、大阪朝日〕**六條生命整理の督促**　六條生命保險會社が嚮に新契約を停止され整理を命ぜられて以來已に一箇年を經過せしも未だ整理の實を擧ぐるに至らざるより農商務省にては去月二十九日京都府廳に向ひ此際整理の方針を詳細取調べ上申すべきを命じ來りしに就き府廳は直に其旨を會社に傳へ同社は一兩日内に夫々今後の目的方針等詳細復申せん筈なりと

(220)

〔一一・二、大阪毎日〕六條生命檢査役選任　京都六條生命保險會社は曩に其筋より新契約を停止されしが其後改革の實擧らざる爲め大株主たる東本願寺の重役は同會社の前途を氣遣ひ此際斷然たる處置をなすことゝなり大谷勝緣師外十名の大株主は辯護士村上政藏氏を代人として商法の規定に基き過般檢査役選任を申請せしが愈々一昨日大橋鉄三郎、深見伊兵衛、岩村茂の三氏に檢査役並に業務及財産の狀況調査を命ぜられたり

檢査役選任

(221) 檢査役ノ報告

〔一一・七、大阪朝日〕**六條生命檢査役の報告**・京都地方裁判所の選任したる六條生命保險會社の檢査役は嚮に已に第一回の報告を爲し一昨日第二回の報告を爲したるが要するに帳簿不完全若くは帳簿不足等のためにて到底充分の檢査を爲し難しとの意見を述べたるものの由なり

(222) 本山トノ妥協

〔一二・三、京都日出〕**六條生命と本山との妥協**　六條生命保險會社と株主との紛擾は其實は本山と六條生命との衝突にして之れが原因は六條生命にては保險金は本山に吸收せられ被保險者の死亡ある時は準備積立金より支出する事となり居れば保險金取戻訴訟は本山を被告として提起せんとせしより本山側にては之に先じて檢査役撰任の申請をなすに至りしものにて檢査の結果多少の不都合はあるも商法違犯又は刑事に觸るべき事柄のなき所より本山側にては六條生命に對し双互の意志疎通せざる處より斯る行動に及びたるものなればとて協議もありて愈本山側よりは全權委員として岩村茂、深見伊兵衛、三幣保の三氏六條生命は全權委員として淺井榮、森田茂の二氏を出す事になり一昨夜木屋町玉川樓に於て第一回の妥協會を開きたるが岩村氏に差支ありて當日は互に其意見を述べたる迄にて散會し更に今三日午後五時より同所に於て第二回妥協會を開き双方胸襟を開きて陳述し意思疎通を計り以て圓滿の妥協を遂け本山會社兩方共に利益の方法を協定せん都合なる由

## 護國生命保險株式會社



合併審議ノ總會ノ案内狀

拜啓愈々御清榮奉賀候陳者過般來當會社ト朝日北海兩生命保險株式會社トノ間ニ合併ノ儀相生シ爾來交渉中ニ有之候處今回三會社重役間ニ於テ協議相纏リ候ニ付テハ左記ノ議案ニ付キ來ル三月廿日午後一時本社樓上ニ於テ臨時株主總會ヲ開キ審議致度候間萬障御繰合セ御出席被下度此段得貴意候匆々

追テ御差支御座候ハヾ出席株主ニ御委任相成候樣願度別紙委任狀用紙一葉封入仕候

明治卅五年三月五日

護國生命保險株式會社

社長　板倉勝已



議案

一當會社ト朝日北海兩生命保險株式會社合併ノ件

一前記合併ニ關スル協定條項ヲ定ムル件

一本社設立發起以來引續キ今日ニ及ヒ社業上功勞アル諸氏ニ對スル慰勞金贈進ノ件

會社合併認可申請書

三會社合併認可申請





當會社ハ朝日生命保險株式會社及ヒ北海生命保險株式會社ト合併致シ大同生命保險株式會社ヲ設立致候ニ付御認可相成度此段申請致候也

明治三十五年三月廿七日

東京市京橋區南紺屋町十一番地　護國生命保險株式會社

社長　板倉勝已

專務取締役　池上仲三郎

常務取締役　廣田千秋

取締役　渡邊玄包

監査役　宮古啓三郎

監査役　今泉定介

農商務大臣　男爵平田東助殿

【備考】明治三十五年四月二十三日附農商務省指令商第三九一二號ヲ以テ認可

合併理由書

合併理由

內外ノ狀勢ニ鑒ミ分立競爭ノ弊ヲ避ケ經費ヲ省キ基礎ヲ鞏固ニシ保險契約者被保險者幷ニ株主ノ利益ヲ保護增進センカ爲メニ三會社合併ノ協定致候次第ニ有之候【本編259、260參照】

〔九・二五、官報〕護國生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク追加ス

一解散ノ事由年月日

朝日生命保險株式會社及北海生命保險株式會社ト合併シ大同生命保險株式會社ヲ設立シタルニ付キ明治三十五年　護國生命

五年七月十五日解散
右明治三十五年九月十九日登記

本店移轉登記 (226)

## 日宗生命保險株式會社

〔五・一四、官報〕日宗生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス
一本店　東京市日本橋區通二丁目六、七番地
右明治三十五年五月八日登記

保險種類變更認可申請 (227)

### 認可申請書

當會社保險種類、保險約款幷保險料及責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類別紙ノ通變更明治三十六年一月一日ヨリ實施仕度候間御認可被成下度別紙甲號變更理由書相添此段及申請候也

明治三十五年十一月六日

東京市日本橋區通二丁目六、七番地　日宗生命保險株式會社
專務取締役社長　川合芳次郎

農商務大臣　男爵平田東助殿



東京區裁判所

變更理由書

甲號　變更理由書

一保險種類

從來死亡保險ヲ第一類ト稱シ、生存保險及兵役保險ヲ第二類ト稱シ左記ノ通リ幾種ヲ設ケアリ

第壹類保險

一尋常終身保險
二有期掛金終身保險
一年拂濟、五年拂濟、拾年拂濟、拾五年拂濟、貳拾年拂濟
三養老保險
四十歲受取、四十五歲受取、五十歲受取、五十五歲受取、六十歲受取、六十五歲受取、七十歲受取
四有期掛金養老保險
一年拂濟、三年拂濟、五年拂濟、七年拂濟、十年拂濟
受取年齡同上

第二類保險

一兵役保險
二教育資保險
十四歲受取、十七歲受取、二十歲受取
三就業資保險
五年後受取、七年後受取、十年後受取
四長壽保險
七十歲受取、七十七歲受取、八十歲受取、八十八歲受取

明治三十五年　護國生命　日宗生命

然ルニ前記ノ內第二類保險中普通生存保險ハ其組織貯金法ト同樣ニシテ尙中途死亡解約ニ於テ拂込金ノ幾分ヲ損スルカ故ニ貯蓄心ニ乏シキ邦人ニハ不適ノ感アリテ比較的實効ヲ收メ難ク或ル種類ノ如キハ全ク需要ナキモノアリ且ツ業務取扱上掛金徵收ノ如キ死亡保險ニ比シ頗ル手數ヲ要スルモノアルヲ以テ生存保險ハ凡テ廢止ス

兵役保險ハ現時其需要尠カラサレトモ其方法未タ不備ノ點アルヲ免レサルヲ以テ國運ノ進歩ニ伴ヒ將來ニ於ケル事業ノ困難ヲ慮リ一般兵役奬勵ノ趣旨ヲ完フスル能ハサルヲ認メ第二類保險ヲ全廢シ死亡保險ノ一種ノミトセリ（必要ナキヲ以テ第一類保險ノ名稱ヲ廢ス）死亡保險中終身保險ハ之ヲ廢シ養老保險八十歲滿期ヲ設ケ之ヲ代用シタリ是レ既往ノ實驗及現時ノ需要ニ應シ滿期ヲ定メテ契約スル保險ノ一種トシ申込者ノ便益ヲ圖リ業務取扱上ノ簡略ヲ目的トセシニ由ル然リ而シテ滿期年齡ハ從來ノ養老保險ニ於テ五歲毎ニ設ケシカ小區分ノ必要ヲ認メサルニヨリ之ヲ十歲毎ニナシ且ツ保險料拂込年限モ從來ノ有期掛金ニ於ケルカ如ク幾種ヲ設クルハ複雜ニシテ實際其用ナキモノアルニヨリ單ニ十年拂、二十年拂ノ二トシ滿期拂ヲ合セテ三トス

依テ保險種類ハ別紙乙號ノ如ク變更ス

二保險約款

從來ノ保險約款（明治廿九年十月廿八日規定保險規則）ハ不備ノ點多ク前項保險種類ノ變更ニ因リ改正ノ必要ヲ生シタルヲ以テ丙號ノ如ク變更ス

三保險料及責任準備金算出ノ基礎及方法

死亡生殘表、豫定利率及純保險料算出方式ハ從前ニ異ナルコトナシト雖モ附加保險料ノ算定ニ於テ新法ヲ用ヒタリ、是レ附加保險料ハ會社ノ費用即チ新契約費、管理費及收金手數料ヲ保險契約期間保險料拂込年數ニ比例シテ公平ニ賦課スルヲ正當ナリト認メタルヲ以テナリ別紙丁號ノ如シ

（附記）變更以前之契約ニ對スル總テノ措置ハ從來ノ通　以上

（丙）保險約款（抄）

第四條　前條ノ猶豫期間ヲ過キテ尙ホ保險料ヲ拂込マサルトキハ第十一條ノ返還金カ此證券表面ニ記載シタル保險料額及一日一萬分ノ四ノ利子ニ下ラサル限リ之レヲ貸付金ニ振換ヘ保險料ノ拂込ミニ充ツヘシ



但第十一條ノ返還金ナキカ又ハ返還金カ少クトモ此證券表面ニ記載シタル保險料額參ケ月分及利子ニ充タサルトキハ第五條ノ處分ヲナスヘシ

第五條　保險料拂込猶豫期間ヲ過キテ保險料ヲ拂込マサルトキハ被保險者ヨリ解約ヲ申込ミタルモノト見做シテ處分スヘシ

第七條　被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フヘシ

但シ當會社カ實際死亡シタルモノト認メタルトキハ此限リニアラス

附記

保險約款第十一條ニ定メタル解約價格ハ英十七會社死亡生殘表豫定利率年四分ヲ用フル本邦同業十七會社ノ協定セル方式（明治三十三年）ニ依リ算出シタルモノヲ用フ

# 徵兵保險株式會社

## 定款改正認可願

本會社現行定款中株主臨時總會ノ決議ヲ以テ左記ノ條項改正仕候ニ付御認可被成下度保險業法第八條及商法施行法第九十九條ニ基キ此段奉願候也

明治三十五年十二月二十日

東京市京橋區彌左衞門町四番地　徵兵保險株式會社

社長　岡田治衞武

一八九

農商務大臣　男爵平田東助殿

（一）當會社定款第三條ヲ左ノ通リ改正ス

第三條　當會社ハ徵兵保險簡便生命保險及生存保險ノ業ヲ營ムヲ以テ目的トス

（二）同第十條ヲ左ノ通リ改正ス

第十條　當會社ノ株券ハ拾株券壹株券ノ貳種トス

（三）同第二十九條中取締役「七名」トアルヲ「五名」ト改正ス

（四）同第三十條中「百株」トアルヲ「五拾株」ト改正シ「五拾株」トアルヲ「貳拾株」ト改正ス

（五）同第三十二條中「取締役ノ決議ニ隨ヒ」トアルヲ「取締役會ノ決議ニ基キ」ト改正ス

（六）同第三十三條中「百株」トアルヲ「五拾株」ト改正ス

（改正條項ハ簡便生命保險增加其他）

改正理由

理由書

本會社定款改正認可ヲ出願セル理由左ノ如シ

一現行定款第三條中ヘ簡便生命保險ヲ加ヘシハ目下營業目的ノ徵兵保險、生存保險ノ外ニ簡便生命保險ヲ營マント欲スルニアリ

一現行定款第十條、同第二十九條、同第三十條、同第三十二條、同第三十三條中ノ改正ハ會社ノ必要ニ基キ改正セシ次第ナリ

右之通ニ候也

明治三十五年十二月廿三日

## 愛國生命保險株式會社

### (230)

### 終身及養老保險約款（抄）

【備考】明治三十五年十二月十六日變更認可申請、同年同月二十七日農商務省指令商第一三八六六號ヲ以テ認可

本約款中舊模範約款（第二卷第一編355）ト略同樣ノ規定ハ省略セリ

第四條　保險料拂込期日後六十日ヲ猶豫期間トス但延滯保險料ニ對シテハ百圓ニ付日步四錢ノ割ヲ以テ利子ヲ附加シ拂込ムヘキモノトス

前項猶豫期間內ト雖トモ保險料延滯三十日以上ニ及ヒテ被保險者死亡シタルトキハ當會社ハ保險金支拂ノ責ニ任セス

第八條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無效トス【一・二ハ省略】

三保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタル場合

ニ於テ戶籍面ノ年齡カ契約ノ當時當會社ノ保險料表ニ揭ケタル年齡ノ範圍外ニ在リシトキ

第九條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ其效力ヲ失フ【一ハ省略】

二被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ但當會社カ實際死亡シタルモノト認メタルトキハ此限ニ在ラス

明治三十五年　徵兵保險　愛國生命

第十一條　保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アル場合ニ於テ第八條第三號ニ該當セサルトキハ左ノ方法ニ據リテ處分スルモノトス

一戶籍面ノ年齡カ錯誤ノ年齡ヨリ少カリシトキハ當會社カ被保險者ノ身體ヲ診査シ又ハ其他ノ方法ニ據リテ年齡相當ト認ムルトキニ限リ將來ノ保險料ヲ減シ已收保險料ノ差額ハ其總額ノ十分ノ一ヲ控除シテ返付スヘシ若シ死亡ノ後ニ錯誤ヲ發見シタルトキハ之ヲ返付セス

二戶籍面ノ年齡カ錯誤ノ年齡ヨリ多カリシトキハ將來ノ保險料ヲ增加シ已收保險料ノ不足額ハ年五朱ノ複利ヲ加ヘテ之ヲ追徵ス

第十二條　被保險者カ外國、臺灣、澎湖列島及千島ニ於テ又ハ其渡航中ニ於テ死亡シタルトキ若クハ電氣、瓦斯、採鑛、採炭ノ業務ニ從事セル場合ニ於テ其業務カ原因トナリテ死亡シタルトキハ當會社ハ保險金額ノ十分ノ一ヲ削減シテ支拂フヘシ

第十三條　保險契約者ハ何時ニテモ當會社ニ對シテ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ當會社ハ左表ニ據リ保險料ノ拂戻ヲ爲スヘシ

尋常終身保險解約拂戻割合表

| 經過年數 | 契約締結ノ時ニ於ケル被保險者ノ年齡　自十五歲　至三十九歲 |
|---|---|
| 五年未滿 | 拂戻ヲナサズ |
| 五年以上　七年未滿 | 保險料拂込額ノ一割五分 |
| 七年以上　九年未滿 | 同　二割 |
| 九年以上　十一年未滿 | 同　二割五分 |
| 十一年以上　十六年未滿 | 同　三割 |
| 十六年以上　廿一年未滿 | 同　三割五分 |
| 廿一年以上　廿六年未滿 | 同　四割 |
| 廿六年以上　四十一年未滿 | 同　四割五分 |
| 四十一年以上　四十六年未滿 | 同　五割 |
| 四十六年以上　五十一年未滿 | 同　六割 |
| 五十一年以上 | 同　七割 |

| 經過年數 | 契約締結ノ時ニ於ケル被保險者ノ年齡　自四十歲　至六十歲 |
|---|---|
| 三年未滿 | 拂戻ヲナサズ |
| 三年以上　五年未滿 | 保險料拂込額ノ一割五分 |
| 五年以上　八年未滿 | 同　二割五分 |
| 八年以上　十一年未滿 | 同　三割 |
| 十一年以上　十六年未滿 | 同　三割五分 |
| 十六年以上　廿一年未滿 | 同　四割 |
| 廿一年以上　廿六年未滿 | 同　四割五分 |
| 廿六年以上 | 同　五割 |

本表ニ據リ算出シタル拂戻金額カ保險金額百圓ニ付金九拾圓ヲ超過スルトキハ其超過額ハ拂戻サヽルモノトス

養老保險解約拂戻割合表

| 經過年數 | 契約締結ノ時ニ於ケル被保險者ノ年齡　自十五歲　至五十歲 |
|---|---|
| 三年未滿 | 拂戻ヲナサス |
| 三年以上　五年未滿 | 保險料拂込額ノ二割五分 |
| 五年以上　八年未滿 | 同　三割五分 |
| 八年以上　十一年未滿 | 同　四割五分 |
| 十一年以上　十六年未滿 | 同　五割五分 |
| 十六年以上　廿一年未滿 | 同　六割五分 |
| 廿一年以上　廿六年未滿 | 同　七割五分 |
| 廿六年以上 | 同　八割五分 |

第十四條　前條保險契約解除ノ場合ニ於テ保險契約者ノ希望ニ依リ當會社ハ拂戻金ニ一割ヲ加ヘタル金額ヲ一時拂保險料ニ振換更ニ之ニ相當スル保險金額ヲ受取ルヘキ拂濟保險證券ヲ交付スルコトアルヘシ

第十六條　總テ拂戻金ハ保險契約者カ其拂戻ノ事由發生ノ時ヨリ一ケ年以內ニ請求セサルトキハ當會社ハ之カ支拂ノ責ニ任セス

第十八條　保險契約者被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ當會社ノ利益配當ニ與カル權利ナシ





第一條　傳染病保險ハ契約期間中被保險者カ日本國內ニ於テ左記六種傳染病ノ一ニ罹リタルトキ保險金額ヲ支拂フモノトス但疑似症ナルトキハ此限ニ在ラス

虎列剌、赤痢、腸窒扶斯、發疹窒扶斯、百斯篤、猩紅熱

前項ノ罹病ハ發病ノ時日ニ拘ハラス主任醫カ正當ノ手續ニ據リテ所轄官吏又ハ公吏ニ屆出テタル書面ニ記載セル診定日ヲ以テ罹病ノ日ト看做ス

第二條　傳染病保險ノ被保險者ハ左記職務ヲ有スル者ニ限ル但保險契約後ニ生シタル異動ハ契約ノ効力ニ妨ナキモノトス

官吏、准官吏、公吏、府縣市郡區町村會議員、市區町村役場吏員、市區町村衛生組合役員、醫師、官公私立病院職員、看護婦、學校教員及職員

第四條　五年定期ノ契約ニ於ケル第二年目以後ノ保險料ハ每年各其前年度ノ末日マテニ拂込ムヘキモノトス

第五條　被保險者第一條ニ揭ケタル傳染病ニ罹リタルトキハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ直ニ之ヲ當會社ニ通知シ且罹病ヲ知リタル日ヨリ十五日以內ニ左ノ書類ヲ當會社ニ差出スヘシ

一保險金請求書

二主治醫ノ罹病證明書

三被保險者ノ罹病地ヲ管轄スル市區役所町村役場又ハ警察署カ被保險者ノ傳染病ニ罹リタルコトヲ證明シタル書類但已ムヲ得サル事由ニ因リ此證明書ヲ得ルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ニ換フルコトヲ得

四被保險者及保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ戶籍謄本

前項書類ノ外當會社カ調查ノ爲メ特ニ必要ト認メタル書類ハ其提出ヲ求ムルコトヲ得

第十條　契約期間中被保險者第一條ニ揭ケタル傳染病以外ノ原因ニ因リテ死亡シタルトキハ其保險契約ハ消滅スルモノトス

第十二條　保險契約ノ滿期、解除、無効、失効、消滅、保險金支拂ノ責ニ任セサル場合ハ總テ既收保險料ノ返還ヲ爲サヽルモノトス

安川社長就任

## (232)

### 安川社長就任（第六回明治三五・一一・一二・三一事業幷諸計算報告書ヨリ）

一三月十五日取締役互選ノ上安川繁成ヲ專務取締役社長トナシタリ

## 日本生存保險株式會社

東北生命合併云々 (233)

〔八・五、中外商業〕東北生命と日本生存の合併　青森市の東北生命保險會社は過般東京の日本生存保險會社と合併の交渉中にて日本生存の支配人清宮新吉氏は先日來青森に出張取調中なりしが愈々交渉纏り本月一日契約書の交換を了したりといふ【本編248參照】

新契約停 (234)

## 禪徒生命保險株式會社

商發第五七號　貴管下禪徒生命保險株式會社新契約停止處分ノ件別紙ノ通命令相成候ニ付御閲覽ノ上會社ヘ御交付相成受書ヲ徵シ御送付有之度該會社現時ノ狀況ヲ看ルニ營業ノ繼續甚タ覺束ナク寧ロ此際時機ヲ見圖ラヒ



止ニ付通牒 (235)

解散セシムル方可然被存候條其旨御諭示相成候樣致度依命此段及御通牒候也

明治三十五年四月十一日

東京府知事　男爵　千家尊福　殿

追テ事業停止中ノ狀況時々御報告相成度申添候也

新契約停止ノ命令 (236)

商發第五七號

東京府東京市神田區上白壁町七番地

禪徒生命保險株式會社

保險業法第十一條ニ依リ新ニ保險契約ヲ締結スルコトヲ停止ス

明治三十五年四月十一日

農商務大臣　男爵　平田東助

解散諭示ニ對シ具申 (237)

東京府ヲ經テ當會社時機ヲ見テ解散致スヘキ御注意ノ段拜聽致候本件ハ定款ニ定メタル事項ニシテ株主總會ノ決議ニ據ルモノナルヲ以テ夫々手續ノ上何分ノ處置可致候也

明治三十五年四月十一日

禪徒生命保險株式會社

專務取締役　秋　虎太郎

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

大阪生命ヘ合同ノ報

〔四・二二、大阪朝日〕大阪、禪徒兩保險の合併　禪徒生命保險會社は昨日大阪生命に合同の契約を同東京支店にて締結せし由【本編191，192參照】

明治三十五年　日本生存　禪徒生命

## 帝國徵兵保險株式會社

本店移轉 (238)

〔二・一七、官報〕帝國徵兵保險株式會社登記事項中左ノ通變更ス

一本店所在地ヲ三重縣四日市市大字新丁九十三番屋敷ノ三ヘ移轉ス

右明治三十五年二月十二日登記ス

安濃津區裁判所

## 北海生命保險株式會社

現在高 (239)

〔八・一七、北海タイムス〕北海生命保險の近況　小樽區永井町なる舊北海生命保險會社の近況を聞くに本年七月一日現在

普通生命保險契約件數　三、三二六件

此の契約金高　八〇四、〇〇〇圓

又た

生存保險　(マヽ)七一件

契約金高　一二〇、三五〇圓

なりしとなり

解散公告 (240)

〔九・二六、官報〕小樽區永井町三十六番地北海生命保險株式會社及大阪市東區大川町四十七番地朝日生命保險株式會社ハ東京市京橋區南紺屋町十一番地護國生命保險株式會社ト合併ニ因リ解散ス

明治三十五年九月十六日

小樽區裁判所

【本編259, 260參照】

明治三十五年　帝國徵兵　北海生命

## 皇國生命保險合資會社

大阪生命ト合併談 (241)

〔五・五、保險時報〕皇國生命の合併談　大阪に生れて東京に移轉更に長崎へ移りたる新契約停止中なる同社も時世の難に行悩りたるものと見え大阪生命保險會社へ合併の申込ありて當時雙方間に於て調談中なりとのことなり

營業停止ノ命令 (242)

## 徴兵保險合資會社

〔四・一二、官報〕農商務省告示第七七號

保險業法第十一條ニ依リ山口縣豐浦郡豐東村大字田部五百三十九番屋敷徴兵保險合資會社ニ對シ營業ノ停止ヲ命シタリ

明治三十五年四月十二日

農商務大臣　男爵　平田東助

大阪生命ト合併談 (243)

## 酒家生命保險株式會社

〔二・一九、大阪毎日〕酒家生命の合併　東京なる同會社は資本金三十万圓拂込七万五千圓なるか昨年中の打撃にて新契約停止中なりしか當時は契約高二百五十万圓以上ありしもの今回當市の大阪生命に契約高全部と財産一切を引移すとに本月十六日附にて兩社取締役間に契約の締結を爲せる由なり

大阪生命ト合同ヲ總會決議 (244)

〔四・一九、京都日出〕酒家生命臨時總會　酒家生命保險會社と大阪生命保險會社との重役間に於て假契約を爲したる兩社合同の件は酒家生命臨時株主總會に於て滿場一致にて可決し直ちに各被保險人幷に代理店へ通知書を發送せり　【本編191, 192參照】

# 東北生命保險株式會社

登記變更（營業目的）(245)

〔一・二八、官報〕東北生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク更正ス
一目的　日本帝國內ニ於テ終身生命保險及養老生命保險業ヲ營ムモノトス
一公告ヲ爲ス方法　青森區裁判所カ商業登記ノ公告ヲ委托シタル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス
右明治三十五年一月十五日登記

青森區裁判所

役員變更 (246)

〔一・二八、官報〕東北生命保險株式會社
取締役　德差藤兵衞　近藤竹五郎　廣澤安托　長內則昭　監査役　橋本德三郎　長山茂
右明治三十五年一月六日辭任ニ付キ總會ニ於テ左ノ通當選ス
一取締役住所氏名
青森縣南津輕郡黑石町大字上町八　加藤宇兵衞
同　縣西津輕郡木造町大字木造三〇　市田兵七
同　縣上北郡野邊地町大字野邊地二六三　野村新八郎



役員變更 (247)

同　縣下北郡風間浦村大字下風呂四九　佐賀清太郎
同　縣青森市大字浦町七十一　高木毅文
一監査役氏名住所
同　縣西津輕郡館岡村大字平瀧二十二　中村農夫
右明治三十五年一月十五日登記

青森區裁判所

〔四・一五、官報〕東北生命保險株式會社變更登記
一明治三十五年三月二十九日青森縣東津輕郡筒井村大字筒井七千四番戶德差藤兵衞ハ取締役ニ當選就任
右明治三十五年四月十日登記

青森區裁判所

〔四・二、官報〕東北生命保險株式會社變更登記
一取締役野村新八郎ハ明治三十五年三月十八日辭任ニ付キ抹消ス
右明治三十五年三月廿九日登記

青森區裁判所

日本生存保險會社ト合併契約ノ報 (248)

〔八・一四、北海タイムス〕保險會社の合同　豫て兩社當事者間にて協議中なりし日本生存保險會社と東北生命保險會社との合同談は今回其議熟し合併契約書を取替はしたれば東北生命は此際五万圓の株金第二回拂込を終りたる上一切の權利義務を生存に引渡す都合なりと【本編233參照】

# 日本共同生命保險株式會社

(249) 大阪生命ト合併ヲ内定

〔二・九、大阪朝日〕**兩保險會社合併内決**　久しく紛議を重ね居たる夫の共同生命保險會社は昨日愈々大阪生命保險會社へ合併することに雙方重役間の交渉纏まりたりと云ふ

(250) 總會ノ模様

〔二・一〇、大阪毎日〕**日本共同生命の總會**　は昨日本社に開き當期の決算一万九千餘圓の缺損は後季に繰越して臨時總會に移り重役の改選は指名委員の推選にて取締役に阪根正夫(新任)三島廣、長崎司馬太郎の三氏、監査役に林新八郎、鹽見琢磨、松田源治(新任)の三氏を擧け、又一部株主より提出せる任意解散決議の件は提出者も同意して附議せさることゝなり散會したり

(251) 大阪生命ト合併ニ關スル總會通知狀

## 臨時株主總會通知書

春寒難凌候處愈々御清穆ノ段奉欣喜候陳者來ル二十七日午前十時本會社ニ於テ株主臨時總會ヲ開催シ左記議案ノ御決議相願度候ニ付キ萬障御差繰當日御出席相成度此段御通知申上候也

追テ當日御差支モ御座候ハヾ別紙委任狀御送付被下度便宜取計可申候

大阪市西區南堀江通一丁目七十七番邸　日本共同生命保險株式會社

明治三十五年二月十二日

社長　阪根正夫

株主

(252) 取締役更迭ノ届(岡部就任)

**議案**【本編191、192參照】

第一號

一定款第二條中本店ヲ大阪市西區南堀江通壹丁目七十七番地ニ設置ストアルヲ大阪市東區本町二丁目六十一番邸ニ設置スト變更スル事

第二號

一當會社ノ現在保險契約ノ全部ヲ大阪生命保險株式會社ニ繼承セシメ且當會社ノ現在財産全部ヲ同會社ヘ引繼ヲ爲スコト

一前項ノ手續ニ關スル一切ノ事項ハ取締役ニ一任スルコト

以上

## 御　届

一當會社ハ明治三十五年三月十八日ヲ以テ左記ノ事項ヲ大阪區裁判所ニ於テ登記致候ニ付此段御届申上候也

一取締役阪根正夫ハ明治三十五年三月七日ヲ以テ辭任シタリ

一東京市深川區深川公園第三十七號岡部廣ハ明治三十五年三月十七日取締役ニ當撰就任セリ　以上

大阪市西區南堀江通一丁目七十七番地　日本共同生命保險株式會社

明治三十五年　日本共同生命

明治三十五年三月十八日

大阪府知事　高崎親章殿

社長　岡部廣

新任役員 (253)

〔四・一四、大阪朝日〕日本共同生命の重役選擧　昨日重役補缺選擧の爲に臨時總會を開き株主の請求に依り岡部社長の指名にて左の諸氏當選せり

取締役　新部英　宮崎要造　杉江光明　河原忠次郎　監査役　村山清太郎

岡部社長辭任ノ屆 (254)

取締役社長辭任御屆

一當會社ハ明治參拾五年四月貳拾五日付ヲ以テ左ノ事項ヲ大阪裁判所ニ於テ登記致候ニ付此段御屆申上候也

一取締役社長岡部廣ハ明治參拾五年四月貳拾五日ヲ以テ辭任シタリ　以上

大阪市西區南堀江通壹丁目七十七番邸　日本共同生命保險株式會社

明治三十五年四月廿九日　專務取締役　三島廣

大阪府知事　高崎親章殿

移轉登記 (255)

〔五・一四、官報〕一日本共同生命保險株式會社ハ本店ヲ大阪市東區本町二丁目六十一番邸ニ移轉セリ

右明治三十五年五月八日登記

大阪區裁判所

營業所移轉ニ付登記 (256)

# 山陽慈惠生命保險合資會社

官　報　第五六七三號附錄　明治三十五年六月四日

一社　名　山陽慈惠生命保險合資會社

一營業所　佐波郡防府町大字三田尻第六十九番地

一會社ノ種類及本店又ハ支店　合資會社本店

一會社ノ目的　七種傳染病ニ罹ル生命病傷保險業

一資本總額　金壹万圓

一會社設立ノ年月日　明治三十年九月十四日

一會社存立時期　無期限

一業務擔當社員ノ氏名　藤村淳一

一社員氏名住所出資ノ種類價格及責任

一金一千圓有限　吉敷郡大歳村第千百三十七番屋敷　藤村淳一

一金一千圓有限　同　郡平川村第三千五百四十一番屋敷　山根龜三郎

明治三十五年　日本共同生命　山陽慈惠生命

一金一千圓有限　同　郡宮野村第四百六十八番屋敷
一金一千圓有限　同　郡平川村第千六百六十二番屋敷
一金一千圓有限　同　郡平川村第三百十八番屋敷
一金一千圓有限　大島郡久賀村第八百二十一番地
一金一千圓有限　佐波郡八坂村第五百四番屋敷
一金一千圓有限　同　郡八坂村第百六十五番屋敷
一金一千圓有限　同　郡同村第五百四番屋敷
一金一千圓有限　同　郡防府町大字三田尻第百五十五番地
本會社ハ山口縣吉敷郡山口町第千百八十二番屋敷ヨリ明治三十五年五月二十九日前記營業所ニ移轉セリ
右明治三十五年五月二十九日登記ス

山口區裁判所三田尻出張所

## 上越生命保險株式會社

〔一〇・五、保險時報〕上越生命保險會社出張所　在越後高田の同社は今回前島密、銀林綱男の二氏を相談役



杉山簸吉
黒川武三郎
平田章千代
楢崎一之亟
貞弘勇吉
岡田勝太
貞弘正興
末松儀三郎



に推選し日本橋區本銀町四丁目十一番地に出張所を設置したりと

## 大同生命保險株式會社

〔三・五、大阪朝日〕三保險會社の合併　護國朝日兩生命の合併に就ては既に詳記したるが之より先き朝日は去る一月北海生命と合併の內約ありたるも其後護國との合併談迅速に成立したる爲め北海生命とは多少意見を異にし爾來屢々交渉中なりしが兩三日前愈々三社合併談調ひ目下假契約案は前保險課長矢野氏の手にて起草中にて來る二十日頃何れも臨時總會を開き合併に必要なる決議を爲す筈なるが愈々實行の曉は現在資本、朝日貳拾万圓、護國拾万圓、北海貳拾万圓合計五拾万圓を參拾万圓に切下け整理する豫定にて三社の現保險契約高は壹千万圓を越ゆる由にて本社は大阪に置き合併の上は新社名を附する筈

## 護國生命保險株式會社朝日生命保險株式會社及ヒ北海生命保險株式會社合併契約書

護國生命保險株式會社朝日生命保險株式會社及ヒ北海生命保險株式會社ハ內外ノ狀勢ニ分立競爭ノ弊ヲ避ケ經費ヲ省キ基礎ヲ鞏固ニシ以テ被保險者並ニ會社ノ利益ヲ保護增進センカ爲メニ爰ニ三會社合併ノ件ヲ協定シタ

明治三十五年　山陽慈惠生命　上越生命　大同生命

リ其條項左ノ如シ

第一　三會社ヲ合併シ大同生命保險株式會社ヲ設立スルモノトス

第二　三會社ノ保險契約其他ノ權利義務一切ヲ大同生命保險株式會社ニ承繼スヘキモノトス

第三　大同生命保險株式會社ノ資本金ヲ參拾萬圓トシ之ヲ六千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾圓ト爲ス

第四　大同生命保險株式會社ノ拂込資本ハ壹株ニ付キ金貳拾貳圓五拾錢トシ總拂込額拾參萬五千圓トス

第五　大同生命保險株式會社ハ本店ヲ大阪市ニ支店ヲ東京市及ヒ京都市ニ出張所ヲ小樽ニ置クモノトス

右ノ通リ協定致候就テハ各會社株主總會ニ於テ承認ヲ經タルトキハ此契約書ハ有效ナル會社合併契約書ト爲ルヘキモノトス

明治三十五年三月十五日

護國生命保險株式會社　社長　板倉勝已

朝日生命保險株式會社　副社長　中川小十郎

北海生命保險株式會社　社長　高野源之助

## 護國朝日北海三生命保險株式會社合併ニ付キ別約書

明治三十五年三月十五日締結シタル三會社合併契約書ニ基キ大同生命保險株式會社ノ定款ノ作成、株式ノ分配及ヒ株金拂込方ニ付左ノ通リ契約ス

第一　大同生命保險株式會社定款ハ三會社重役ノ協議ヲ以テ別紙ノ通リ定ム

第二　大同生命保險株式會社ノ株式六千株ノ內四千株ヲ甲種トシ貳千株ヲ乙種トス

甲種株式ハ壹株ニ付キ金貳拾貳圓五拾錢ヲ拂込ミタルモノトシ乙種株式ハ壹株ニ付キ金拾七圓五拾錢ヲ拂込ミタルモノトス

第三　乙種株式ニ付テハ會社合併ノ登記ヲ爲ストキマテニ壹株ニ付キ金五圓宛ノ拂込ヲ完了セシムヘキモノトシ新會社成立ノ際ニハ株式ニ甲乙二種ノ區別ナカラシムヘキモノトス

第四　大同生命保險株式會社ノ株式六千株ハ左ノ方法ニ依リ舊三會社ノ株主ニ分配ス

甲種參千五百五拾株　朝日生命保險株式會社株式四千株ニ配當ス

甲種四百五拾株　北海生命保險株式會社株式四千株ニ配當ス

乙種貳千株　護國生命保險株式會社株式貳千株ニ配當ス

第五　三會社ノ取締役ハ遲滯ナク合併認可ノ申請ヲ爲シ保險契約者ニ催告ヲ爲シ新會社ノ定款ノ議決並ニ新會社ノ取締役及ヒ監査役ヲ選任スル爲メ新會社ノ株主總會ヲ招集スヘキモノトス

右ノ通リ約定致候也

明治三十五年三月十五日

護國生命保險株式會社　社長　板倉勝已

朝日生命保險株式會社　副社長　中川小十郎

北海生命保險株式會社　社長　高野源之助



## 營業免許申請書

護國生命保險株式會社朝日生命保險株式會社北海生命保險株式會社合併ノ件明治三十五年四月廿三日付ヲ以テ御認可相成候ニ付テハ商法第八十二條同第二百二十五條保險業法第二十二條ノ規定ニ依リ合併シ明治三十五年七月十五日大同生命保險株式會社設立致候間營業御免許相成度別紙附屬書類相添ヘ此段申請候也

明治三十五年　大同生命

明治三十五年七月十九日

大阪市東區大川町四十七番地　大同生命保險株式會社

農商務大臣　男爵　平　田　東　助　殿

取締役　廣岡久右衞門
同　中川小十郎
同　廣田千秋
同　板倉勝已
同　高野源之助
同　池上仲三郎
同　西田由
同　渡邊玄包
同　菊池熊太郎
監査役　磯野源治郎
同　祇園清次郎
同　宮古啓三郎
同　今泉定介



大同生命保險株式會社定款（抄）

## 第一章　總則

第一條　當會社ハ生命保險業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第二條　當會社ハ護國生命保險株式會社朝日生命保險株式會社及北海生命保險株式會社ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第三條　當會社ハ大同生命保險株式會社ト稱ス

第四條　當會社ハ本店ヲ大阪市ニ支店ヲ東京市及京都市ニ設置ス

## 第二章　資本金及ヒ株式

第六條　當會社ノ資本金ハ參拾萬圓トス

第七條　當會社ノ資本金ヲ六千株ニ分チ壹株式ノ金額ヲ五拾圓トス

第九條　株金ハ會社合併契約書ニ基キ護國生命保險株式會社朝日生命保險株式會社及ヒ北海生命保險株式會社ノ既拂込金ヲ以テ第一回拂込ニ充當シ壹株ノ拂込金額ヲ貳拾貳圓五拾錢トス

## 第三章　株主總會

第十七條　定時總會ハ毎年八月之ヲ招集ス

## 第四章　役員

第二十五條　當會社ノ取締役ハ九名監査役ハ四名トス

第二十六條　取締役ハ株式五十個以上監査役ハ三十個以上ヲ所有スル株主中ヨリ總會ニ於テ選擧ス

第二十七條　取締役ノ任期ハ貳年監査役ノ任期ハ壹年トス

第二十九條　取締役ハ互撰ヲ以テ社長副社長及專務取締役各壹名ヲ定ム但場合ニ依リ其一名若クハ二名ヲ定メサルコトヲ得

第五章　計　算

第三十三條　當會社ハ毎年六月末日ヲ以テ其年度ノ決算期トス

第三十四條　當會社ハ前年度ヨリノ繰越金諸收入金及諸益金ノ內ヨリ保險金解約返戻金營業費諸損失金責任準備金支拂備金ヲ控除シ其殘額ヲ以テ純益トス

第三十五條　純益ハ法定積立金株主配當金役員賞與金別段積立金保險契約配當金後期繰越金ノ各項目ニ便宜取捨配當スルモノトス

第六章　附　則

第三十六條　當會社ノ保險契約者及被保險者タルヘキモノハ日本人ニ限リ被保險者ハ年齡拾五歲以上六拾歲以下トス

第三十八條　第一期當選ノ取締役ハ明治三十七年八月監査役ハ明治三十六年八月開會スル定時總會ノ終ルヲ以テ任期滿了スルモノトス

## 大同生命保險株式會社事業方法書（抄）

一　當會社設立ノ目的

當會社設立ノ目的左ノ如シ

朝日生命保險株式會社、護國生命保險株式會社、北海生命保險株式會社ノ事務ヲ合一簡易ニシテ費用ヲ節約



シ會社ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル事

費用ノ節約ヨリ得ル利益ヲ以テ事業ノ擴張ヲ圖リ被保險者ニ對シ完全ナル責任準備金ヲ積立テ兼ネテ株主ノ利益ヲ增進スル事

二　營業ノ範圍及營業ノ機關

當會社營業ノ範圍左ノ如シ

保險ノ種類　養老保險ニシテ之ヲ普通養老保險倍渡養老保險ニ區別ス普通養老保險受取年齡ヲ三十歲受取ヨリ八十五歲受取迄ノ十種トシ滿期若クハ被保險人其以前ニ死亡シタルトキニ保險金額ヲ支拂フモノトス倍渡養老保險ハ受取年齡ヲ三十歲受取ヨリ七十五歲受取迄ノ九種トシ滿期ニハ保險金ノ倍額被保險人ソノ以前ニ死亡シタルトキハ保險金額ヲ支拂フモノトス

保險金額　被保險人一人ニ付最低百圓最高壹萬圓

被保險人十五歲以上六十歲以下ノ日本人

但シ年齡ニ端數アルトキハ六ケ月以下ハ之ヲ切捨テ七ケ月以上ハ之ヲ一年トシテ計算ス

其他當會社ノ設立ニヨリ消滅スベキ前記三會社ノ各保險契約全部（別表之通）繼承ス



## 大同生命保險株式會社普通保險約款（抄）

【備考】本約款中舊模範約款（第二卷第一編353）ト略同樣ノ規定ハ省略セリ

第一　當會社ハ第一回保險料領收ノ日ヨリ保險契約上ノ責任ヲ負擔スルモノトス

明治三十五年　大同生命

保險契約人ハ承諾ノ通知ヲ受ケタルトキヨリ十日以內ニ第一回保險料ノ拂込ヲ爲サヽレハ其契約ハ當然解除セラレタルモノトス

第七　保險申込書ニ錯誤アリタルトキ又ハ被保人ノ不攝生其他ノ

行爲ニ因リ著シク危險ノ增加シタルトキハ當會社ハ場合ニヨリ保險契約ヲ解除シ若クハ保險料ノ增減ヲ爲スコトアルヘシ

第八　保險契約解除ノ場合ニ於テ當會社ハ拂戻金ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ一ケ月內ニ責任準備金ヨリ左ノ標準ニ依リ解約手數料ヲ控除シ殘金ヲ本店又ハ支店ニ於テ拂戻スヘシ但一時拂及五年拂保險ヲ除タノ外ハ滿三ケ年以上保險料ヲ拂込ミタルモノニ限ル

（解約價格表ハ保險證書ニ添付ス）

普通養老保險ニ在リテハ

一保險料ノ拂込ニシテ拂込期間三分ノ一未滿ナルトキハ責任準備金ノ十分ノ三

二同上三分ノ一以上ナルトキハ責任準備金ノ十分ノ二

三同上三分ノ二以上ナルトキハ責任準備金ノ十分ノ一

倍渡養老保險ニ在リテハ

一責任準備金ノ十分ノ五

第十二　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ其效力ヲ失フ【一ハ省略】

二保險契約人又ハ保險金受取人カ故意ニ被保人ニ危害ヲ加ヘタルトキ

三被保人失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

但沈沒シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危險ニ遭遇シタル者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス

第十三　左ノ場合ニ於テハ當會社ハ保險金支拂ノ責ニ任セス【二、三ハ省略】

一第一回拂込以前ニ於テ被保人死亡シ又ハ其以前ニ生シタル疾病又ハ外傷ニヨリ死亡シタルトキ

四軍人ニアラズシテ商法第三百九十五條ニ該當スルトキ

第十五　左ノ場合ニ於テハ保險金ヲ削減シテ支拂フモノトス

但同一ノ被保人ニシテ第一號第二號第三號ノ內二號以上ニ該當スル場合ハ第二號若クハ第三號ニ依リテ削減ス

一被保人左ニ列記スル業務ノ爲メニ死亡シタルトキ又ハ其業務上蒙リタル負傷其他ニ原因シ死亡シタルトキハ支拂フヘキ保險金ノ十分ノ一ヲ削減ス

陸海軍務、警察事務、司獄事務、航海業、鐵道業、鑛山業、土木業、獵漁業、潛水業、擊井業、蒸氣電氣水力機關業、水火夫業、水火防夫業、檢疫事務、火藥又ハ劇毒藥若クハ瓦斯ヲ取扱フ業務及ヒ看病人

二被保人左ニ列記スル場所ニ於テ死亡シ又ハ其場所ニ於テ蒙リタル疾病ニヨリ死亡シタルトキハ支拂フヘキ保險金ノ十分ノ二ヲ削減ス

臺灣、澎湖島、千島諸島、入檻中又ハ海外

三軍人戰爭地、變亂地ニ於テ死亡シ又ハ其場所ニ於テ蒙リタル負傷若クハ疾病ニヨリ死亡シタルトキハ支拂フヘキ保險金ノ十分ノ二ヲ削減ス

第十六　保險契約人、被保人及保險金受取人ハ當會社ノ利益分配ヲ請求スルノ權利ナシト雖モ當會社ハ每年末ニ於テ該年度純益金ノ一部ヲ當會社ニ積立テ五ケ年以上繼續シタル契約ニ限リ保險金拂渡ノ際保險金ニ加ヘテ之ヲ配當スルコトアルヘシ



【九・一六、中外商業】大同生命保險の營業認可　朝日、護國、北海三生命保險會社を合同し新に營業認可申請を爲したる大同生命保險會社は其後農商務省保險課にて調査中なりしが愈々去十三日營業を認可せり

## 保險契約繼承ニ關スル契約書

今般國民生命保險株式會社ノ保險契約ヲ大同生命保險株式會社ニ繼承スルニ付双方取締役間ニ協定シタル事項左ノ如シ

一國民生命保險株式會社ハ其營業ニ係ル被保險人ノ現存セルモノニシテ有效ナル保險契約全部ヲ大同生命保險株式會社ニ引繼キ大同生命保險株式會社ハ國民生命保險株式會社ニ交替シテ該契約上ノ權利義務一切ヲ繼承スヘキ事

但保險契約者ノ承諾ナキモノハ此限ニアラス

一國民生命保險株式會社カ前項ノ保險契約ニ對シ被保險人ノ爲メニ積立テタル責任準備金ハ各保險契約ニ附帶セシメ是ヲ大同生命保險株式會社ニ移付スヘキ事

右假ニ契約致候追而國民生命保險株式會社株主總會ニ於テ承認ヲナシ幷ニ大同生命保險株式會社ニ於國民生命保險株式會社ノ契約繼承ノ爲メ保險約款及保險料責任準備金算出ノ基礎ノ追加ヲ主務省ニ申請シ認可アリタル時ハ此契約書ハ當然契約ノ効力ヲ生スルモノトス爲後日此證書二通ヲ作製シ双方各壹通ヲ所持ス

明治三十五年十二月廿四日

國民生命保險株式會社

取締役社長　賴　鷹二郎

取　締　役　竹鶴敬次郎

右ニ關スル附帶事項協定書

## 保險契約繼承ニ關スル附帶事項協定書

別紙契約書ニ依リ國民生命保險株式會社ノ保險契約一切ヲ大同生命保險株式會社ニ引繼キ大同生命保險株式會社其權利義務ヲ繼承スルニ付本件ニ附帶セル事項ヲ左ニ協定致候

第一條　國民生命保險株式會社ハ大同生命保險株式會社ト協議ノ上期日ヲ定メ臨時株主總會ヲ招集シ本件ノ承認ヲ求ムルモノトス

第二條　前條ニ依リ國民生命保險株式會社ノ株主總會ニ於テ承認シタルトキハ大同生命保險株式會社ハ其ノ繼承ノタメ應用スヘキ保險約款及保險料並ニ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類ノ追加ヲ主務大臣ニ申請スルモノトス

前項ノ申請ニシテ主務大臣ヨリ認可ヲ得タルトキハ大同生命保險株式會社ハ遲滯ナク之ヲ國民生命保險株式會社ニ通告スルモノトス

第三條　前條主務大臣ノ認可アリタルトキハ直チニ双方連署ノ書面ヲ以テ保險契約人ノ承諾ヲ求ムルモノトス

但承諾ヲ得ルニ必要ナル手續ハ國民生命保險株式會社ニ於テ取扱ヒ之レカ爲ニ要スル費用ハ同會社ノ負擔トス

二一六

同　光本半次郎

大同生命保險株式會社

取締役社長　廣岡久右衛門

專務取締役　廣田千秋

第四條　國民生命保險株式會社ハ大同生命保險株式會社ヨリ第二條第二項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ滿三ケ月以內ニ各契約人ノ承諾ヲ得テ全部ノ引繼ヲ完了スヘシ

第五條　引繼ヲ了シタル契約ニ對シテハ大同生命保險株式會社ハ國民生命保險株式會社ニ代リ保險金ノ支拂其他一切ノ義務ヲ負フ可キ旨幷ニ曩ニ國民生命保險株式會社ヨリ各契約人ニ交付シタル保險證券及ヒ保險料領收證ハ其儘有效ナルコトヲ承認スル旨書面ヲ以テ其時々各契約人ニ通告スルモノトス

第六條　繼承契約ニ附帶シテ國民生命保險株式會社カ大同生命保險株式會社ヘ引繼クヘキ責任準備金ハ各契約繼承ノ都度箇々ニ之ヲ計算シ其金額壹萬圓以上ニ達シタルトキハ之ニ相當スル財產ノ引繼ヲ爲スモノトス

但責任準備金ノ計算方法ハ從來採用シ來レル算式ノ如何ニ拘ラス保險料積立金ハ純保險料式ニヨリテ算定シ又未經過保險料ハ各契約ノ既定營業保險料ヲ月割トシテ計算スルモノトス

第七條　前條ニヨリ國民生命保險株式會社カ大同生命保險株式會社ヘ引繼クヘキ財產ハ現金ヲ以テスル場合ノ外左ノ順序ニヨル モノトス

但大同生命保險株式會社ノ承認アルトキハ各號中其一部ヲ分割シ又ハ順位ヲ變更スルコトヲ得

一　各種預金
二　有價證券
三　貸付金
四　代理店勘定
五　未收入保險料
六　什器

明治三十五年　大同生命

二一七

七其他ノ財産

前項第一號乃至第五號及第七號ニヨリテ引繼ヲ受クベキ場合ニ於テ有價證券及什器ハ其ノ當時ノ價格ニヨリテ之ヲ爲シ又各種預金貸付金及ヒ代理店勘定ニアリテハ國民生命保險株式會社カ表示スル金額ニ從ヒ引繼ヲ受クルモノトス然レトモ預金貸付金及ヒ代理店勘定等ノ債權ニシテ引繼ヲ受ケタル日ヨリ滿六ケ月以內ニ回收濟ニ至ラサルモノ又ハ精算上損失ニ歸スルモノアルトキハ國民生命保險株式會社ハ之カ辨償ノ責ニ任スルモノトス

未收入保險料ハ猶豫期間中ニアル保險契約ニ限ルモノニシテ契約ノ個々ニ就キ之ヲ計算スルモノトス

第八條　國民生命保險株式會社代理店中存續ヲ要スルモノハ代理店契約ヲ更改シ將來大同生命保險株式會社代理店トシテ事務ヲ取扱ハシムル事

前項ニ關スル事務ハ國民生命保險株式會社ニ於テ之ヲ取扱ヒ爲メニ要スル費用ハ其負擔トス

第九條　國民生命保險株式會社所有ノ保險申込書保險料徵收臺帳其他保險契約及財產繼承ニ關シ必要ナル帳簿書類等一切大同生命保險株式會社ヘ引渡シスベキモノトス

第十條　大同生命保險株式會社ハ引繼ヲ受ケタル契約ニ對シ新契約費ノ補償トシテ保險金額壹百圓ニ付金貳圓ノ割合ヲ以テ前條ノ精算ヲ遂ケタル上ニテ支拂フベシ

但引繼ヲ受クベキ財產ト相殺スルモ妨ナシ

第十一條　國民生命保險株式會社ガ契約引繼ヲ終了シ解散ヲ爲ス場合ニ於テ各株主ニ配當スヘキ殘餘財產ガ六千圓（一株ニ付金拾貳圓）ニ滿タサルトキハ大同生命保險株式會社ハ前條ノ補償金ニ割當ヲ爲シ其不足額ヲ補給スベシ

但契約繼承ノ保險金額五拾萬圓ニ滿タサルトキ經費ヲ不當ニ支出シタル形跡アルトキ又ハ第十二條ニ違背シタルトキ其他故意過失又ハ怠慢ニ依リ會社ノ資產ヲ不確實ナラシメタル形跡アルトキハ此限ニアラズ

第十二條　國民生命保險株式會社本契約成立ノ上ハ大同生命保險株式會社ノ同意ヲ得ルニアラサレバ左記ノ事項ヲ取扱フコトヲ得ス

一普通營業費以外ニ於ケル特別ノ支出

一新ナル貸付金、有價證券及不動產等ノ買收

一右ノ外財產上ニ影響スベキ重要ナル事項

第十三條　本協定書ハ主務省ヨリ指揮又ハ命令アリタルトキハ双方取締役協議ノ上訂正又ハ增補スルコトヲ得ルモノトス

第十四條　本協定書ニ規定ナキ事項ハ双方取締役協議ノ上施行スルモノトス

第十五條　本協定書ハ別紙財產目錄（明治三十五年十二月二十日現在）ヲ參酌シテ協定シタルモノナルヨリ本件ノ協約成立マテニ國民生命保險株式會社ノ財產狀態ニ著シキ減少ヲ來シタル場合ニ於テハ大同生命保險株式會社ハ本協定書ノ更正又ハ取消ヲ求ムルコトヲ得

以上ノ協定條項ハ別紙契約書ノ附帶事項ニシテ該契約書ノ効力ヲ生スル上ハ本協定條項ハ當然契約ノ一部ト見做シ兩會社共ニ之ニ羈束セラルヘキモノトス

明治三十五年十二月二十四日

國民生命保險株式會社

取締役社長　賴　鷹二郎

取締役　竹鶴徹次郎

# 第一生命保險相互會社

【三・二三、中外商業】**生命火災保險相互會社の設立**　曩に農商務省保險課長たりし矢野垣太氏は愈々今回原六郎、池田謙三兩氏其他有力なる實業家諸氏の贊成を得て第一生命保險相互會社を基金二十萬圓を以て第一火災保險相互會社を基金五十萬圓を以て設立するに決し不日發起申請を爲す筈なりといふ

二二〇

同　光本半次郎

大同生命保險株式會社

取締役社長　廣岡久右衞門

專務取締役　廣田千秋



緒言

本月の初に於て我社の出資者は全く定れり、其主なる人を擧ぐれば

市橋保次郎氏　大村彥太郎氏
池田謙三氏　伯爵柳澤保惠氏
服部金太郎氏　赤星彌之助氏
原六郎氏　白勢春三氏
早川千吉郎氏　森村市左衞門氏
大橋新太郎氏

等にして、基金の十分の八は此十一氏と首唱者とによりて醸出せらるゝことゝなりたり、而して定欵、約欵、保險料等も亦出來上りたるが故に、今は發起認可を出願するの一段となれり、然るに保險業法に依れば相互會社は百人以上の社員なければ創業總會を開くことを得ざるが故に、先づ以て之を募りて發起人を定めんと欲す、然るに何人を勸誘するにも、定欵約欵等の梗概と首唱者が抱ける營業上の理想などに於て從來の保險會社と異る所を明にするの必要あるにより、思出るまゝを書きつけて口舌に代へたり、讀者これを諒せよ

明治三十五年六月下旬　首唱者識

追記　我社の社員となるには、自己の生命を保險せねばならぬものと考ふる人多きに似たり、これ大なる誤にて必しも、さることを要せざるなり、妻子親族雇人等を被保險者とし、自分は單に保險料を拂ふ人、即社員となるも毫も害なし

我社の特色　第一生命保險相互會社

第一　會計組織上の特色

一　相互會社と株式會社との區別

從來我邦に在る保險會社は悉皆株式會社なり、株式會社は株主の會社にして、相互會社は保險契約者の會社なり、故に株式會社と保險を契約するは「會社の客」となるものにして、相互會社の保險に加入するは社員即ち「會社の主人」となるものなり、而して契約の安全なるは自己が主權を握れるものと契約するより安全なるはなし

二　資本金

相互會社の出資者は「會社の主人公」に非すして「社債權者」なり

我社は二十萬圓の資本金を備ふ、此資本金は漸々償却さるゝものなり

資本を償却し畢らさる間は、年六朱の利子と殘益の十分の一を出資者に與へ、十分の九を社員に配當す（定欵第四十四條參看）

資本償却後の殘益は悉く社員に歸す

三　社員の責任は有限なり

社員は如何なる場合と雖保險料の外、出金の責任を負ふことなし



明治三十五年　大同生命　第一生命

四　中流以上の人を社員とす

木賃宿と上等の「ホテル」は兼業し難きか如く、小額保險と普通保險は別箇に營むを便利とす、故に我社は五百圓未滿の保險金を契約せす、上は當分一萬圓に止む

五　社員總代、總會、重役

社員の互撰に依り各府縣に社員總代を置く

社員總代會を以て社員總會に代ゆ

社員總代は無給名譽職とす（以上定款第十八條及至第二十六條參看）

重役は社員總代會に於て撰擧す

重役は必しも社員たることを要せす（保險業法第四十七條）

六　利益配當金の積立

社員に返戻すべき配當金は、三年間會社に積立て置き、萬一の損失に備ふ、これ資本以外の擔保なり

第二　保險契約上の特色

一　保險料最不廉にして、最低廉なり

保險料を算出するに、多數の同業者は歐州人の死亡率と四朱の利率を根據とせり、然るに我社は今回新に算出せる日本人の死亡率（其率甚高し）と三朱五厘の利率を以て保險料を算定せり、是れ我社の保險料か最不廉なる所以にして、抑又我社が收支償はさるの恐最少き所以なり、然れとも要するたけの實費を償ふて其餘の收入は悉く返戻す、これ低廉の極度なり

二　長生するも保險料を損せす



社員に配當すへき剩餘金は、保險料と契約後の經過年數とに比例して配當するが故に、長生したる人の保險料は大に減少し、場合によりては配當の方保險料よりも大となることあるべし、從て長命して保險料に迷惑するが如きことは、我社に於ては決してこれなかるべし

例之へば每年壹百圓宛の保險料を拂込むことを約束せる者が、四年目より配當として每年既に拂込たる保險料總額の百分の二（此率は每年不定なれとも平均此位の配當は爲し得べき見込なり）を受け之を次の保險料と相殺するものとすれば、實際支拂ふべき保險料左の如くなるべし

此表に於て五十五年目以上の所は、利益配當の方が保險料よりも多きことを示すものなり

| 年度 | 保險料 |
|---|---|
| | 円 |
| 1 | 100.00 |
| 2 | 100.00 |
| 3 | 100.00 |
| 4 | 100.00 |
| 5 | 98.00 |
| 6 | 96.00 |
| 7 | 94.00 |
| 8 | 92.00 |
| 9 | 90.00 |
| 10……20 | 88.00……68.00 |
| 30……40 | 48.00……28.00 |
| 50 | 8.00 |
| 51 | 6.00 |
| 52 | 4.00 |
| 53 | 2.00 |
| 54 | 0 |
| 55……60 | 2.00……12.00 |

三　三朱五厘の純保險料式準備金

三朱半の利率にて計算せる純保險料（元價）が二十圓となり、四朱にて計算せるものが十八圓となるとも、甲は四圓を附加し、乙は七圓を附加すれば、營業上の保險料は却つて反對の位置を占むべし、故に利率死亡表等の相違するにも拘らす、營業保險料は却



て相上下することあり、一例を示せば左の如し

| 年齡、會社名 | | 終身保險 | 同上廿年拂込 | 二十年滿期保險 | 三十年滿期保險 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 20 | 我社 | 19.21 | 28.72 | 49.36 | 31.12 |
| | 明治（利益附） | 19.90 | ナシ | ナシ | ナシ |
| | 帝國（同上） | 19.51 | 28.16 | 52.42 | ナナ |
| | エクキテーブル | ナシ | ナシ | ナシ | ナ |
| 30 | 我社 | 24.90 | 34.42 | 50.22 | 33.14 |
| | 明治（利益附） | 25.50 | ナシ | ナシ | ナシ |
| | 帝國（同上） | 25.02 | 34.11 | 53.76 | ナナ |
| | エクキテーブル | 24.38 | 34.76 | 51.31 | 34.25 |
| 40 | 我社 | 35.56 | 44.45 | 54.64 | 39.82 |
| | 明治（利益附） | 34.30 | ナシ | ナシ | ナシ |
| | 帝國（同上） | 34.21 | 43.04 | 56.85 | ナナ |
| | エクキテーブル | 33.00 | 42.79 | 54.31 | 38.77 |
| 50 | 我社 | 54.13 | 60.68 | 65.48 | ナシ |
| | 明治（利益附） | 51.20 | ナシ | ナシ | ナシ |
| | 帝國（同上） | 50.78 | 58.08 | 65.68 | ナナ |
| | エクキテーブル | 48.50 | 56.17 | 62.34 | ナ |

我社には終身保險なし、故に八十五歳滿期保險を以て比較せり、これ特に高き所以なり

之に反して會社が各契約每に計算して積立つる責任準備金なるものは、豫定利率の低きほど必多額となるものなり、故に豫定利率の低き會社が安全なるは保險料の高き爲よりも主として積立金の多くなる爲なり

我社は三朱五厘の利率を以て準備金を積立つ、蓋し我邦唯一なり準備金の計算方法も多き中に、純保險料式なるもの最多くの金額を積立つる式なり、我社は初數年は我邦普通の式を用ひ、漸次此式に改めんとす、初より之を用ふれは、加入の前後により社員の負擔に輕重を生すれはなり

四　保險料拂込の猶豫、貸付金

保險料の拂込には、六十日の猶豫期間を與ふること一般の習慣なり、ひとり我社は此猶豫期間を過きて尙拂込まさる人には、解約返還金（契約を中止する時に返戻する金にして其表は保險證券に添附す）を貸付金に振替へて、保險料の拂込に充つへし

其他の場合に於ても解約の時に返戻すへきだけの金額は何時にても低利にて貸付くべし

五　保險金の支拂

保險金を支拂ふ一段となれは故障をつけるとは、保險會社に就て屢聞く所の苦情なり、此點に就きて、我社は最寬大なりとの評を得んことを期するものなり

就中自殺者にも二三年經過せる契約ならは保險金を拂はんことを欲す、これ外國會社にては普通のことなれはなり、唯日本に於て我社ひとり如此ことを約束し、これか爲めに萬々一非常に多數の

自殺者を出すか如きことあらは……、との懸念なきにあらす、故に自殺者ありし時は次の社員總代會の決議に掛け、會社の堪へ得る限り支拂ふことゝせり、蓋し自殺者は悉く保險金を得んか爲にのみ自殺するものにあらずして、自殺者の不幸は必しも病死者の不幸に劣るものにあらず、保險の必要は病死者の遺族よりも、寧ろ自殺者の遺族に多けれはなり

之に反して我邦の同業者は戰死者には大抵保險金を支拂ふことゝせり、此等の清國事件位ならは保險會社には殆と無影響なれとも、一朝外敵の襲來でもありて、被保險者の死數か平年の五倍にも十倍にも上り、且數年に亘るか如きことあらは、會社は早く戰死せる者にのみ保險金を支拂ふて、破産し、後れて戰死せるもの及ひ生き殘りたる被保險者にのみ、全然損失を負擔せしむへきか、戰死者には國家よりの給與もあるへきに、全く馬鹿を見るは生き殘りたるものなり、これ大に考ふへき點なり、各國の法律が、戰爭變亂等に因る死亡に對しては保險金を支拂ふに及ばず、と規定せるは之が爲めなり、故に我社は戰死者の保險金も亦、社員總代會の議決に依り、會社の安全を破らざる範圍に於て、支拂ふことゝせり

六　會社の責任を輕減すること

幾十百年の後、一朝日本人の死亡率が我社の死亡表すら及ばざる迄非常に高まるとか、金利が三朱五厘すら得られざる迄に下るとかして、如何にしても未來に於て會社が負擔せる責任を盡し畢るべからざること明瞭なる場合に遭遇したりとせんか、別段の契約なければ、早く死せる者は保險金全額を得べし、長く生きたる人は座して會社の破産を視る外なけん、然れどもこれ頗る不公平のことなり、我社は若し如此場合に遭遇せば、總社員に對し平等に約束せる保險金の幾割かを減じ、未來の新契約に對しては相當に保險料を高め、以て會社の永遠不朽ならんことを期せり

第三　營業上の特色

一　願くは三難を去らん

現時、我邦の生命保險事業、三難あり

同業者の競爭漸く劇甚となりてより、新契約の募集益困難となり、給料旅費等を費して所謂募集員を各地に派出するも、割に合ふだけの所得なく、之を一地方に住居せしむれば倦み易く萎縮し易し、さりとて之を驅るに成效報酬紹介料等を以てすれば、徒らに一時新契約の多からんことを欲して百弊之に隨ふ、募集のこと實に一難なり

保險思想の漸く普及するに從ひ、病體替玉等を以て保險金を詐取せんとするもの蟻の甘きに就くが如し、之を防遏するは主として診査醫の力なり、然るに新契約漸く得易からざるの今日に當り、高給を拂ひて多數の良醫を聘し、之に旅費を給して各地に派遣するは、費に堪へず、診察料を拂ふて、地方の醫師に囑托すれば、其報告往々にして信ずべからず、被保險者撰擇のこと亦實に一難なり

密に布けは代理店の不利なり、疎に置けは被保險者の不便なり、富貴の人に囑托すれば我儘にして飽き易く、貧賤の人に依賴すれば往々にして保險料を使ひ込み、甚しきは詐僞保險の手傳を爲す、



千に百の適良を得るは期すべからすして、十良を得たるの利は一不良を獲たるの害に及はす、代理店の制度亦一難なり

我社は歐州相互會社の例に依り、此三難を去らんことを期せり

二　募集の方法

新社員を作るは主として社員が社員を紹介することに待たんとす

社員の間を奔走せしむる爲に多少の人をは用ゆへし、然れとも此人は所謂募集員の如きものにあらさるなり、而して三府の外之を置かす、又當分各縣へ出張せしむることなし

地方の人三府に出て來らは其機を以て三府の社員より之を勸誘すへし、而して此人か其地方に多數の入社希望者を募りたらは、其地に限り其時に限り、事務員をも醫員をも派出すへし

成效報酬——紹介手數料——決して支出せす

三　社員撰擇の方法

三府に社醫を置く外、都合によりては各地に囑托醫を置くへし、勿論可成は社員に囑托すへし、

醫師報告による外、近隣に住む四五社員より匿名の意見書を徵して採否を決すへし、此方法中々有效なるものなり

四　代理店を置かす

其代り最社員の多き所に集金人を置くへし

次て多き所には會社の取引銀行を定むへし、此地の社員は其保險料に當る金額を此銀行に振込み、其領收證を本社へ送るへし、本社は之と引替へに保險料領收證を交付す

最少き地方の社員は隨意の方法を以て本社に拂込むへし

保險料拂込期限の注意督促等は、一切郵便にて本社より直接に之を爲すへし

此方却て代理店よりも行届く筈なり

五　經費少し

數十の募集員醫員を抱へす

紹介手數料を支拂はす、代理店手數料なし

五百圓未滿の契約を爲さず、保險料を年四度以上に分割をすることを許さず、之が爲めに他會社よりも手數甚少なし

追て姉妹會社として火災保險相互會社及び小額生命保險相互會社を起し經費の一部を分擔せしめんとす

以上の諸點に因り、我社の經費は、大に他會社のそれよりも少く、五年後よりは、收入の一割以下に止まる積りなり（我邦大會社大抵二割以上、米國會社大抵一割八分以上、ひとり英に三分、獨に五分の相互會社あり）

第四　會社の前途

生命保險には大抵の人既に入り盡したらずや、とは門外漢のよく言ふ所なれども實數の統計は之に答へて否といへり、近年我邦に於ける新契約は年々增加し、最近一ヶ年の加入者二十餘萬人、此金額五千八百萬圓に及べり、加之每年六十萬人の同胞は三十四歲より三十五歲（新被保險者の平均年齡は凡三十四五歲なり）に進みつゝあり、豈入盡したることを憂へんや、況んや每年經濟學法律學等の講莚に於て、保險相互會社のことを聽ける數萬の學生は、

次の日本を成すべき骨子として、毎年業を卒へ家を成し妻を迎へ子を擧げ、我社の批判者たらんとするに非ずや、況んや近來入來れる外國の大相互會社は、我社の爲に相互會社の成效を示しつゝあるに非ずや、而して此等の會社が世界各國より幾億圓の外資を吸收し蓄積せることを見、且彼國の金利が我邦のよりも低くして、其事務費が我邦のよりも高きにも關らず、將た營業振の華美なるにも關らす、しかも能く多少の利益を配當することを考ふる人は、豈我社の誕生に多少の同情を寄せざらんや

我社の前途は多望なり遠遠なり、而して我社は最終の勝利を望むものなり、千里を行く者は疾驅すべからず、我社は請ふ徐ろに急かん哉

第五　契約の種類、保險料

我社の保險は總て所謂養老保險にして、滿期前に被保險者の死亡せる場合、又は死亡せすして滿期の時に達したる場合に、保險金を支拂ふものなり、契約の種類と保險料の表次頁に在り

其八十五歳滿期なるものは所謂終身保險に代はるものなり

左表に示すものは保險金一千圓に對する年額保險料なり

保險料の半年掛は百分の四、三ヶ月掛は百分の七だけ高くなるべし

【契約年齡毎五歳ノ保險料ヲ抄錄セリ】

| 年齡 | 十年期滿 | 十五年期滿 | 拂濟五十八歳 | 十年期滿 | 十五年期滿 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 | 圓 |
| 16 | 30.38 | 17.30 | 26.51 | 48.73 | |
| 20 | 31.12 | 19.21 | 28.72 | 49.36 | |
| 25 | 31.80 | 21.64 | 31.21 | 49.59 | |
| 30 | 33.14 | 24.90 | 34.42 | 50.22 | |
| 35 | 35.69 | 29.45 | 38.79 | 51.83 | |
| 40 | 39.82 | 35.56 | 44.45 | 54.64 | |
| 45 | | 43.55 | 51.53 | 58.92 | |
| 50 | | 54.13 | 60.68 | 65.48 | |
| 55 | | 68.20 | 72.80 | | |
| 60 | | 87.55 | 89.94 | | |

本書を公にしてより、戰死に關する規定を非難するものあり、曰く如此なれば軍人は加入せさるべし、保險金を得るの權利不確實なれはなりと、然則、絕對的に戰爭の危險を負擔せは安全かと問へは、それも否といへり、非難者と雖、總代會が正直に會社の堪へ得る限を支拂ふことに議決すれは不服はなきなり、支拂ふへき餘裕の存するにも關らず、總代なるものか貪吝無恥飽を知らずして、支拂を否決すへしとの恐を有せるならん

嗚呼これ何の心ぞや、敵愾の氣山河を蓋ひ、國を擧けて戰に狂すへきか、畢竟此規定は非常の場合の規定なり、我社か之を以て大に保險金を削減するか如きことあらは、其時は大抵の同業者は破產するの時なり、我社は營利會社にあらず、保險契約者の爲めに便利を圖る外希ふ所なし、何を苦んで軍人を穽にせんや





## 第一生命保險相互會社發起認可申請書

私共今般第一生命保險相互會社ヲ設立シ生命保險事業ヲ營ミ度候ニ付發起ノ義御認可被成下度左記ノ書類相添此段申請仕候也

一定款
二事業方法書
三普通保險約款
四保險料及ヒ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類
五責任準備金利用ノ方法ヲ記載シタル書類

第一生命保險相互會社發起人

東京市本鄉區森川町一番地　矢野恒太
東京市京橋區築地三丁目八番地　池田謙三
東京市日本橋區本町三丁目八番地　大橋新太郎

明治三十五年七月二十九日

明治三十五年　第一生命

二二八

東京市京橋區銀座四丁目八番地　服部金太郎
東京市麹町區平河町六丁目十四番地　藤山雷太
東京市麹町區元園町一丁目二番地　加藤正義
東京府荏原郡品川町字北品川三百廿五番地　原六郎

農商務大臣　男爵平田東助殿

【備考】明治三十五年八月二十七日附農商務省指令商第八七五六號ヲ以テ認可

〔八・二八、中外商業〕**第一生命保險相互會社發起認可**

豫て農商務省へ發起申請中なりし第一生命保險相互會社は昨日の本紙に記載の如く愈々發起認可の指令ありたるに依り今二十八日同社創立發起人原六郎、池田謙三、服部金太郎、大橋新太郎、藤山雷太、加藤正義、矢野恒太の七氏は發起人總會を開きて重役の選定を爲し且つ創業總會開業準備等に就き協議を遂ぐる由なるが出資者に對しては昨二十七日付を以て九月十一日迄に拂込を爲すべき旨を通告したる筈なり、今回の拂込總高は資本金の四分一即ち五万圓にして創業總會は多分來九月十三日頃に開催すべき豫定なるが創業總會結了次第直ちに其筋へ營業認可の申請を爲し其指令を俟ちて取急き業務を開始することゝなるべきを以て開業の期日は今日より確定し難きも農商務省にても亦可成速に其營業を認可すべき意向なりと云ふ尚ほ相互會社は一昨年制定せられたる保險業法を以て始めて規定せられし社團法人にして會員組織の自治團體なるが同社は相互會社創立の嚆矢なるを以て農商務省にても愼重の取調を爲したる趣なるも發起申請後僅々二十五日を經て發起認可の指令を下附せしは從來になき先例なりといへり



第一生命保險相互會社生命保險事業免許申請書

本年八月廿七日發起御認可相成候第一生命保險相互會社義九月十五日創立總會ヲ終了仕候ニ付生命保險事業御免許相成度保險業法施行規則第三條ニ依リ左記ノ書類相添此段申請仕候也

一定款
二事業方法書
三普通保險約款
四保險料及ヒ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類
五責任準備金利用ノ方法ヲ記載シタル書類
六社員名簿
七各社員ノ入社申込證
八創立總會ノ決議錄

明治卅五年九月十八日

第一生命保險相互會社
社長　伯爵　柳澤保惠
專務取締役　矢野恒太
取締役　大橋新太郎
監査役　濱口茂之助

農商務大臣　男爵平田東助殿

【備考】明治三十五年九月三十日附農商務省指令商第一〇三九八號ヲ以テ免許

明治三十五年　第一生命

## 第一生命保險相互會社定欵

【備考】明治三十五年九月十八日變更認可申請、同年同月三十日認可ノモノ

第一條　當會社ハ明治三十三年法律第六十九號保險業法ニ依リテ設立セル相互會社ニシテ第一生命保險相互會社ト稱シ本社ヲ東京市ニ置ク

第二條　社員ハ當會社ノ保險契約者タルコトヲ要ス

第三條　當會社ハ生命保險事業ヲ營ムモノニシテ其被保險者ハ保險契約締結ノ時ニ於テ十五年七ケ月以上六十年六ケ月以下ノ者タルコトヲ要ス

第四條　當會社ハ保險契約ノ終期ニ達シタルトキ又ハ被保險者カ其以前ニ死亡シタルトキ保險金額ヲ支拂フモノトス

第五條　社員ハ當會社ノ債權者ニ對シ直接ニ義務ヲ負フコトナシ

第六條　當會社ノ債務ニ關スル社員ノ責任ハ保險契約ヲ以テ定メタル保險料ヲ限度トス

第七條　社員カ他人ヲシテ其權利義務ヲ承繼セシムルニハ會社ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第八條　當會社ノ本社ニハ社員名簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記載ス

一各社員ノ氏名、住所

二各社員ノ保險契約ノ種類、保險金額及ヒ保險料

第九條　當會社ノ公告ハ本社ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ公告ス

第十條　當會社ノ基金ハ二十萬圓トシ創立總會前其四分ノ一ヲ拂込マシメ其餘ハ取締役ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ拂込マシム

第十一條　基金ハ二百圓ヲ以テ一口トシ之ヲ分割又ハ共有スルコトヲ許サス

第十二條　基金ノ醵出者ニハ基金一口毎ニ記名證券一通ヲ交付ス

第十三條　基金證券ヲ喪失シタル者更ニ證券ノ交付ヲ申出タルトキハ當會社ハ申出人ノ費用ヲ以テ三日間公告シ異議ヲ申出ツル者ナキトキハ更ニ證券ヲ交付ス但證券一通ニ付三十錢ノ手數料ヲ徵收ス

第十四條　基金ノ醵出者ハ當會社ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ他人ヲシテ其權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得ス

前項ノ承繼ハ之ヲ基金臺帳ニ登錄シ且取締役カ之ヲ基金證券ニ記載スルニ非サレハ當會社ニ對シテ其効力ヲ生セス

基金ノ醵出者及ヒ其承繼者ハ前項ノ登錄ヲ爲シタル後二年間當會社ニ對シ連帶シテ基金拂込ノ責任ヲ負フ

第十五條　基金ヲ拂込ムヘキ者カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ百圓ニ付キ日歩四錢ノ遲延利息ヲ徵收ス

第十六條　第三十九條ニ規定シタル基本積立金ガ貳萬圓ニ達スル毎ニ抽籤ヲ以テ基金一百口ヲ償却ス

第十七條　當會社ニハ社員總會ニ代ハルヘキ最高ノ機關トシテ社員總代會ヲ置ク

第十八條　社員總代會ハ各府縣（北海道及ヒ臺灣ハ共ニ一府縣ト看做ス以下之ニ準ス）ニ於テ其府縣ニ住所ヲ有スル社員ノ互選スル總代ヲ以テ之ヲ組織ス

第十九條　各府縣ニ於テハ選擧ヲ行フヘキ事業年度ノ初メニ於テ其府縣ニ住所ヲ有スル社員ノ保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ五十分ノ一ニ當ル毎ニ一人ノ社員總代ヲ選擧ス但五十分ノ一ニ達セサル府縣ニ於テハ他ノ府縣ト合シテ選擧ヲ行フ

既ニ社員總代ヲ選出シタル府縣ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス其社員總代ノ全員カ退任スルマテハ選擧ヲ行ハス

第二十條　社員總代ノ選擧ハ每年十府縣ニ於テ之ヲ行ヒ選擧ヲ行フヘキ府縣ノ順序ハ社員總代ヲ選出スヘキ府縣中保險金額ノ大ナルモノヲ先ニス但社員總代ヲ選出スヘキ府縣ノ數カ十ニ滿タサルトキハ選擧ハ其府縣ニ於テノミ之ヲ行フ

第二十一條　第一回ノ社員總代ハ創立總會ニ於テ十五人ヲ選擧シ滿三年目ヨリ每年抽籤ヲ以テ三人宛退任セシメ同時ニ前二條ノ規定ニ依リ各府縣ニ於テ新ニ社員總代ヲ選出セシム

第一回ノ選擧ニ於テ當選シタル者カ就職中又ハ退任後再選セラレタルトキハ其任期ハ再選ニ依リテ就任シタル時ヨリ五年トス

第二十二條　社員總代ノ選擧ニ關スル費用ハ當會社ニ於テ之ヲ負擔ス

第二十三條　社員ノ社員總代ヲ選擧スヘキ權利ハ各一箇トス

第二十四條　選擧ハ記名投票トス

選擧權ハ他人ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得ス

明治三十五年　第一生命

第二十五條　社員ノ法定代理人ハ其資格ヲ證スル書面ヲ選擧委員ニ差出タスコトヲ要ス

第二十六條　社員總代ノ選擧ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條　社員總代ハ無給名譽職トシ其任期ハ五年トス

第二十八條　社員總代カ死亡又ハ辭任ノ爲メ二十人未滿ニ減シタルトキハ第二十條ノ規定ニ依リ新ニ選擧ヲ行フ但會社設立後三年間ハ選擧ヲ行ハス

第二十九條　社員總代會ニ於ケル社員總代ノ議決權ハ各一箇トス

第三十條　社員總代會ノ決議ハ出席シタル社員總代ノ議決權ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十一條　定時社員總代會ハ每年十一月本社所在地ニ於テ之ヲ開ク

第三十二條　臨時社員總代會ハ取締役若クハ監査役ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ十分ノ一以上ノ社員ニシテ其保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ三分ノ一以上ニ當タル者若クハ五分ノ一以上ノ社員總代カ其目的及ヒ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ開會ヲ請求シタルトキ之ヲ開ク

第三十三條　社員總代會ニ出席スル社員總代ニハ社員總代會ニ於テ定メタル旅費ヲ支給ス

第三十四條　當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役　三人乃至五人

監査役　一人乃至三人

取締役中互選ヲ以テ社長一人專務取締役一人ヲ置ク

取締役及ヒ監査役ハ社員總代會ニ於テ之ヲ選擧ス

第三十五條　取締役ノ任期ハ三年トシ監査役ノ任期ハ一年トス共ニ再選ヲ妨ケス

第三十六條　當會社ハ毎年八月三十一日ヲ以テ帳簿ヲ閉鎖シ決算ヲ爲ス

第三十七條　當會社ノ設立費用ハ初年度ニ於テ之ヲ償却ス

第三十八條　決算ニ於テ剩餘金ヲ生シタルトキハ二十分ノ一ヲ法定準備金トシ二十分ノ一ヲ役員賞與金トシ殘額ヲ社員ニ配當ス但法定準備金カ基金ト同額ニ達シタル場合ニハ社員總代會ノ決議ヲ以テ其積立ヲ廢シ又ハ其積立ノ率ヲ減スルコトヲ得

第三十九條　基金ノ全部ヲ償却セサル前ニ於テハ剩餘金ヨリ前條ノ法定準備金及ヒ役員賞與金ヲ控除シタル後殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシ其殘額ヨリ未償却基金ニ對シ利息トシテ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ（此殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ利息ハ其全額ヲ以テ限トス）最後ノ殘額ヲ左ノ比例ニ依リ基金ノ醵出者又ハ其承繼者及ヒ社員ニ配當ス

一基金ノ一部モ償却セサル場合

基金ノ醵出者又ハ其承繼者　百分ノ十

社員　百分ノ九十

二基金ノ十分ノ一ヲ償却シタル場合

基金ノ醵出者又ハ其承繼者　百分ノ九

社員　百分ノ九十一

三以下之ニ準ス但基金ノ一部ヲ償却スル毎ニ其後ノ五年間ハ之ヲ償却セサル前ノ比例ニ依リ配當ス

基金ノ醵出者又ハ其承繼者ハ基金ノ償却ヲ受ケタル後五年間尚ホ前記ノ配當ヲ受クルモノトス

基金ノ醵出者又ハ其承繼者ニ對スル配當金ハ各自拂込額ノ比例ニ依リ分配ス

第四十條　基本積立金カ二十萬圓ニ達シタルトキハ其積立ヲ止ム

第四十一條　社員配當金トナルヘキ剩餘金ハ其十分ノ一ヲ超エサル範圍ニ於テ社員總代會ノ決議ヲ以テ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第四十二條　社員配當金ハ會社ニ於テ其總額ヲ保管シ三年ノ後尚ホ社員タル者ニノミ配當ス

前項ノ配當ヲ爲スニハ各社員カ三年前ノ決算期マテニ各保險契約ニ付キ保險料ヲ拂込ミタル年數（端數ハ算入セス）ニ年額保險料ヲ乘シタル數ヲ以テ標準トス

第四十三條　社員配當金ハ次ニ拂込ムヘキ保險料ト相殺ス但既ニ次ノ保險料ヲ拂込ミタルトキ又ハ受取ルヘキ配當金カ拂込ムヘキ保險料ヨリ大ナルトキハ現金ヲ以テ其全部又ハ一部ヲ交付ス

第四十四條　當會社カ社員配當金ノ率ヲ公告シタル後二年間之ヲ請求セサル者ハ其權利ヲ失フ

第四十五條　社員配當金ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ其全部又ハ一部ヲ次年度ノ社員配當金ニ繰越スコトヲ得

第四十六條　決算ニ於テ損失ヲ生シタルトキハ當會社ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ先ツ最初ニ積立テタル社員配當金ヲ以テ之ヲ塡補シ尚ホ不足アルトキハ漸次ニ最後ニ積立テタル社員配當金ヲ以テ之ヲ塡補スルコトヲ得

第四十七條　前條ノ手續ヲ爲シ且法定準備金ヲ以テ塡補シタル後尚ホ容易ニ損失ヲ塡補シ難シト認メタルトキハ取締役ハ社員總代會ノ決議ヲ經テ未タ保險金額支拂ノ事由カ發生セサル保險契約ニ限リ一定ノ率ヲ以テ其保險金額ヲ減少スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取締役ハ遲延ナク爾後保險金額ヲ減少スヘキ率ヲ總社員ニ通知ス

第四十八條　會社財產ヲ利用スルハ左ノ方法ニ依ル

一國債證券、地方債證券又ハ確實ナル會社ノ債券、株券ヲ取得スルコト

二確實ナル銀行ニ預金ヲ爲スコト

三當會社ノ事業上必要ナル不動產ヲ取得スルコト

四第一號ニ揭ケタル有價證券又ハ不動產ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

五府縣市町村等ノ公共團體又ハ確實ナル會社ヘ貸付ヲ爲スコト

第四十九條　退社スル社員ハ保險約款ニ定メタルモノノ外當會社ニ對シテ何等ノ權利ヲモ有セス

第五十條　社員ノ二分ノ一以上ニシテ其保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ二分ノ一以上ニ當タル者カ解散ヲ請求シ社員總代會ニ於テ出席シタル社員總代ノ四分ノ三以上カ同意シタル場合ノ外當會社ハ任意ノ解散ヲ爲サス

第五十一條　社員カ財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及ヒ基金ノ償却、其利息ノ支拂、準備金並ニ剩餘金ノ配當ニ關スル決議書ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルトキハ實費ヲ以テ之ヲ交付ス

第五十二條　普通保險約款ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十三條　本定款ヲ變更スルニハ社員總代會ニ於テ社員總代ノ二分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス



## 事業方法書（抄）

第四節　當會社カ締結スル保險契約ハ總テ所謂養老保險ニシテ滿期前ニ被保險者ノ死亡セル場合又ハ被保險者カ死亡セスシテ滿期ノ時ニ達シタル場合ニ保險金額ヲ支拂フモノナリ

明治三十五年　第一生命

第五節　被保險者ハ十五年七ケ月以上六十年六ケ月以下ノ者ニ限ル
年齢ヲ計算スルニハ滿年ヲ以テシ六ケ月以下ハ切捨テ七ケ月以上ハ一年ニ繰上ク

第六節　保險金額ハ保險契約一件ニ付キ最低額ヲ五百圓トシ最高額ハ被保險者一人ニ付キ保險金總額ノ千分ノ一トス但被保險者一人ニ付キ壹萬圓迄ハ保險金總額ニ拘ラス契約スルコトヲ得

第十節　剩餘金ハ定款ノ規定ニ依リ其中ヨリ法定準備金、役員賞與金、基本積立金及ヒ基金ノ利息ヲ控除シ殘額ヲ基金ノ醵出者又ハ其承繼者及ヒ社員ニ配當スルモノトス

第十一節　社員配當金ハ當會社ニ於テ其總額ヲ保管シ三年ノ後尚ホ社員タル者ニノミ配當ス此配當ヲ爲スニハ各社員カ三年前ノ決算期マテニ各保險契約ニ付キ保險料ヲ拂込ミタル年數（端數ハ算入セス）ニ年額保險料ヲ乘シタル數ヲ以テ標準トス

第十二節　當會社ノ收支豫算ハ左ノ如シ

| 年度 | 第一年 | 第二年 | 第三年 | 第四年 | 第五年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年末現在保險契約高 | 千円 二、〇〇〇 | 千円 四、〇〇〇 | 千円 六、〇〇〇 | 千円 八、〇〇〇 | 千円 一〇、〇〇〇 |
| 收入 保險料 | 一二 | 八〇 | 一九五 | 三九八 | 五六八 |
| 收入 利息 | 四〇 | 一二〇 | 二〇〇 | 二八〇 | 三六〇 |
| 支出 保險金及責任準備金 | 四 | 七 | 一四 | 二三 | 三五 |
| 支出 營業費 | 一九 | 九二 | 一六〇 | 二三三 | 三〇九 |
| 收支殘金 | 二五〇 | 三〇五 | 三五一九 | 四〇三〇 | 四五四一 |

說明　【省略】



## 第一生命保險相互會社普通保險約款

【備考】明治三十五年九月十八日變更認可申請、同年同月三十日認可ノモノ

第一條　當會社ハ保險契約ノ終期ニ達シタルトキ又ハ被保險者カ其以前ニ死亡シタルトキ保險金額ヲ支拂フヘシ

第二條　保險料ハ一年分ヲ各契約年度ノ始マテニ領收ス

第三條　被保險者カ死亡シタルトキハ次年度以後ノ保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス但其年度ノ保險料ニ未拂込部分アルトキハ當會社ニ於テ支拂フヘキ保險金額ヨリ之ヲ控除ス

第四條　保險料ハ當會社ノ本社又ハ當會社ニ於テ指定シタル場所ニ拂込ムモノトス

第五條　第二回以後ノ保險料ノ拂込ニ付テハ期日後六十日ヲ猶豫期間トス

猶豫期間ヲ過キテ尚ホ保險料ヲ拂込マサル場合ト雖三ケ月分ノ保險料及ヒ其利子カ第十六條ノ返還金ニ超過セサル限之ヲ貸付金ニ振替ヘ保險料ノ拂込ニ充ツ

保險料ヲ期日ニ拂込マサルトキハ一日一萬分ノ四以下ノ利子ヲ徵收ス

第六條　被保險者カ著シク危險ナル旅行、職業、其他ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ豫メ其旨ヲ當會社ニ通知スヘシ

第七條　被保險者カ死亡シタルトキハ保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ遲滯ナク其旨ヲ當會社ニ通知シ且被保險者死亡ノ日ヨリ九十日以內ニ之ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ特ニ必要ナリト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得

第八條　保險金額ハ前條ノ書類カ當會社ノ本社ニ到達シ又ハ保險契約カ終期ニ達シタル後三十日以內ニ之ヲ支拂フヘシ但調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スルトキハ此限ニアラス

第九條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無效トス

一保險契約者又ハ被保險者カ保險契約ノ申込ヲ爲スニ當タリ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキ

二被保險者カ第一回ノ保險料拂込前又ハ第十四條ニ依ル保險契約復活請求ノ承諾前ニ疾病若クハ外傷ニ罹リタル場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其旨ヲ當會社ニ通知セサルトキ

三保險契約申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタル場合ニ於テ保險契約ノ當時實際ノ年齡カ當會社ノ保險料表ニ揭ケタル年齡ノ範圍內ニ在ラサルトキ

第十條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

一第五條第一項ノ猶豫期間內ニ保險料ヲ拂込マサルトキ
但第五條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス

二被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第十一條　左ノ場合ニ於テハ當會社ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス

一第一回ノ保險料拂込前ニ於テ被保險者カ死亡シタルトキ

二被保險者カ自殺、決鬪其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

三被保險者カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ死亡シタルトキ

四當會社ニ通知セスシテ被保險者カ著シク危險ナル行爲ヲ爲シ之カ原因トナリテ死亡シタルトキ

五保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

六被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ又ハ戰地若クハ變亂地ニ於テ病死シタルトキ

七第七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ但已ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第十二條　保險契約者ハ何時ニテモ保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第六條ノ通知アリタル場合ニハ當會社ハ保險契約ノ解除ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條　保險契約申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタル場合ニ於テ第九條第三號ニ該當セサルトキハ左ノ方法ニ依ル

一實際ノ年齡ヨリ多カリシトキハ再ヒ被保險者ノ身體ヲ診査シ將來ニ向テ保險料ヲ減少スルコトアルヘシ

二實際ノ年齡ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ一ケ年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ徵收ス但保險金額支拂ノ事由發生前ニ此手續ヲ爲ササリシトキハ保險料不足額ノ比例ヲ以テ保險金額ヲ削減シ且保險金額ノ百分ノ五ヲ超過セサル金額ヲ控除ス

第十四條　第十條第一號ノ場合ニ於テ保險契約者カ保險契約ノ失效ノ後一年內ニ當會社ノ定メタル健康證明書ヲ提出シテ保險契約ノ復活ヲ請求スルトキハ當會社ハ被保險者ノ身體ヲ診査シ異狀ナシト認メタルトキニ限リ其請求ヲ承諾スヘシ此場合ニ於テハ保險契約ヲ繼續セルモノト看做シ延滯保險料ニ相當スル金額及ヒ之ニ對スル一日一萬分ノ四ノ利子ヲ徵收ス

第十五條　第九條ノ場合ニ於テ保險契約者及ヒ被保險者カ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ既收保險料ヨリ其十分ノ二ト保險金額ノ百分ノ五ニ當タル金額ヲ控除シ其殘額ヲ保險契約者ニ返還ス

第十六條　第十條、第十一條第二號第三號第四號第六號第七號及ヒ第十二條ノ場合ニ於テハ別表ノ金額ヲ保險契約者ニ返還ス

第十七條　左ノ場合ニ於テハ當會社ハ社員總代會ノ決議ニ依リ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ支拂フコトアルヘシ

一第十一條第四號第六號第七號ノ場合

二二年以上繼續シテ當會社ノ被保險者タリシ者カ自殺シタルトキ



三被保險者カ民法第三十條第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第十八條　保險金額及ヒ返還金ハ當會社ノ本社ニ於テ保險證券ト引換ニ之ヲ支拂フ

第十九條　保險契約者ハ當會社ノ社員トシテ定款第三十九條乃至第四十六條ノ規定ニ依リ剩餘金ノ分配ニ與カルモノトス

第二十條　第十六條ノ返還金ハ保險契約者ノ請求ニ依リ何時ニテモ之ヲ貸付スヘシ

第二十一條　保險證券ノ書換又ハ再交付ニ付テハ金三十錢ノ手數料ヲ徵收ス

第二十二條　保險契約申込書ニ記載シタル事項ノ變更ヲ承認シ、其他保險契約者若クハ被保險者ノ申出ヲ承諾スル場合又ハ保險料ヲ領收スル場合ニ於テハ當會社ハ社長若クハ取締役ノ署名捺印セル書面ヲ交付ス此書面ナキトキハ當會社ニ對シテ其效力ヲ有セス

第二十三條　保險契約カ消滅シ當會社カ保險金額又ハ第十六條ノ返還金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其年度ノ保險料ニ未拂込部分アルトキハ支拂フヘキ金額ヨリ之ヲ控除ス

## 保險料及ヒ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類（抄）

一死亡表ハ第一生命保險相互會社死亡表ヲ用ユ別表第一號ノ如シ

本表ハ明治二十四年ヨリ同三十一年ニ至ル八年間ノ日本人口統計ニ依リテ調製シタルモノナリ

一豫定利率ハ年三朱五厘トス

### 死亡表調製方法ノ概要

帝國統計年鑑ニ依リ明治二十四年以降同三十一年ニ至ル八年間ノ本籍地人口年齡別統計表ニ於テ其男子數ヲ各年齡ニ從テ合計シ之ヲ $l_x$ $l_{x+1}$ ……トシ又死亡者年齡別統計表ニ於テ右八年間ノ死亡數ヲ各年齡ニ從テ合計シ之ヲ $d_x$ $d_{x+1}$ ……トシ左ノ式ニ依リテ死亡率ヲ算出セリ



明治三十五年　第一生命

$$q_{x-1}=\frac{d_{x}}{\frac{l_{x}+l_{x-1}}{2}+a\,l_{x}}$$

此ノ如クシテ算出シタル死亡率ヲ「カループ」氏ノ方式（第二回生命保險學萬國會議ノ報告ニ依ル）ニ依リテ補整シ該死亡表ヲ調製セリ



## 責任準備金利用ノ方法ヲ記載シタル書類

責任準備金ハ保險業法施行規則第九條ノ制限ニ從ヒ左ノ方法ニ依リ利用スルモノトス

一國債證券、地方債證券又ハ確實ナル會社ノ債券、株券ヲ取得スルコト

二確實ナル銀行ニ預金ヲ爲スコト

三當會社ノ事業上必要ナル不動産ヲ取得スルコト

四第一號ニ揭ケタル有價證券又ハ不動産ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

五府縣市町村等ノ公共團體又ハ確實ナル會社ヘ貸付ヲ爲スコト



〔一〇・九、報知〕**第一生命保險の披露會**　第一生命保險相互會社にては一昨日午後六時より新聞通信社員三十餘名を招待して營業開始の披露會を催したり、專務取締役矢野恒太氏起て一場の演說を爲したるが同會社の方針は少額の保險は他日特別の方法を設くるまて之を募集せす、夫れ迄は一口五百圓以上一万圓以下に止めて他の保險會社よりも餘程經費を節減して營業すへしと云ふ



〔一〇・一六、報知〕廣　告

相互保險會社は保險契約者の自治團體なり

**我社は我邦唯一の相互保險會社なり**

**詳細を知らんとせらるゝ方は一報せられたし**

開業　東京市日本橋區新右衛門町　第一生命保險相互會社

社長　伯爵　柳澤保惠
專務取締役　矢野恒太
取締役　大橋新太郎
監査役　濱口茂之助
相談役　池田謙三
相談役　森村市左衛門

壹萬圓以上基金醵出者

| | | |
|---|---|---|
| 東京 | 池田謙三 | 東京　小倉毅豐 |
| 新潟 | 石田友吉 | 東京　柳澤保惠 |
| 東京 | 服部金太郎 | 岡山　矢野恒太 |
| 東京 | 原　六郎 | 東京　赤星彌之助 |
| 東京 | 早川千吉郎 | 新潟　白勢春三 |
| 東京 | 大橋新太郎 | 東京　森村市左衛門 |
| 京都 | 大村彦太郎 | 大阪　住友吉左衛門 |

## 松本共濟合資設立 (280)

〔二・一九、官報〕合資會社登記第十四號

一商號　松本共濟合資會社
一本店　長野縣東筑摩郡島立村千八百六十四番地
一目的　相互共濟ヲ目的トスル共同者ヲ募集シ共團體員中一死亡者アル毎ニ金十五錢宛ヲ出金セシメ當該者ノ共濟金ヲ其遺族ニ贈與媒介シ手數料ヲ得ルヲ以テ營業ノ目的トス但時宜ニ因リ金錢貸付ノ取扱ヲナス
一設立年月日　明治三十五年二月十二日
一代表者ノ氏名　【省略】
右明治三十五年二月十三日登記

松本區裁判所

## 東洋兩全合資設立 (281)

官報　第五七三七號　明治三十五年八月十八日

一商號　東洋兩全合資會社
一本社　函館區末廣町三十番地
【三ハ缺】
四目的　共濟的趣旨ヲ以テ國民ノ教育ヲ奬勵スルタメ就學兒童ノ保護及漁業遭難者ヲ救濟スベキ同志者ヲ糾合シ一致團體性ニ組織シ同社ハ相互間ニ仲立シ共濟金ノ授受或ハ教育資金ノ補助又ハ貸借ノ便ヲ圖ルモ



## 相親生命合資解散 (282)

ノトス
五設立ノ年月日　明治三十五年八月六日
六代表社員ノ氏名　中島壽賀治　出資者三名ニ千圓　【以下省略】
右明治三十五年八月八日登記ス

函館區裁判所

## 中越生死共護解散 (283)

〔九・一一、官報〕會社解散登記

一社名　相親生命保險合資會社
一解散ノ原由及年月日　明治三十五年八月二十五日總社員ノ決議ニ因リ解散ス
一清算人　福岡縣築上郡築上村築上六八四
右公告ス
明治三十五年九月六日

中野時佐

行事區裁判所椎田出張所

官報　第五八三一號　明治三十五年十二月九日

一中越生死共護株式會社明治三十五年十一月二十日一株主總會ノ決議ニ因リ解散ス
一清算人ノ氏名住所　富山縣西礪波郡太美山村大字嫁兼村四百六番地　影近鐵藏
右明治三十五年十二月三日登記

杉本新區裁判所福光出張所

## マニュファクチュラース生命保險會社

〔一・一、東京日々〕加奈陀マヌファアクチュラース生命保險會社
當會社今般日本政府の公許を得、日本法律の下に營業可仕候間此段廣告致シ候也
東洋總支配人　エツチ・エツチ・ホーシー
日本總代理店　横濱市山下町百九十三番地　キングトン・シュワーベ商會
東京及關東地方總代理人　東京市芝區露月町十五番地　ジエー・ヒギンボサム　牧野暎次郎

〔一二・六、東北日報〕マヌファクチュラース生命保險募集廣告
一資本金　金貨六百萬圓餘
一本店所在地　英領加奈陀トロント市
一本會社は日本國法の定むる所に基き保險額に相當する金額を政府へ支拂準備金として預入をなす
一本會社の特色
△本會社は無條件保險證を發行す△本會社は三ケ年目より振込金の無駄となる事なし猶ほ保險證を擔保とし





て被保險者へ貸金をなす△本會社は保險期限滿了の上は利益配當をなす△本會社は契約滿壹ケ年を經過するときは其死因の何たるを問はず保險金の支拂をなす(自殺、決鬪、死刑の場合と雖)△本會社は至急を要する場合には代理店の承認を以て即時保險金の支拂をなす
診査主任　醫學士　長谷川寛治君
下越總代理店　新潟市本町通　安宅馨三郎

## 紐育生命保險會社

〔三・一六、中外商業〕紐育生命保險相互會社の免許　同社は兼て農商務省に向て免許申請中なりしが去十三日認可せられたり本邦に於て外國會社にして相互保險を營むものは之れを以て嚆矢とす

〔四・八、官報〕外國相互保險會社登記
一名稱　ゼ、ニューヨーク、ライフ、インシューランス、コムパニー
一事務所　亞米利加合衆國紐育市ブロードウエー三百六十四番地本店
明治三十五年　外國會社

一保險ノ種類　生命保險
一事業ノ範圍　生命ニ關スル各種ノ保險ヲ爲シ信託契約ヲ引受ケ之ヲ實行シ養老保險ヲ爲シ年金契約ヲ取結ヒ之ヲ買收處分スルニ在リ
一剩餘金分配ノ方法　各事業年度ノ終ニ於ケル社員ニ現金若クハ掛金減額若クハ復歸保險ノ方法ニ依リ分配ス
一公告ヲ爲ス方法　橫濱ニ於テ刊行スル英字新聞紙ヲ以テス
一取締役ノ氏名住所【省略　取締役員數　貳拾四名】
一橫濱支店代表者ノ氏名住所　橫濱市山下町百六十七番地合衆國民　ロバート・エドウキン・ホキツトネー
一監査役ノ氏名住所　亞米利加合衆國紐育市　ションシー・マツコール
一本店設立年月日　西曆千八百九十三年七月廿四日
一支店設立年月日　明治三十四年八月二十四日
右明治三十五年四月二日外國相互保險會社登記簿第一號ヘ登記ス　橫濱區裁判所

〔六・二六、東京日々〕營業廣告

○資　產　金五億八千三百二十三萬千二百三十二圓餘
○責任準備積立　金四億七千六百八十五萬四千九十一圓餘
○保險金總額　金二十七億三千八百九十三萬八百十四圓餘
○被保險者總數　五十九萬九千八百十八人

本社は世界中最も有力なる萬國大生命保險會社にして日本政府より純粹の相互保險會社と認められ本年三月十二日營業免許を得たるものにして日本に於ける相互保險の嚆矢なり
創立千八百四十五年（弘化二年）

紐育生命保險會社　東京市京橋區銀座二丁目十四番地
社　長　ジョン・エー・マコール
東洋支配人　ロバート・イ・ホキトニー
東京主事　歸山定一

本會社には株主なきか故に總資金、剩餘金及利益等は悉皆被保險人の所得に歸せしむ
本會社の保險證券は最も多くの特權、保證及利益等を單一の契約中に包含せしむるものにして日本に於ける保險料は歐米各國と同一なり
保險を附せんとする方は是非一應本會社の保險方法と共特色を取調べられたる後保險を附すべき會社を定められなほ便益最も多かるべし本會社保險規則は御申越次第進呈す



〔一〇・一四、官報〕外國相互保險會社登記
ゼ、ニューヨーク、ライフ、インシューランス、コムパニー
一東京事務所　東京市京橋區八官町十八番地
右明治三十五年十月十一日外國相互保險會社登記簿第一號ニ登記ス　橫濱區裁判所



〔一〇・三一、官報〕外國相互保險會社登記
ゼ、ニューヨーク、ライフ、インシューランス、コムパニーハ名稱ヲ左ノ通更正ス
明治三十五年　外國會社

一名稱　ゼ、ニューヨーク、ライフ、インシューランス、コンパニー（紐育生命保險會社）
右明治三十五年十月二十九日外國相互保險會社登記簿第一號ヘ登記ス　　横濱區裁判所

## ミューチュアル生命保險會社

（一一・一三、官報）外國相互保險會社登記
一名稱　ゼ、ミューチュアル、ライフ、インシューランス、コムパニー、オブ、ニューヨーク
一事務所　亞米利加合衆國紐育州紐育市ナツソー、シーダー及リベルテ街、横濱市山下町十四番地
一保險ノ種類　生命保險
一事業ノ範圍　社員各自ノ生命ヲ保險シ其他生命ニ關スル各種ノ保險ヲ爲シ及金年契約ヲ爲シ且ツ之ヲ買收ス
一剩餘金分配ノ方法　法律命令ニ依リ積立準備スヘキ必要ナル部分ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ社員ニ分配ス
一社員ノ責任ノ種類　社員ノ責任ハ有限ニシテ拂込ミタル保險料ヲ以テ限度トス
一取締役ノ氏名住所
亞米利加合衆國紐育州紐育市ナツソー街七番地　リチヤード・エー・マツコルデー
同　同州　同市リベルテー街十一番地　ロバート・エー・グラニス
同　同州　市ナツソー街二十一番地　アイザツク・エフ・ロイド
一日本ニ於ケル會社代表者
横濱市山手町百二十番地　ペシル・エツチ・ベツツ
一監査役ノ氏名住所
亞米利加合衆國紐育州紐育市シーダー街三番地　チヤールス・エー・ブレツラ
一主タル事務所設立ノ年月日　西曆千八百四十二年（天保十三年）四月十二日
一横濱事務所設立ノ年月日　明治三十五年十一月一日
一日本ニ於ケル事業ノ本據　横濱市山下町十四番地
右明治三十五年十一月六日外國相互保險會社登記簿第二號ヘ登記ス　　横濱區裁判所

# 明治三十六年

## 日本生命保險株式會社

(292) 鴻池社長ノ退任

〔一・一四、大阪毎日〕鴻池善右衞門氏銀行會社重役を辭す　鴻池善右衞門氏は昨年來銀行會社の重役を辭任し專ら自家の營業に盡す方針にて夫々相談中なりしか中にその頭取たる大阪貯蓄銀行、社長たる日本生命保險にありては突然辭任する時は世間の誤解を招くも知れすとて双方とも今回の總會まて延期し居たるか愈近々之を發表する筈にて貯蓄の方は外山脩造氏頭取となり日本生命は片岡副社長、社長に上任すへしといふ而して大阪倉庫の方は既に殆んと鴻池家の有に歸したれは依然社長たるへしと

(293) 新任役員登記濟届

登記事項變更ニ付御届

日本生命保險株式會社

取締役　大阪市東區北濱貳丁目百拾八番屋敷　井上保次郎

取締役　大阪市東區淡路町壹丁目三十番屋敷　越野嘉助

明治三十六年　日本生命

監査役　大阪市東區南久寶寺町貳丁目壹番屋敷　竹田忠作
監査役　大阪市東區北濱貳丁目貳百拾番屋敷　蘆田安三郎
監査役　大阪市西區靱北通壹丁目三十四番屋敷　田中市兵衞

右明治參拾六年二月二十日株主總會ニ於テ當選就任仕候ニ付大阪本社ハ大阪區裁判所ニ於テ明治三十六年二月二十七日、東京支社ハ東京區裁判所ニ於テ同年三月五日登記致候此段御屆申上候也

明治三十六年三月十二日　大阪市東區今橋四丁目七番地　日本生命保險株式會社　取締役副社長　片岡直溫

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

## 定款變更認可申請書

一定款第三條ヲ左ノ如ク改ム

第三條　當會社ハ本店ヲ大阪市ニ支店ヲ東京市、京都市、名古屋市、熊本市、金澤市、仙台市、函舘區ニ設置シ樞要ノ地ニ出張所又ハ代理店ヲ置ク

但東京市支店ヲ除キ其他ノ支店設置ノ時期ハ取締役會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

一定款第六條第五項ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ外當會社保險契約者ニ限リ其保險證券ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得

一定款第二十三條ヲ左ノ如ク改ム

第二十三條　取締役ハ互撰ヲ以テ社長一名ヲ推擧ス



但時宜ニ依リ副社長一名常務取締役一名ヲ置クコトヲ得

一定款第二十八條ヲ左ノ如ク改ム

第二十八條　取締役及監査役ノ給料ハ株主總會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

右變更ハ明治三十六年二月二十日株主臨時總會ノ決議ヲ經候ニ付御認可相成度別紙變更理由書相添此段申請候也

明治三十六年三月十二日　大阪市東區今橋四丁目七番地　日本生命保險株式會社　取締役副社長　片岡直溫

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

【備考】明治三十六年四月二十三日認可

## 其他ノ事項

（事業報告書ヨリ）

一三月二十三日取締役副社長片岡直溫社長ニ上任シタリ
一四月二日保險證券ニ對スル貸付金取扱手續ヲ制定施行シタリ
一九月二十六日解約防止ニ關スル賞罰法ヲ制定施行シタリ

## 明治三十六年　日本生命

## 大日本生命保險株式會社

〔四・二一、中外商業〕商業登記

大日本生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役堀越寛介、松本弘ハ明治三十六年四月四日辭任シ左記ノモノ同日取締役ニ就任セリ

群馬縣邑樂郡梅島村大字新里村一番地　瀨下義太郎

同　縣同　郡舘林町一、二六九番地　杉本八代

一監査役新井清兵衞、川嶋治平ハ前同日重任セリ

右明治三十六年四月十八日登記

東京區裁判所





## 萬世生命保險株式會社

定時總會ノ件ニ付御屆

明治三十六年三月三十一日當會社樓上ニ於テ明治三十五年度營業報告ノ件ニ付株主定時總會ヲ開キ候處監査役ハ左記ノ通リ報告ヲナシタルヲ以テ定時總會ニ於テ議決スヘキ事項ハ追テ臨時總會ヲ開キ決議スヘキコトヲ決議致候

記

監査役ノ報告　取締役ハ定時總會ニ提出スヘキ書類ヲ提出シタルモ大阪生命保險株式會社取締役ノ一人タル岡部廣氏嫌疑事件ノタメ拘引セラレ裁判所ヨリ諸帳簿ノ檢査ヲ受クルコト、ナリ尚之ト同時ニ主務省ノ檢査ヲモナスニ會シ引續キ今日迄ニ及ヒタレハ監査役ハ其書類ヲ調査スルヿ克ハス隨テ意見ヲ總會ニ報告スル能ハス

右及御屆候也

明治三十六年四月十八日　大阪市東區本町一丁目六十一番邸　萬世生命保險株式會社

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

明治三十六年　大日本生命　萬世生命　取締役　玉村敏彌

# 海國生命保險株式會社

岡部廣辭任 (298)

〔六・二三、官報〕海國生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役岡部廣ハ明治三十六年六月十二日辭任セリ

右明治三十六年六月十九日登記

役員變更 (299)

〔一〇・八、官報〕海國生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役宮本五朝ハ明治三十六年九月二十一日同本多副元小林好愛ハ同月二十五日辭任シ左ノ者同日取締役ニ就任セリ

東京區裁判所

大和田莊七
山本九郎右衞門
大和田　久兵衞
後藤　勇

一監査役柴原和、稻茂登三郎ハ明治三十六年九月二十五日辭任シ左ノ者同日監査役ニ就任セリ



解散認可申請書類ニ關スル質問ニ答 (300)

大阪市西區靱南通三丁目五番屋敷
福井縣敦賀郡敦賀町敦賀蓬萊九十七番地

明治三十六年十月三日登記

# 大東生命保險株式會社

土谷慶次郎
服部一男
東京區裁判所

## 答申書

當會社解散認可申請書中不備ノ點及御質問ノ點左ニ御答申致候也

一財産目錄、貸借對照表及附錄內譯書幷ニ株主總會決議謄本各別紙ノ通更ニ調製仕候

一明教生命保險株式會社ヘ保險契約ヲ移付シタル手續ハ明治三十四年十月中株主總會ノ決議ヲ經同年十月兩會社ニ於テ締結シタル契約ニ基キ當會社ノ現在保險契約ノ全部ヲ明教生命保險株式會社ヘ移付シ保險契約ノ權利義務一切ヲ同會社ヘ繼承セシムルコトヽシ各保險契約者ニ對シテハ右保險契約繼承ニ關シ異議アラハ之ヲ申述フヘキ旨ノ催告ヲ發シタルニ總保險契約ノ中異議ヲ申述ヘタル保險契約ハ金額貳千八百圓件數十三件ナリシヲ以テ該保險契約ヲ除キ其他ノ保險契約ハ總テ明教生命保險株式會社ニ繼承セシメ保險契約ニ關スル一

明治三十六年　海國生命　大東生命

檢事ノ解散申立 (301)

切ノ帳簿及書類ヲ同會社ニ引渡シタルモノニシテ保險契約繼承ノ手續ヲ履行シタルモノニ有之候

一株金拂込催告中ノ狀況ハ明治三十五年九月十一日付ヲ以テ各株主ニ對シ未拂込株金即チ壹株ニ付金貳拾五圓宛ヲ同月廿八日迄ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ發シタルニ之レカ拂込ヲ爲サヽルニヨリ更ニ同月廿九日付ヲ以テ同年十月十五日迄ニ其拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ右期日內ニ之ヲ爲サヽル時ハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ各株主ニ通知シタリ然ルニ右期間內ニ拂込ヲ爲シタル株主八名其株數僅カニ九拾五株ニ過キスシテ其他ノ株主ハ何レモ拂込ヲ爲サヽルヲ以テ同年十一月十日株式ノ各讓渡人ニ對シ同年十一月廿六日迄ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ發シタリ其期間內ニ正當ニ拂込ヲ爲シタルモノナキモ讓渡人ノ一部ヨリ右株金拂込ニ對シ示談ノ申込ヲ受ケタルニ付之ニ對シテハ圓滿ナル方法ニヨリ事局ヲ結フヘキヲ希望シ爾來交涉中ニアリ又何等ノ申込ヲ爲サヽル株主ノ株數百八十五株ハ同年十一月十日之ヲ競賣ニ付シタリシカ右株式ノ競賣ニヨリテ得タル金額僅少ニシテ滯納金額ニ滿タサルヲ以テ從前ノ株主ニ對シ其不足金ノ辨濟ヲ請求シアリ株金拂込ノ狀況ハ以上ノ如クニシテ目下尙手續中ニ有之候

右之通ニ御座候也

大阪市西區西道頓堀貳丁目三十五番邸　大東生命保險株式會社

明治三十六年一月十四日　　取締役　藤井酒造太郎

農商務大臣　男爵　平田東助殿

〔九・一五、大阪毎日〕 **大東生命保險の解散申立**　大東生命保險會社（資本金拾萬圓）の內部紊亂せることに就ては其筋の注意する處となり之が取調を行ひたるに同社は僅かに預金四百七十五圓貸金貳拾圓の外現金十三圓四十七錢七厘を有するのみにて去る四月農商務保險課長志田鉀太郎氏外三人の取調に依ると內情亂雜を極め法定準備は勿論保險金として拂渡すべき資金欠乏せる事實あり右は社會の秩序を亂すものなれはとて森下檢事は同社提出の貸借對照表及志田氏の復命に依り昨日當地方民事部に解散の申立をなしたりと

解散命令ヲ受ク (302)

〔九・二六、大阪毎日〕 **大東生命解散の決定を受く**　當市西道頓堀にある大東生命保險會社は既記の如く森下檢事より解散の決定を當地方裁判所の民事部に申請中の處同裁判所民事第四部に於て審査の末檢事の請求通り解散を命するとなり昨日その決定を與へたり

解散抗告棄却 (303)

〔一一・一一、保險銀行時報〕 **大東生命の解散抗告棄却**　大阪なる大東生命保險會社は曩に森下檢事の申立にて解散決定となり居りし處會社は之を抗告したるも去る二日遂に大阪控訴院に於て理由なしとて棄却

普通保險約款認可 (304)

## 佛教生命保險株式會社

### 普通保險約款認可申請書

明治三十六年三月二十一日付ヲ以テ變更認可申請致置候處ノ當會社普通保險約款ノ儀爾來訂正加除ノ箇所不尠

明治三十六年　大東生命　佛教生命

候ニ付別冊ノ普通保險約款ノ通リ變更致度候間御認可相成度此段變更理由書相添申請仕候也
追テ曩キニ提出致置候普通保險約款ハ御却下相成度候也
明治三十六年六月十八日

京都市上京區御幸町三條上ル丸屋町二拾四番戸
取締役社長　大貝武布

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

【備考】明治三十六年七月二十八日附農商務省指令商第一七六八號ヲ以テ認可

## 普通保險約款變更理由上申書　（305）　普通保險約款

當會社從來ノ普通保險約款ハ現行商法及保險業法施行以前ノ制定ニ係ルモノニシテ該條項中法文ト牴觸ノ廉アルノミナラス不備ノ條項モ不尠候ニ付變更ノ必要ヲ生シタルモノニ御座候
右及上申候也

## 普通保險約款（抄）

【備考】本約款中舊模範約款（第二卷第一編623）ト略同樣ノ規定ハ省略セリ

第五條　保險料拂込猶豫期間ハ期日後六十日トス此期間内ハ延滯保險料ニ一日壹萬分ノ四ノ利子ヲ附加スベキモノトス

第七條　被保險人ハ其住所、職業、旅行及生活ノ狀態ニ關シ危險ガ增加スルモ保險契約ノ効力ニ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ但左ノ場合ニ於テハ保險金額ノ拾分ノ二ヲ削減シテ拂渡スモノトス

（一）被保險人ガ戰時陸海軍ニ從事シ死亡シタルトキ
（二）被保險人ガ戰時陸海軍ニ干與シ其地ニ於テ疾病ノ爲メ死亡シタルトキ

第拾四條　保險申込證書ニ記載シタル被保險人ノ年齡ニ錯誤アリタル場合ニハ左ノ方法ニ依リ處分スルモノトス

（一）錯誤ノ年齡ガ實際年齡ヨリ多カリシトキハ調査ノ上當會社ガ正當ト認メタルトキニ限リ契約當初ヨリ其保險料ヲ減少スベシ
（二）錯誤ノ年齡ガ實際年齡ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ壹ケ年百分ノ六ノ複利ヲ附加テ領收スヘシ若シ保險金拂渡シノ時期到達以前ニ此手續ヲナサヾリシトキハ保險料不足額ニ一箇年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ保險金ヲ削減シ且保險金額ノ百分ノ五ヲ扣除スベシ

## 業務刷新　（306）

【五・二、京都日出】佛教生命保險會社　同社は先般臨時總會に於て山内國太郎氏を常務取締役に推選したるが同氏は就任後鋭意整理を謀る處あり今回營業の方法上大刷新を施し益々被保人の勸誘に全力を注く計畫にて其刷新の要項は死亡保險金の支拂を最も迅速に且つ親切に取扱ふ事、忠實にして技倆ある勸誘員を增聘する事、各地代理店の良否を區別し廢合を謀る事、全國に於ける各宗の寺院と從來の如く密接の關係を謀る事等なる由

## 軍人保險ニ就テ　（307）

【一二・一四、大阪毎日】佛教生命保險の軍人保險に就て　村上保險事務官は過日眞宗生命を檢査したるとは既記の如くなるが其序を以て京都生命及佛教生命へも臨檢したるが佛教生命は過般來無檢査にて軍人保險を取扱居るより村上事務官はこれ取も直さず簡易保險（簡易保險は假令病者不具者と雖とも無檢査無制限にて

明治三十六年　佛教生命

取扱ふものにて幾多の請願者あるも甚た危險なれはとて主務省にては未た認可せさるものなり）と同一性質なりといひ會社にては軍人保險の無撿査は間接若くは批準撿査を行ひたるものなれは簡易保險とは自ら其性質を異にすと主張せしも結局書面を以て主務省に屆出ることゝなりたり





## 有隣生命保險株式會社

〔五・一、官報〕有隣生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役近藤喜祿、八尾新助ハ明治三十六年四月二十五日退任シ由利公正、松崎松太郎ハ重任シ左ノ者同日取締役ニ就任セリ

澤井近知

一監査役山田卓介、澤井近知ハ明治三十六年四月二十五日退任シ、左ノ者同日監査役ニ就任セリ

武石敬治　惠美龍圓

明治三十六年四月二十八日登記

東京區裁判所



申請書

明治三十六年五月五日附ヲ以テ本社定款變更ノ件ニ付申請書類差出候處去ル七月二十七日臨時總會ニ於テ別紙ノ通リ變更議決候條御認可相成度別紙定款並ニ理由書相添ヘ此段申請候也

東京市日本橋區南茅場町四十四番地　有隣生命保險株式會社

明治三十六年七月二十九日

社長 子爵 由利公正

農商務大臣 男爵 清浦奎吾 殿



定款改正條項（抄）

第七條　當會社ノ株金ハ左ノ期節ニ於テ之ヲ拂込ムモノトス

第一回　一株金拾五圓會社設立許可ノ日ヨリ三十日以内

第二回　同明治二十八年四月

以後ノ株金拂込ハ當會社ノ必要ト認ムルトキ株主總會ニ於テ拂込金額及期日ヲ決定シ之ヲ拂込ムヘシ

新株金ノ拂込ハ成立ノ日ヨリ三十日以内ニ一株ニ付金拾貳圓五拾錢ノ拂込ヲナシ以後ノ拂込ハ當會社ノ必要ト認ムルトキ株主總會ニ於テ拂込金額及期日ヲ決定シ之ヲ拂込ムヘシ

第十七條　定時總會ハ毎年五月之ヲ開ク

第二十六條　當會社ハ左ノ役員ヲ置ク

取締役　三名

監査役　二名

明治三十六年　佛教生命　有隣生命

第三十四條　當會社ノ決算ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一期トシ其期間營業總收入金及前年度末ニ於ル責任準備金支拂備金ヨリ保險金及一切ノ經費諸損失金ヲ引差リタル殘額ヲ以テ利益金トナシ之ヲ配當スルコト左ノ如シ

一積立金
一賞與金
一株主配當金
一後季繰越金

## 普通保險約款（抄）　明治三十六年八月一日改正

【備考】本約款中舊模範約款（第二卷第一編233）ト略同樣ノ規定ハ省略セリ

第九條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無效トス【一、二、四ハ省略】

三保險契約者又ハ被保險者カ保險申込ノ際當會社ヘ提出シタル書類又ハ陳述ニ於テ契約上重要ナル事實ノ錯誤アリシトキ

五保險申込書ニ被保險者ノ親族トシテ記載セラレタル保險金受取人カ實際親族ナラサリシトキ並ニ相續人トシテ記載セラレタル者カ相續人ナラサリシトキ

第十三條　被保險者左ノ場合ニ於テ死亡シタルトキハ保險金額ノ十分ノ一ヲ削減シテ支拂フモノトス

但同時ニ第一號第二號及第三號ノ事由ノ二以上ニ該當スル場合ト雖モ之カ爲メ重複ノ削減ヲ加ヘス

一被保險者カ外國ニ旅行若シクハ轉任シタルトキ

二被保險者カ從軍シ又ハ戰爭其他ノ變亂地ニ赴キタルトキ

三被保險者カ左ノ職業ニ從事シ之カ原因トナリテ死亡シタルトキ

イ　劇毒藥又ハ火藥ヲ取扱業務
ロ　陸海軍人軍屬及警察官
ハ　航海業
ニ　鐵道業
ホ　漁業獵業
ヘ　採炭、採礦及石油鑿井業
ト　蒸氣、電氣、瓦斯、水力機關ヲ取扱フ業務
チ　檢疫事務及看病人
リ　潛水業
ヌ　消防夫

第十四條　第十條第一號ニ依リ保險契約ノ効力ヲ失ヒタル後百五十日以內ニ於テ當會社所定ノ書式ニ依ル契約復活請求書ヲ提出スルトキハ延滯保險料ニ一日壹万分ノ四ノ利子及保險金額ノ千分ノ五ノ手數料ヲ領收シテ之ヲ承諾スヘシ

但當會社ノ本店カ承諾ノ證ヲ發シタル後ニアラサレバ復活ノ效力ナキモノトス

第十六條　保險契約ノ解除失効又ハ會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テハ責任準備金ノ十分ノ四以上十分ノ九以下ノ拂戻ヲナスヘシ其解約拂戻割合表ハ保險證券ニ添付ス

## 普通保險約款中改正

【備考】明治三十六年十月十三日改正認可申請

改正條項（削減條項）

第十三條　被保險者左ノ場合ニ於テ死亡シタルトキハ保險金額ノ十分ノ一ヲ削減シテ支拂フモノトス

但同時ニ第一號第二號及第三號ノ事由ノ二以上ニ該當スル場合ト雖トモ之カ爲メ重複ノ削減ヲ加ヘス

一被保險者カ臺灣又ハ外國ニ旅行若クハ轉シタルトキ

【以下朱書舊條文ハ省略ス】

改正理由

理由書

各生命保險會社ノ多クハ臺灣ヲ危險地ト認メテ割增保險料ヲ徵收セリ當會社ハ普通保險約款改正ノ際之ヲ脫漏シタルヲ以テ第十三條第一號ニ「臺灣又ハ」ノ四字ヲ加ヘントスル所以ナリ

訂正理由

理由書

【明治三十六年十月三十一日訂正届】

臺灣ハ熱帶地ニシテ加フルニ衛生上ノ設備猶ホ完カラス未タ内地ト同一ニ見認ムル能ハス故ニ危險地トセサルヘカラサルナリ當會社ハ曩ニ普通保險約款改正之際臺灣ニ旅行若クハ轉住シテ死亡シタルモノニ對シ保險金額ノ割引ヲナスノ條項ヲ脫漏シタルヲ以テ當會社普通保險約款第十三條第一號ニ「臺灣又ハ」ノ四字ヲ加ヘントスル所以ナリ





## 北陸生命保險株式會社

〔四・一七、官報〕北陸生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役松井伊平ハ明治三十六年三月三十一日退任シ同本多副元、三田勝俊、牧野平五郎、馬瀬清九郎、岡部廣、小林好愛ハ同日重任シ左ノ者同日取締役ニ就任セリ

大阪市東區豐後町六十七　楠　秀太郎

一監査役柴原和、栗塚省吾、中田清兵衞ハ同日重任セリ

右明治三十六年四月十三日登記

〔六・一九、中外商業〕商業登記公告

北陸生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役岡部廣ハ明治三十六年六月十二日辭任セリ

右明治三十六年六月十七日登記ス

明治三十六年　有隣生命　北陸生命

東京區裁判所

「一〇・七、官報」北陸生命保險株式會社登記事項中左ノ通變更ス

一取締役本多副元、小林好愛、楠秀太郎、監査役柴原和、栗塚省吾ハ辭任ス

一取締役及監査役補缺選擧ニ依リ

福井縣敦賀郡敦賀町敦賀旭二十五番地　大和田莊七

同　縣同　郡同　町敦賀旭十三番地　山本九郎左衞門

同　縣同　郡同　町敦賀旭二番地　大和田　久兵衞

大阪市東區淡路町一丁目二十二番地　後藤　勇

以上取締役ニ

大阪市西區靱南通三丁目五番屋敷　土谷慶次郎

福井縣敦賀郡敦賀町敦賀蓬萊九十七番地　服部一男

以上監査役ニ當選就任ス

右明治三十六年九月三十日登記

富山區裁判所



# 明教生命保險株式會社

答申書

本年二月二十四日御下問相成候大東生命保險株式會社ヨリ引繼キタル保險金額件數及財産ノ種類價格別紙ノ通リ取調上申仕候也

明治三十六年三月十二日

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

明教生命保險株式會社

取締役社長　本多副元

大東生命保險株式會社ヨリ繼承シタル保險契約

一保險金額　六拾七万九千〇六拾四圓

一件數　五千〇六拾八件

右繼承ニ伴ヒ讓受ケタル財産

一金六千圓　借用證（但返金濟）

明治三十六年　北陸生命　明教生命

一金貳千八百八拾壹圓〇貳錢六厘　代理店勘定

以上

## 登記事項御届

明治三十六年六月廿二日大阪區裁判所ニ於テ左記ノ事項ヲ登記致候

一取締役岡部廣、明治三十六年六月十二日辭任ニ付キ抹消ノ件

右御届申上候也

大阪市東區本町二丁目六十一番屋敷　明教生命保險株式會社

明治三十六年六月廿七日　取締役社長　男爵　本多副元

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

〔一〇・五、官報〕明教生命保險株式會社取締役本多副元、同柴原和、監査役小林好愛辭任

福井縣敦賀郡敦賀町敦賀旭　大和田莊七

同　所　山本九郎左衞門

大阪市東區淡路町一丁目　後藤勇

福井縣敦賀郡敦賀町敦賀旭　大和田久兵衞

右取締役ニ當撰就任

大阪市西區靱南通三丁目　土谷慶次郎







福井縣敦賀郡敦賀町蓬萊　服部一男

右監査役ニ當撰

右明治三十六年九月三十日登記

大阪區裁判所



## 京都生命保險株式會社

### 生命保險契約月末報告

明治三十六年一月末日

| | |
|---|---|
| 月末現在契約 | 一二、九二八 |
| 新契約 | 二四一 |
| 消滅シタル契約 | 二四六 |

右之通ニ御座候也

明治三十六年二月五日

京都生命保險株式會社

| | |
|---|---|
| 明治三十六年 | 明教生命　京都生命 |
| 二、八五五、一一七、〇〇 | 二、八五五、一一七、〇〇 |
| 五八、一五〇、〇〇 | 五八、一五〇、〇〇 |
| 六二、〇〇〇、〇〇 | 六二、〇〇〇、〇〇 |

保險種類名稱變更認可申請 (320)

農商務大臣　男爵平田東助殿

## 責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類ノ變更認可申請書

當會社保險契約種類名稱ハ別紙墨書之通明治三十一年九月三十日付ヲ以テ御屆申上置候處今般朱書ノ通變更仕度候ニ付御認可被成下度理由書相添此段申請仕候也

明治三十六年三月十四日

京都生命保險株式會社
專務取締役　中堀幾太郎

農商務大臣　男爵平田東助殿

變更理由

責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類中左ノ通リ改ム

一乙種尋常終身トアルヲ　一終身掛込終身ト改ム
一乙種養老トアルヲ　一全期掛込養老ト改ム
一有限掛金終身トアルヲ　一有限掛込終身ト改ム
一短期掛金養老トアルヲ　一短期掛込養老ト改ム

以上

理由書

當會社從來ノ保險契約種類名稱ニテハ被保險者ニ於テ往々疑惑ヲ生スル事有之候ニ付別紙ノ通名稱變更御認可ヲ申請スル次第ニ御座候



軍人保險ヲ計畫 (321)

〔一一・一〇、京都日出〕京都生命の軍人保險計畫　京都生命保險會社にては日露問題の前途如何に依り萬一の場合出征軍人の安心を得せしむる目的にて割增金を徵せず軍人保險募集の計畫をなし居れるが近々發表すべしと云ふ

取締役就任資本增加登記濟屆 (322)

## 大阪生命保險株式會社

取締役就任登記濟幷ニ資本增加ノ登記濟屆

大阪市東區豐後町六拾七番屋敷　取締役　楠　秀太郎

明治三十五年十二月廿四日就任登記濟

一前資本ノ總額　金參拾万圓
一增加資本額　金貳拾五万圓
一資本總額　金五拾五万圓
一舊株數　六千株

明治三十六年　京都生命　大阪生命

一新株數　　五千株
一株式總數　　壹万壹千株

一新株五千株ニ對スル第一回拂込金額壹株ニ付金五圓總計金貳万五千圓
右明治三十五年十二月三十一日登記濟
前記各項ニ對シ頭書ノ通リ登記濟ニ有之候ニ付此段御屆仕候也

大阪生命保險株式會社
社長取締役　男爵本多副元

明治三十六年一月十三日

農商務大臣　男爵平田東助殿



第四七五號　本月十三日付四第七七號ヲ以テ大阪生命保險株式會社登記屆御進達相成候處資本增加ニ關スル登記ノ事項ヲ見ルニ屆書ト登記簿謄本ト一致セサル廉アルノミナラス登記簿ノ謄本及屆出ニ徵スレハ增株ニ付テハ一株ニ對シ五圓ヅヽノ拂込ヲ以テ增資ノ登記ヲ受ケタルモノト被認候得共右ハ事實五圓宛ノ拂込ヲ以テ登記ヲ受ケタルモノニ可有之哉果シテ然リトセハ適法ナル增資トハ難認ニ付事實御取糺有之度此段及御照會候也

明治三十六年一月廿一日

大阪附知事　高崎親章殿

農商務省商工局長代理　農務局長　和田彦次郎



答申書

一月廿一日付ヲ以テ大阪府知事ヲ經由シ御垂問相成候事項ニ對シ左答申仕候

一屆書ト登記簿謄本ト一致セストノ御垂問ハ屆書ニ舊株六千株新株五千株總計一万一千株ト記載シアルニ係ハラス登記簿謄本ニハ資本增加ニ對スル株數ノ記載ナキニ依ルモノト存候得共登記簿謄本中增加資本總額金貳拾五万圓ト記載アルニ依リ一株ノ金額五拾圓ナル旨ノ記載トヲ對照スレハ增加資本額ノ株式數ハ五千株ナル事ヲ推定シ得ルヿト思料致居候次第ニ有之候

一一株ニ付五圓ツヽノ拂込ヲ爲シタルハ新株總數五千株ニ對シ差當リ一株ニ付金五圓宛總計金貳万五千圓ヲ拂込ミ追テ一株ニ付七圓五拾錢宛拂込ノ績リニテ現ニ拂込候分丈登記仕置候次第ニ御座候

右答申候也

大阪市東區本町二丁目第六十一番屋敷　大阪生命保險株式會社
社長　男爵本多副元

明治三十六年二月二日

農商務大臣　男爵平田東助殿



第一七〇二號　本月九日付第四二號ヲ以テ大阪生命保險株式會社資本增加ノ登記ニ關シ御回答相成取調フルニ新株第一回ノ拂込金額ニ付テハ會社ヨリ答申ノ次第モ有之候處右ハ資本增加ノ場合ニ在リテモ第一回ノ拂込額ハ四分ノ一以上タルヲ要スルコト勿論ニシテ四分ノ一ニ滿タサル拂込ヲ以テ增資ノ登記ヲ受ケタルハ適法ナル資本增加ト難認ニ付速ニ登記ノ取消ヲ爲シ更ニ四分ノ一以上ノ拂込ヲ爲シ登記ヲ受クヘキ樣御傳達有之度尙御屆出ノ登記簿謄本ト登記事項ノ一致セサル點ニ對シ答申アルモ本省ヘハ登記ヲ受ケタル事項ヲ屆出ツヘキ筈ニシテ登記簿謄本ト一致セサルハ屆書ノ不備ト被認ニ付今後右樣ノ義無之樣御注意宜相成度此段及御照會候也

明治三十六年　大阪生命

明治三十六年二月二十三日　　農商務省商工局長代理　農務局長　和田彦次郎

大阪府知事　高崎親章殿

追テ

該社ヨリ曩ニ提出シタル總勘定元帳殘高表ニ徵スレハ勘定元帳ニ於テモ資本ヲ五十五万圓トシテ記帳シアルモノト被認候得共前述ノ次第ナルニ付テハ自然元帳ヲモ訂正ヲ要スル義ト被存候條御垂示相成度申添候也

## 上申書

明治三十六年二月廿三日第一七〇二號ヲ以テ曩ニ當社カ資本增加ヲナシ其第一回拂込金額五圓ヲ拂込タルニ對シ資本增加ノ場合ニアリテモ第一回ノ拂込額ハ四分ノ一以上タルヲ要スルコト勿論ニシテ四分ノ一ニ滿タサル拂込ニテ增資ノ登記ヲ受ケタルハ違法ナルヲ以テ速ニ登記ノ取消ヲ爲シ更ニ四分ノ一以上ノ拂込ヲナシ登記ヲ受クヘキ樣御示達相成候得共當社ハ右方法ヲ以テ適法ノモノト信シ裁判所モ亦適法トシテ登記ヲ爲シタル次第ニ有之候間今更登記ヲ取消候儀ハ取計兼候得共御命令ノ次第モ有之候ニ付來ル三月三十一日ヲ期シ更ニ七圓五拾錢ノ拂込ヲ爲サシメ右拂込ノ上ハ登記ヲ經重テ御屆可仕候

右上申仕候也

明治三十六年三月十九日

大阪生命保險株式會社

取締役　男爵本多副元

農商務大臣　男爵平田東助殿







發第八九號　貴管下ニ於テ左記ノ四會社カ本年二月末日マテニ大阪生命保險株式會社ヘ繼承セシメタル保險契約ニ屬スル被保險者ノ氏名各自之保險金額及繼承ノ爲メ引渡ヲ爲シタル財産ノ種類、價格並ニ大阪生命保險株式會社ト結約後本年二月末日マテニ於テ契約ノ消滅ニ係ル被保險者ノ氏名ト及各自ノ保險金額ト各其消滅ノ事由及其消滅契約ニ對スル處置及事由（保險金、解約金ヲ拂ヒ渡シタルト否ノ區別及拂渡サヾルモノニ就テハ其ノ事由）詳細承知度候條月別ニ調査ノ上至急報告可致旨當該關係會社ヘ御示達有之度此段及御照會候也

明治三十六年三月十二日　　農商務省商工局長代理　農務局長　和田彦次郎

大阪府知事　高崎親章殿



追而各社カ大阪生命保險株式會社ト繼承ヲ締結シタル保險契約ニシテ本年二月末日マテニ未タ繼承手續ヲ終了セサル保險契約ニ屬スル被保險者ノ人員及ヒ保險金額ヲモ承知致度ニ付此際併テ報告スヘキ旨御示達相成度尙ホ三月一日以後繼承完了ニ至ルマテハ每月末日ニ於テ其月中ニ繼承セシメタル人員及保險金額ヲ調査シ翌月五日迄ニ報告スヘキ旨御垂示置相成度此段申添候也

明教生命保險株式會社　　萬世生命保險株式會社

大東生命保險株式會社　　日本共同生命保險株式會社

發第八九號　貴管下大阪生命保險株式會社カ本年二月末日マテニ左記八會社ヨリ繼承シタル保險契約ニ屬スル被保險者ノ人員及其保險金額並ニ引渡ヲ受ケタル財産ノ種類及價格等承知致度ニ付各會社每ニ月別ヲ以テ調査シ至急報告可致旨當該大阪生命保險株式會社ヘ御示達有之度此段及御照會候也

明治三十六年　大阪生命

明治三十六年三月十六日

大阪府知事　高崎親章　殿　　農商務省商工局長代理　農務局長　和田彦次郎

追而契約繼承後解除其他ノ事由ニヨリ保險契約ノ消滅シタルモノ有之候ハヾ其人員及金額ヲモ月別ニ調査シ併セテ報告スヘキ旨御垂示有之度申添候也

明教生命保險株式會社　萬世生命保險株式會社　酒家生命保險株式會社
海國生命保險株式會社　大日本生命保險株式會社　日本共同生命保險株式會社
大東生命保險株式會社　禪徒生命保險株式會社

## 大阪府知事ヨリ商工局長ヘ回答案　明治三十六年三月二十四日起案

四第九五八號　本月十二日附發第八九號ヲ以テ明教、萬世、日本共同、大東ノ四生命保險會社カ大阪生命保險會社ヘ繼承セシメタル保險契約ニ屬スル被保險者氏名等ノ件ニ付御照會之次第夫々示達候處前記四會社ノ內大東生命保險會社ヨリ別紙答申書提出候間及御送達候條外三會社ノ分ハ書面差出次第可及御送付候御了知相成度候也

### 答申書

今回當會社及明教、萬世、日本共同ノ四生命保險株式會社ニ對シ本年二月末日迄ニ大阪生命保險株式會社ヘ繼承セシメタル保險契約、財產ノ種類、價格及ヒ本年二月末日迄ニ未タ繼承ノ手續ヲ了セサル保險契約ニ關スル諸件月別ニ調査シ報告可致旨御示達相成候處當會社ハ明治三十四年十月明教生命保險株式會社ヘ保險契約ニ關スル權利義務ヲ移付シタルモノニシテ直接大阪生命保險株式會社ヘ繼承セシメタルモノニ無之候ニ付大阪生命保險株式會社ニ於テ繼承シタル保險契約其他ニ關シテハ與知致サヽル義ニ有之而シテ明教生命保險株式會社ヘ繼承セシメタル保險契約ノ件數、金額幷ニ當會社現在保險契約ノ件數、金額、裏キニ提出シタル解散認可申請ニ關スル兩度ノ答申書ニ記載シタル通ニ有之又明教生命保險株式會社ヘ繼承セシメタル財產ハ左ノ通ニ有之候

一金六千圓也　現金

一金貳千八百八拾壹圓貳錢六厘　代理店勘定

明教生命保險株式會社ヘ繼承セシメタル保險契約ニ屬スル被保險者ノ氏名、各自ノ保險金額及ヒ消滅ニ係ル被保險者ノ氏名及各自ノ保險金額、消滅ノ事由　消滅ニ對スル處置等報告仕度候得共兼テ提出仕候解散認可申請ニ關スル答申書ニ記載シタル通リ繼承セシメタル保險契約ニ關スル帳簿書類ハ同會社ヘ引渡シタルニ付調査ノ方法無之尙本年三月一日以後明教生命保險株式會社ヘ繼承セシメタル保險契約ハ無之候也

右答申ス

明治三十六年三月十九日　　大阪市西區西道頓堀通二丁目三十五番邸　大東生命保險株式會社
農商務大臣　男爵平田東助　殿　　取締役　藤井酒造太郎



〔三・二七、大阪朝日〕岡部廣氏拘引せらる　（大阪生命保險會社の家宅捜査）

大阪生命保險會社取締役岡部廣氏は昨日午前家宅捜索を受け同日拘引せられ同會社も又捜索を受けたり委托金

明治三十六年　大阪生命

## 費消の嫌疑なりといふ

志田事務官ノ檢査其他 (332)

〔三・二八、大阪朝日〕**大阪生命難事**　志田保險事務官は昨日も早朝より同社へ出張帳簿檢査中なるが聞く所によれは岡部氏の行跡に付ては嚴重の調査を遂けんも同社營業の實體に就ては全く別調へなり但此際岡部氏事件發生したれは同社將來に影響如何を氣遣ひ居り尚檢査も引續くよし

楠專務取締役は一昨日混雜中社員一同を集め今回の出來事は畢竟岡部氏從來の行動世人の怨恨を受けし結果なるも事の成行は取調への進行に任せて判斷する外なし假りに氏向後の成行如何ならんも本社とは別體にして是か爲め本社の存亡には關係なし余は盡瘁社務に執掌するものなれは一同勉勵ありたしと說示ー社員は平常の如く執務し居れり

拘引後ノ調査狀況 (333)

〔四・一、大阪毎日〕**岡部廣拘引後の調査狀況**　大阪生命の岡部廣氏拘引の當時恰も農商務省の同社檢査始まり志田保險課長は昨日も引續き調査中なるが、楠專務取締はこの際世人の疑惑を解くため、合併以前の狀況より精細に檢査されんことを希望し、檢査官もまた其方針を以て調査を進めつゝある次第なるが、果して大阪生命が瑕瑾なき會社なるや甚だ疑はしき處なり、而して一方裁判所に於ける岡部の罪狀調査は十分精密の取調をなす筈にて、其取調往々夜に入ることあり、一昨日の如き元支配人吉田鋠治郎、大阪火災の鈴木重隆氏等證人又は參考人として取調を受けたり、而して岡部罪質の如何は豫審の進行中報道し難きも、彼か亂暴なる行動については昨冬の本紙に屢々記載せし通りにて、彼は七九事件より大阪火災に入込み、同社にありし明敎の株に



定時總會ノ件ニ付屆 (334)

て明敎を呑み、その資本にて大阪生命を手に入れ、夫より順次半死の保險會社を集めたるものなるが、其頃彼は會社の經濟も一個の經濟も混雜して私利を計り且買收により得たる會社の財產を自から勝手に增減し又實際法律上買收も合併もなすべからざる會社を曖昧に引受けて我に取るべきものは取り、拂ふべきものは責任を他に嫁してこれを拒絕する等傍若無人の擧動をなし、而かもこれを蔽はんがために運動費を散じ或は彼が父をして營ませ居る機關銀行を利用して空の預金證書を發行せしむる等頗る奇々怪々のことなり、現に彼が一萬餘圓を橫田千之助氏に渡して京濱銀行の抵當となり居る深川の居宅を受入れ大阪生命の株券一萬餘圓を自己の所有となし、又目下普請中なる鶴の茶屋の購入費の如き其出處如何果して基礎危き大阪生命が俸給及報酬として岡部に支拂ひたるものなるや、更に明敎以來の假拂などの行先を詮議したらんには、意外の處に面白き連累を見るべく、要するにこの事件は頗る紛雜中にあるものなれば豫審の決定を見るまでにはなほ長き時日を要するなるべし

### 定時總會ノ件ニ付御屆

明治三十六年三月三十一日當會社樓上ニ於テ明治三十五年度營業報告ノ件ニ付株主總會ヲ開キ候處監査役ハ左記ノ通リ報告ヲ爲シタルヲ以テ定時總會ニ於テ議決スヘキ事項ハ追テ臨時總會ヲ開キ決議スヘキコトヲ決議致候

監査役ノ報告

取締役ハ商法ノ規定ニ依リ株主總會ニ提出スヘキ書類ヲ監査役ニ提出シタルモ不幸ニシテ岡部取締役ハ其筋ノ嫌疑ヲ受ケ拘引ノ身トナリ施テ裁判所ヨリ諸帳簿ヲ調査サルヽコトヽナリ且殆ント同時ニ主務省ノ檢査ヲ

明治三十六年　大阪生命

モ受ケ爲メニ監査役ハ其書類ヲ調査スル能ハサルニ至リ隨テ意見ヲ本會ニ報告スルヲ得ス
右及御屆候也

明治三十六年四月十八日　　大阪市東區本町二丁目六十一番邸　大阪生命保險株式會社
取締役　男爵本多副元

農商務大臣　男爵平田東助殿

## 整理案 (335)

〔六・一八、大阪毎日〕**大阪生命の整理に就て**　大阪生命保險會社の不始末事件に就ては當事者においても爾來頻りに彌縫策を執りつゝありしも岡部の入獄以來從來の積弊は益々世間に暴露して果然刷新を要するとなり會社重役は遂に昨紙に報せし如き整理案を發表するに至りたるものなり同案によれは會社の欠損約二十萬圓に對しては現在の拂込及目下拂込催告中の分合計十九萬五千圓即ち六千株の舊株を切捨てこれを塡補に充て別に新株五十萬圓を募り四分一の拂込をなさしめて事業の經營をなすものにて會社は全く新組織の株主によりて經營する都合なるが一先づ敦賀の大和田庄七氏の手にて一切を引受け追て二三有力者間の事業として經營するとに内談調ひ居る由なり尤も大和田氏は昨今兩日中に東上してその筋につき意見を確め今回發表の整理案にて支障なきに於ては直ちに引受る見込なりと而して右の外尚整理を要すべき金額も莫大なれども這は責任準備金の積立法を變更して漸次に積立つることにその筋との協調調ひたる由にて差當り右の二十万圓欠損を塡補せは支障なかるへき見込なりと尚聞くところに依れは岡部か今回從來の關係を棄てゝ全然大和田氏に讓渡すことゝなりたるは現當事者の斡旋にて新經營者より年金五千圓又死亡後は妻子に扶助料として廿五ヶ年間毎年貳千五百圓つゝを支給すべしとの調談纏りしためなりと云ふ而して會社の現況は被保金額約二千萬圓との保險料七十萬圓にして内三十萬圓を死亡、解約支拂とし二十万圓を會社の費途とせは約二十万圓にて準備積立資本の收益とたすべき計算なるか主務省にては會社當事者の發せる拂込通知額より尚一層多額の拂込を命したる由なれど會社にては前記の如く新株募集の上四分一の拂込をなすことになしたるため舊株に對しての拂込は目下右通知の額だけに止めんとて其筋に交渉のため昨夜同社の楠專務は東上したりされば昨紙掲記の整理案にて圓滿に歸結すべきや否はこゝ週日の後にあらされは判然せさるべしとなり

## 新舊主腦ノ紛擾 (336)

〔七・二三、大阪毎日〕**大阪生命再度の紛擾**　岡部廣の拘引は多大の打撃を同會社に與へたるも同社内部整理の上には却て好都合ならんと思はれたるに岡部の親戚なる齋藤修一郎氏は去月東京における岡部の友人を代表して來阪し岡部と同會社との關係を全く絶ちて根底より會社の整理をなすことにつき楠專務と共に敦賀の大和田莊七氏に交渉をなし同氏は他の二三の同志と共にその衝に當るとなり相互間に契約書の締結を見昨年來幾多の物議を招きたる同社もコゝに始めて整理の緒に就くに至りたり然るに從來岡部と共に同社の經營をなし來りたる現重役等は今後もなほ現地位を占有せんとしまた齋藤氏は今回の斡旋の勞を執りし關係より同社の重役の一員に加はらんとする野心を現はし來れり然れども大和田氏の側にては今回の整理案は固と楠專務の立案なるのみなるか現重役も始め多數會社を合併せし善後の整理を同氏の手にて爲さしめんとて入社せしめしもの故今後も依然同氏をして整理の衝に當らしめんとの意見を抱き岡部一味の重役をして現地位にあらしむるとを欲せさるため自然相互間に衝突を惹起し重役及ひ齋藤等は岡部の委任狀を大和田氏に渡さゞるに至りたるために同氏等の引受けたる株の拂込は勿論新整理案の頓挫を來すに至れりされは楠氏は大和田氏と協議の上現重役との感情の緩和を計り且つ農商務省に向ひ昨今の事情を具して整理の狀態を陳せんため去十五日より東上しその

契約高ヲ申達 (337)

契約高一覽表（六月末日現在）

後の消息未だ明かならざりしに突然一昨日東京の辯護士松田某なるもの當地方裁判所に總會無効確認、職務執行排斥の訴訟を提起し楠氏を會社專務の地位より排斥せんとなし又昨日は楠氏の留守宅に向ひ同氏か專務となるため名義の書換をなしたる株を引上ぐる告知書を執達吏をして送達せしめたるよしなるが元來楠氏の入社は會社の整理を托せられたるためにて當時岡部一派の名義となり居るも其實會社所有の株式を楠氏の名義に書換へたるものなるよしにて畢竟會社の整理は現重役に利あらさるを以てこの際楠氏を排斥し會社の實權を依然掌握せんとせるものなるべきもかゝる成行となりたる上は折角出資をなさんとせる大和田氏一派も自然手を引くに至るべく同社の整理も當分は覺束なく尙ほ幾多の紛擾を重ぬることなるへし

昨日電話ヲ以テ御照會ニ相成候本社六月末現在契約高別紙之通リニ候間此段及申達候也

明治三十六年七月廿五日

大阪府廳商工課　御中

大阪生命保險株式會社

明治三十六年自壹月至六月末日現在契約高一覽表

| | 前月越 | | 新契約 | | 死亡 | | 解約 | | 現在契約高 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件數 | 金額 | 件數 | 金額 | 件數 | 金額 | 件數 | 金額 | 件數 | 金額 |
| 生命保險 | 五九、四一七 | 一一、三〇〇、三一九・二 | 三、二四一 | 七六三、一五〇・〇 | 五五二 | 一〇五、七三一・〇 | 五、七九〇 | 一、一二二、八三八・五 | 五六、三一六 | 一〇、八三四、八九九・七 |
| 徵兵保險 | 一、〇八一 | 一四五、二〇〇・〇 | — | — | — | — | 三九 | 七、四〇〇・〇 | 一、〇四二 | 一三七、八〇〇・〇 |
| 生存保險 | 二一七 | 二九、六五〇・〇 | — | — | — | — | 五 | 五〇〇・〇 | 二一二 | 二九、一五〇・〇 |
| 合計 | 六〇、七一五 | 一一、四七五、一六九・二 | 三、二四一 | 七六三、一五〇・〇 | 五五二 | 一〇五、七三一・〇 | 五、八三四 | 一、一三〇、七三八・五 | 五七、五七〇 | 一一、〇〇一、八四九・七 |

大和田ヘ引受ノ再交渉 (338)

楠專務辭任ノ事情 (339)

〔七・三〇、大阪毎日〕大阪生命の重役會　昨日本社内にて再度開會せしか昨紙記載の如く重役間の感情兎も角融和せしを以て重役等は一同敦賀に赴き大和田莊七氏を訪ひ無條件にて出資せんことを交渉したるに氏は一度同社を引受くるの決心をなし契約まで締結せしに岡部派重役の反抗より手を引くに至りたることとて重役一同眞に同社の整理を一任する次第なれは前の契約の如く引受くることあるべきも彼か如き事情の下に破約しこれを世間に公表したるに旬日を出てさる今日再度引受くることゝせは前の破約は餘りに輕卒なりしやにも思はれ面白からされば今回は交渉に應し難しとの事なりしも重役は種々事情を述べ破約の責は自分等これを負ふべければ是非引受けられたしと再三請ふところありしを以て氏は一兩日中に何分の返事をなすべき旨を答へ重役連は一昨夜敦賀より歸阪し昨日重役會を開き來月五日の臨時總會延期の件につき協議せしに楠、柴原、小林三氏は延期說を唱へ本多、栗塚兩氏は之に反對し結局要領を得す遂に岡部廣の妻女の意見を求むることに決せしよしなるか大和田氏は今朝までに來阪の筈なれは多分本日中に氏の進退も定まるべしと

〔八・三、大阪毎日〕大阪生命楠專務辭任の內情　別項の如く大阪生命にては重役會決議の結果楠專務の辭任を見るに至りしが同社にては過日來重役間に協議を重ね將來の方針を議したるも岡部派の重役は依然楠專務が大和田氏と共に會社の整理に從事するは面白からずとなし氏の辭任を見し上始めて無條件にて同社を大和田氏に托すべしとの意向にて氏か專務の位置にある間は折角纏りかけし交渉も圓滑に運ばざるため氏は無條件にて會社の善後を大和田氏に托することを條件として專務を退くに至れり而して現重役か敦賀にて大和田氏に懇請せし當時は氏か承諾さへすれば同社は氏の整理に一任すべき模樣なりしも重役等は岡部とは初め何等の交渉をなさゞりしを以て大和田氏の來阪するや岡部の妻は重役等のいへる如く無條件にては到底善後策を氏に托し難

しとの意味にてこの際幾多の注文をなさんとの口吻を洩したるも大和田氏は重役にこそ交渉の必用あれ岡部の妻より會社の善後につき兎角の說を聞きまた他の注文を容るべき餘地なしと刎付けしもかゝる有樣故重役等と岡部との交涉捗々しく進め難く一寸一頓挫の有樣となり楠氏は專務を辭せし次第を岡部に報告旁々監獄に赴き同人に面會し從來の事情と今後の成行とを說明し岡部の小策を弄するの非なる次第を諭せし由にて今後岡部は同社と關係を絕つに至るべき模樣なりと

## 楠專務辭任 (340)

### 登記事項御届

明治參拾六年八月五日大阪區裁判所ニ於テ左記ノ事項ヲ登記致候
一專務取締役楠秀太郎明治參拾六年八月五日辭任ニ付抹消ノ件
右御届申上候也

明治參拾六年八月六日　　大阪市東區本町二丁目六拾壹番屋敷　大阪生命保險株式會社
取締役社長　男爵　本　多　副　元

農商務省大臣　男爵　淸　浦　奎　吾　殿

## 整理ニ關スル紛議落着 (341)

〔八・一七、大阪每日〕**大阪生命保險紛議落着**　同社が紛議の顚末は再三所報の如くなりしがその後大和田氏對現重役派との交涉は一二小策を弄する者ありたるため行惱み中なりしも一昨夜の協議會において調談整ひ双方間に契約書を交換したるか岡部は同社を大和田氏の手に引渡す代りその條件として年額五千圓死後は妻子の扶助料として或期間二千五百圓宛を同社より支給を受けまた楠氏一派には株を持たさず直接間接とも會社の事



に關係せしめさることゝなりその所有株は今明日中に大和田氏の名義に書換へをなしこれにて同社の實權は全然大和田氏の手に移る次第にて氏は直に十二万圓の拂込をなし既拂込七万五千圓と合せ十九万五千圓を切捨て欠損の全部を償却したる上更に五十万圓の增資を爲し四分の一即十二萬五千圓を九月上旬中に拂込み株券書替濟みの上は舊重役は總辭職を爲し九月五日臨時株主總會を開き新重役の選擧を行ひ大和田氏自ら社長となり事務に執掌し整理を遂行する筈なりと尙ほ氏か名義となりたる株は氏の家族親族並に特別の緣故ある人々一團となりてこれを引受け資本に對し年六朱以上の利益あるときは悉く積立金に繰込み結局相互協保的世襲財團となす積りなりとなほ楠氏に對しては目下行懸上前記の次第なれと氏は整理案の立案者として將又從來の關係上至大なる責任者たることゆへ氏の進退に關しては追て現重役より斡旋する處ある筈なりと

### 登記事項御届

明治卅六年九月十七日大阪區裁判所ニ於テ左記ノ通登記致候

登記事項

一取締役本多副元、小林好愛、柴原和、監査役栗塚省吾辭任
一明治卅六年九月五日株主臨時總會ニ於テ左記ノ通當選就任

取締役　福井縣敦賀郡敦賀町敦賀旭二十五番地　大和田莊七
取締役　東京市本所區元町十八番地　栗塚省吾
取締役　福井縣敦賀郡敦賀町敦賀旭十三番地　山本九郎右衞門
取締役　大阪市東區淡路町壹丁目二十二番地　後藤勇

明治三十六年　大阪生命

取締役　福井縣敦賀郡敦賀町敦賀旭二番地
監査役　大和田　久兵衞
監査役　大阪市西區靱南通三丁目五番屋敷　土谷　慶次郎
監査役　福井縣敦賀郡敦賀町敦賀蓬萊九十七番地　服部　一男
右御屆申上候也

減資役員變更等ノ臨時總會 (343)

大阪市東區本町二丁目六十一番地　大阪生命保險株式會社
明治三十六年九月十八日　取締役社長　大和田莊七
農商務大臣　男爵　清浦奎吾　殿

〔九・二三、大阪毎日〕大阪生命の臨時總會　來る廿五日本社内に於て定款變更の臨時總會を開く筈なるが右は岡部時代に二十五万圓増資の決議をなせるを二十万圓の増資に改めるためにて右決定次第直に新株の拂込をなす筈なりとまた同社に密接の關係ある九州生命の紛擾も栗塚氏福岡に赴き調査の結果右は野守取締役と社員間における意志の行違より來りしと判明し野守氏は大阪生命の東京詰となり今回九生の取締として爲せし行動を取消したるより無事に解決するに至れるが九生にては來月十日重役改撰の臨時總會を當市大阪生命本社内に開くべしとなり

前年ノ增資登記ヲ (344)

登記事項御屆
明治參拾六年十月一日大阪區裁判所ニ於テ左ノ事項ヲ登記致候
登記事項



一明治參拾五年拾貳月參拾壹日登記增加資本總額金貳拾五萬圓資本增加決議明治參拾五年貳月拾八日各株ニテ拂込タル株金五圓
右登記ハ不適法ナルヲ以テ株主臨時總會ノ決議ニ依リ抹消
右御屆申上候也
明治三拾六年十月二日　大阪市東區本町二丁目六十一番屋敷　大阪生命保險株式會社
農商務大臣　男爵　清浦奎吾　殿　取締役社長　大和田莊七

商第一三四三六號　貴管下大阪生命保險株式會社貳拾五万圓增資ニ關スル認可申請ノ件四第三二九六號ヲ以テ御進達相成候處該會社ニ對シテハ去ル八月十七日附命令ノ次第モ有之今後ノ整理方法ニ付テハ何分ノ法案ヲ立テ申出モ可有之ト被存候ニ付別紙申請書ハ一ト先及御返付候條下戻方御取計相成度此段及御通牒候也
明治三十七年十月五日　農商務省商工局長　森田茂吉
大阪府知事　高崎親章　殿

大阪府知事ヨリ農商務大臣へ資本金減却申請ノ件ニ付副申　明治三十六年十月二十八日起案
四第二九〇五號　府下大阪生命保險株式會社之資本金ハ元來參拾万圓ナリシカ客年五月貳拾五万圓增資之認

却申請ニ付副申

可ヲ得都合五拾五万圓之處右増資ニ對シテハ未タ一回ノ拂込（一旦五圓ヲ拂込タルモ證法ニ付登記ヲ取消シタリ）未濟之姿ニ有之然ルニ現今ノ社運狀況ニ徴シ實際五拾五万圓ノ資金ハ必シモ要セサルニ付今回冀ニ御認可相成候貳拾五万圓ノ増資ヲ取消シ更ニ貳拾万圓ヲ増シ五拾万圓ノ資本ニ改更致度趣旨ヲ以テ別紙定款變更認可申請書提出候處要ハ五万圓減資之意ニ外ナラサレハ聊カ其理由疎雜之嫌モ有之候得共既増之資金ニ對シ未タ拂込マサルモノニ付右之如ク臨時總會ニ於テ決議候義ニ候ヘハ右ニテ御認可相成度此段副申候也

資金増減申請ニ關シ進達（347）

大阪府知事ヨリ農商務大臣ヘ資金増減ノ件進達　明治三十六年十二月十日起案

四第三二九六號　府下大阪生命保險株式會社資本金貳拾万圓増資ニ付定款變更之義別紙認可申請書差出候處同社ハ明治三十五年五月貳拾五万圓ノ増資御認可ヲ得現資五拾五万圓之處今般右増資之御認可取消ヲ申請シ資本金三拾萬圓ニ切下ケ更ニ前記之貳拾萬圓ヲ増資スルモノニシテ前御認可ヲ取消ス如キ事ハ容易ナラサルノ儀トハ存シ候得共兎ニ角願書及進達候尚右資本之増減ニ關シ本年十月廿九日付四第二九〇五號ヲ以テ副申致置候同社定款變更認可申請ハ自然不要ニ屬スルヲ以テ却下方是又別紙之通申請書提出候ニ付併テ及進達候也

整理進行（348）

〔一〇・五、報知〕大阪生命保險會社の整理　大和田莊七氏社長就任以來第一着手として金拾貳万圓の新規拂込を爲し既拂込金七万五千圓と合せ拾九萬五千圓を資本金より切捨て之を責任準備積立金中に振り替へ以て既往の缺損は全部を補塡し終り更に資本金を五十万圓に増加し着々新整理を爲しつゝありと





岡部無罪トナル（349）

〔一一・一、大阪毎日〕岡部廣無罪となる　大阪生命並に大阪火災兩保險會社を利用せる委托金費消詐僞取財被告事件の判決は豫記の如く昨日刑事第一號法廷にて言渡さるゝこととなり岡部廣は羽二重三ツ紋付の羽織と仙臺平の袴にて出廷せるが聽て裁判長より「被告は無罪、押收書類は差出人に還付す」との主文について第一の事實被告か大阪生命保險常務取締役として假拂の名のもとに五万八百四十六圓餘を費消せるは當時無俸給の身を以て會社の業務擴張に奔走せし結果已むなき次第にして加ふるに最初より自己の用途にのみ消費すへき意志ありしや分明ならず又第二第三の事實即ち大阪火災保險整理の任に當りしを奇貨とし同社株千株を三千五百圓、二百株を八百圓、千株を三千百五十圓に賣却し更に拂込を怠り失權となりしもの二千二百二十九株を競賣しこれ等大部分を費消せりとの證據何れも充分ならす隨て一も犯罪を構成すべき理由なしとの事を讀聞かさるゝや岡部はやゝ意外の感に打れしものゝ如く出廷の折とは變り喜色滿面に溢れイソ〳〵引退れり、尚ほ立會高野檢事は此の判決を不當とし即日控訴の手續に及べり

主務省ノ檢査ト岡部再起奔走（350）

〔一二・三、大阪毎日〕大阪生命の檢査　村上保險事務官は一昨日來大阪生命保險に來り本年三月來の事業狀態を視察中なるがなほ其以前に溯り岡部時代の事柄をも詳細に調査しつゝある由右は岡部廣氏が一審にて無罪になりしを期とし再ひ乘入り今後の經營に當らんとて東京に於て種々奔走しつゝあるも一面には目下會社より資本金減少に關する定款變更の稟申中故旁々今回の檢査を見るに至りたる由にて同事務官の一行は本日頃京都に赴き眞宗信徒生命と起業銀行との關係につき調査すへしとなり

登記變更（大和田等辭任）(351)

## 登記事項御届

明治三十六年十二月廿九日大阪區裁判所ニ於テ左ノ事項ヲ登記致候

登記事項

一取締役大和田莊七ハ明治三十六年十二月廿三日取締役山本九郎左衛門、大和田久兵衛、後藤勇、監査役服部一男、土谷慶次郎ハ明治三十六年十二月廿日辭任ス

長野縣東筑摩郡松本町八百四十七番地　伊藤久藏

右明治三十六年十二月廿五日取締役ニ當選就任

東京市赤阪區青山北町十五番地　齋藤修一郎

長野縣東筑摩郡松本町二百八十七番地　鈴木茂七郎

右明治三十六年十二月廿五日監査役ニ當撰就任

一第三回株金拂込濟總額拾萬五千圓各株ニ付拂込タル株金額拾七圓五拾錢明治三十六年十二月廿四日拂込濟現在株金金額拂込濟總額參拾万圓壹株ノ金額拂込濟額五拾圓ト變更セリ

以上

明治三十六年十二月廿九日

大阪生命保險株式會社

常務取締役　伊藤久藏

農商務大臣　男爵　清浦奎吾殿

役員更任ト新營業方針(352)

# 山陰生命保險株式會社

〔一二・二〇、山陰新聞〕　山陰生命保險を大阪に移す　當市末次本町なる山陰生命保險會社は資本金五万圓にして現時保險契約高三十餘萬圓に過ぎざるが、如何せん所在地が事業の本質上頗る不適當なるが爲めに業務の範圍狹隘にして之を全國に擴張することを得ず空しく萎靡不振の境遇に沈淪しつゝあり現時の情勢を以てすれば前途の發達到底望み難き有樣なるを以て重役間に規模擴張の內議ありしも、未だ成案をなすに及ばざりしが今回愛知縣下の富豪なる蟹江氏一派の實業家及び大阪實業界に名ある鈴木重隆氏等會社の大株主たる約整ひ前重役辭任したるを以て一昨日午後一時より株主總會を開き、その補缺選擧を行ひたるに柴原和　鈴木重隆二氏新に取締役に當選し、前重役中佐々木善右衛門氏は取締役に留任し、山本誠兵衛氏は監査役に當撰し、野坂茂三郎氏は相談役となれり、右補缺選擧に引續きて定欵の變更を議決し本社を大阪に移轉することゝなれり、聞く所によれば同社は來年一月資本金を增加して二十万圓の大會社となし、從來各保險會社の營業しつゝあるよりも頗る嶄新にして且興味ある利益配當付保險を開始し、會社の利益はその八割を一般被保險者に配當し、其他米國に於て最も行はる自動的不沒收條項不抗爭條項を以て契約し、從來往々世上非難の源因たりし保險金拂渡の際に於ける苦情等を一切除却し、又拂渡證券を發行して解約者をも拂込保險料の損失に歸せざる樣に取計

ふ等種々利便なる規定を以て盛に業務の擴張を圖るといふ

役員變更ノ登記公告 (353)

〔一二・二二、山陰新聞〕商業登記公告

山陰生命保險株式會社登記事項ノ變更

一取締役山本誠兵衞、大澤藤十郎、野坂茂三郎、松村吉太郎辭任

専務取締役佐々木善右衞門專務辭任取締役留任

東京府北豐島郡日暮里村大字金杉三〇一　柴原和

大阪府大阪市南區西新瓦屋町二　鈴木重隆

取締役就任

一監査役岩田秀太郎、草光萬平、青戸眞造辭任

島根縣松江市末次本町十一　山本誠兵衞

監査役就任

右明治三十六年十二月十九日登記

松江區裁判所

岡部拘引ト同派ノ當社株式所有數 (354)

## 眞宗信徒生命保險株式會社

〔三・二九、京都日出〕大阪生命保險會社の岡部廣氏は再昨日拘引せられたるか同氏は曩に眞宗信徒生命保險の株式を買收し大阪生命に併呑するを策し其後調停者ありて表面圓滿に局を結びたるも野心尚去らざりしにや調停條件の一なる自己所有の株式を眞宗重役に讓渡せさるのみならず漸次に持株を增すより同社も警戒を嚴にし居りしが今回の拘引事件の始末に就ても同社は大に注視し居れりと又同氏一味の持株は約千八百株ありと

簡易生命保險營業認可申請 (355)

### 簡易生命保險營業認可申請書

從來營業シ來リタル通常生命保險ノ外更ニ簡易生命保險ヲ營業致度候間御認可被成下度一切ノ書類相添此段申請候也

明治三十六年五月三十日

京都市下京區油小路御前通南入玉本町第二十五番戸　眞宗信徒生命保險株式會社

農商務大臣　男爵　平田東助　殿　　取締役社長　小西新右衞門

明治三十六年　山陰生命　眞宗信徒生命

理由書

當會社ニ於テハ從來通常生命保險ヲ營業スト雖モ少額ノ保險金高ヲ契約シ少額ノ保險料ヲ收入スルモノニ在テハ格段ノ方法ヲ以テ營業スルノ必要アルヲ認ム依テ更ニ簡易生命保險ヲ營業シ通常生命保險ト共ニ幷ヒ行ハント欲スルナリ



## 簡易生命保險事業方法書（抄）

(一)保險種類　終身及養老ノ二種トス

(二)被保險體選擇ノ方法　申込書ノ各欄中特ニ既往病歷及ヒ現在ノ健康狀態ニ就テハ少クトモ其要領ヲ知リ得ヘキ丈ケニ記入セシメ尙募集取扱者又ハ代理店主幹ヲシテ被保人ノ健康狀態ニ關スル報告書ヲ添附セシメ以テ被保險體トシテ適否如何ヲ判別スルノ資料トス申込金高百五十圓以上（既ニ契約シタル金高ト新ニ申込ミタル金高トヲ合算シテ百五十圓以上ト爲ルモノヲ又同シ）ノ者ハ右ノ外尙醫師ヲシテ診査セシム斯クシテ通常以上ノ健康體ト認メタル分若クハ少シク通常以下ナルモ年增ヲ以テ契約シ得ベキ見込ミアル分ニ限リ其申込ヲ承諾シ其他ハ一切之ヲ謝絕ス

契約復活ヲ申込ムトキハ最初申込ノ際醫師ノ身體診査ヲ經タルト否トヲ問ハス凡テ醫師ノ健康證明書ヲ差出サシム

(三)被保人一人ニ付キ契約シ得ヘキ最高保險金　三百圓

(四)被保人一人ニ付キ拂込ムベキ保險料　最高一ケ月一圓最低額同十錢但前記ノ最高保險金ノ範圍內ニ限ル





## 簡易生命普通保險約款（抄）

【備考】明治三十六年八月改正通常生命普通保險約款ノ規定ニ準ズル條項ハ省略セリ

第貳條　第一回掛金ハ其拂込ガ月ノ拾五日以前ナルトキハ同月一日ヨリ起算シ其月分ノ全額十六日以後ナルトキハ同月十六日ヨリ起算シ其月分ノ半額ト翌月分ノ全額トヲ拂込ムベキモノトス

第參條　第二回以後ノ掛金ハ每月一日ニ一ケ月分ヲ前金ニテ拂込ムヘキモノトス但猶豫期間ハ其月ノ末日迄トス

第五條　猶豫期間內ニ掛金ヲ拂込マサルトキハ契約ハ其效力ヲ失フ然レトモ解約價額ヲ有スルモノニ限リ（凡テ此約款ニ於テ解約價額ト稱スルモノハ責任準備金ヨリ其十分ノ一ヲ控除シタルモノニシテ滿五年以上ノ掛金ヲ拂込ミタルモノニ限リ之ヲ有ス且其金高ハ保險證券ニ添付シ又ハ記載ス）左ノ方法ヲ以テ計算シタル保險金高ニ對スル拂濟證券ヲ交附スルモノトス

(一)終身掛終身保險ニ在テハ解約價額ニ當ル金額ヲ一時拂掛金ト見做シテ計算スルコト

(二)有期掛終身保險及養老保險ニ在テハ全拂込期間ノ掛金總額ト既ニ拂込ミタル掛金額トノ割合ヲ以テ計算スルコト

第六條　猶豫期間內ニ掛金ヲ拂込マサルガ爲メニ契約ガ其效力ヲ失ヒタル場合ニ於テ解約價格ヲ有セザリシモノニ在テハ其失效後十一ケ月以內ニ被保人ノ健康證明書（醫師ノ作成シタルモノニ限ル）ヲ差出シテ契約復活ノ申込ヲ爲スコトヲ得會社ガ調査ノ上之ヲ承諾シタルトキハ契約人ハ延滯掛金及ヒ一日ニ付キ一萬分ノ四ニ當ル利子ヲ拂込ムヘシ

第七條　被保人ガ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ契約ハ其效力ヲ失フ此場合ニ於テハ解約價額ヲ現金ニテ拂渡ス

明治三十六年　眞宗信徒生命

モノトス

第八條　保險金ハ終身保險ニ在テハ被保人死亡ノ時養老保險ニ在テハ契約滿期ニ至リ被保人生存スル時若クハ滿期以前ニ於ケル被保人死亡ノ時ニ之ヲ拂渡スヘキモノトス但其條件ヲ左ノ如ク定ム

(一)　第一回掛金ノ起算日ヨリ一年未滿ニ死亡セシトキハ保險金ノ半額

(二)　同一年以後二年未滿ニ死亡シタルトキハ保險金ノ全額

(三)　同二年以後ニ死亡シタルトキ若クハ危難ニ遭遇シタルガ爲メニ死亡シタルトキハ保險金ノ全額

第二十七條　會社ハ契約人ノ請求ニ依リ保險證券ヲ擔保トシテ解約價額ノ十分ノ九以內ニ當ル金額ヲ貸付スルコトアルヘシ但シ其金額ハ五圓以上ニ限ルモノトス

## 簡易生命保險責任準備金算出ノ基礎及ビ方法（抄）

第一　保險料積立金ノ事

フハール氏ノ英國第三死亡生殘表（男子）ト豫定利率四分トヲ基礎トシテ計算ス而テ之ヲ計算スルニ就テハ先ツ第一將來收入スベキ保險料ハ終身保險ニ在ツテハ年拂營業保險料ヨリ四割五分ヲ控除シタルモノトシ養老保險ニ在テハ同四割ヲ控除シタルモノトシ第二保險金ハ普通保險約款第八條ノ規定ニ不拘被保人何時死亡スルモ全額拂渡スモノトシ斯クシテ左ノ方式ニ據リ契約經過年數別ニ每月掛十錢ノ保險料ニ對スル保險料積立金ヲ計算シ試ニ其結果如何ヲ見ント欲ス　【以下省略】



［六・四、京都日出］　眞宗生命の簡易保險　眞宗信徒生命保險會社は既記の如く今回簡易生命保險の營業を開



始するに就て其筋の認可を申請したるか右は昨年其計畫を立て認可申請を爲せし處本邦に於て例なき事とて種々利害を講究しつゝありと見え容易に許可の指令なきに依り更に其申請を爲せしものなりと、同保險は「インダストリヤル」と稱し英米獨及濠洲に於て盛んに行はれ殊に米國紐育市の「メトロポリタン」保險會社の如きは許多の被保人を有し其勢力實に侮るべからざるものあり、既に本邦に支社、出張所を有する保險會社は何れも普通保險にして最低保險額二千圓なれは未だ民度の低き被保人を相手にし居れる內地の保險會社は大影響を蒙むらさるも、若「メトロポリタン」會社にして內地に侵入し來らんか其影響する處は蓋し尠少にあらさるべし歐洲に於ても佛蘭西は曾て之を試みたるも失敗に終り同國の保險會社は全く營業し居らされは獨逸より赴きて效果を納め居れりと云ふ、而して眞宗信徒生命保險會社の開始せんとする同保險の方法は普通保險は保險金額を標準とし年齡の等差に從ひ掛金を算出したるを簡易保險は月掛金を標準に保險受取金額を算出したるなり同保險は下層勞働者の爲に設けたるものなれは掛金は年齡の如何に拘はらず月十錢と定め一人の保險額は三百圓を最高限度とし一切身體檢査を施さゞる筈なるか保險額の百五十圓を超過するものは重要部分のみの檢査を爲し普通保險の如く嚴密なる檢査を施さす死亡の際保險金の拂渡に就ては

一第一回掛金の起算日より一年未滿に死亡したるときは既收掛金の全額

二同一年以後二年未滿に死亡したるときは保險金額の半額を拂渡し

三二年以後に死亡若くは危難に遭遇したるか爲に死亡したるときは保險金の全額を拂渡す

こと等の三要件ありて保險の種類を終身養老の二に分ち又終身に終身掛、二十年掛、養老は十五年を單位に六十年までに細別しあり一例を擧くれは十五歲の男女か月十錢づゝ終身保險を契約せは死亡後五十圓、又同年の ものか二十年掛終身を契約せは滿期に至り三十四圓八十四錢、養老保險は十五年後受取は十二圓七十二錢、二

十年後同十七圓四十二錢を得る筈にて養老は被保險者の年齡と受取年限に依りて等差あること普通保險の如し而して一人の掛金は月十錢なるか若し其以上の契約を爲さんと欲するものは三百圓の範圍を超過せさる限り最高額を一圓と定めあれは一人にて數口の契約を爲せは可なるにて下層勞働者の爲には最も適當なる保險方法なりといふ

尙同社は今回定款並に約款を改正し普通保險は最高壹万圓、最低三百圓となし掛込金の每月制を六ケ月分前納に改め此外に利益配當保險をも開始する筈なるか右は帝國生命にて爲し居る如く一ケ年每に其利益を直接に分配せす之を掛金中に計上する都合なりと



## 眞宗信徒生命保險株式會社營業案內

【備考】本案內中ノ約款ハ明治三十六年八月一日ヨリ同三十八年十二月末日マデ實施——野村生命本社書類ニ依ル

### 第二緒言

回顧スレバ明治二十八年四月當會社ガ生命保險ノ業務ヲ創メテ以來玆ニ殆ト九星霜、敢テ未タ多クノ年所ヲ經タルニ非スト雖モ而モ此間ニ於ル社會ノ諸方面ニ幾多ノ變遷ヲ經ルニ從テ着々トシテ進歩シ其形迹歷然タルモノ勘カラズ試ニ經濟界ヲ觀察セヨ一時ノ小波瀾小起伏ハ固ヨリ免レサリシト雖モ國家ノ經濟事情ガ不景氣ノ歎聲中ニ繁榮增進シタルノ事實ハ會社ノ拂込資本ハ二倍以上トナリ外國貿易ハ三倍以上ニ達シ其他石炭ノ消費高、鐵道汽船ノ乘客貨物或ハ銀行ノ預金及ヒ貸附割引高ノ著ルシキ增加ニ徵シテ之ヲ知ルコトヲ得ベシ更ニ飜テ保險界ヲ見ヨ二十七八年ノ頃ヨリ會社勃興シ一時ハ其數寧ロ過多ト爲リ玉石混淆、世人ヲシテ殆ト迷津ノ歎アラシメタル而已ナラス之ニ伴隨シタル弊害モ亦少カラサリシト雖モ然レトモ這般ノ事例ハ創始時代ニ於テハ蓋シ免レ難キ所、歐米諸國ノ保險史上亦同一失敗ヲ繰返シタルカ如シ幸ニシテ我邦ニ於テハ政府ノ取締益々嚴正ナルニ從テ斯界ニ流レタル滔々タル濁流モ到底其勢ヲ續クルコト難ク而テ一方ニ於テハ世人漸ク會社ノ撰擇ヲ注意スルニ至リ他方ニ於テハ會社自身又勉メテ其地盤ヲ鞏固ナラシメントシタルガ故ニ大勢上斯業ノ進歩シタルノ事實ハ爭フ可ラス詳細ノ點ハ暫ク措キ當會社ノ創業前即チ明治二十七年末ニ於ル全國ノ契約金高ハ僅ニ三千四百萬圓餘ニ過ギザリシモ今日ハ已ニ貳億萬圓以上ニ達シタルヲ見テ之ヲ知ルコトヲ得ベシ而テ我會社ノ如キハ滿八年六ケ月ニシテ壹千五百萬圓ノ現在高ヲ得タリ又以テ其進歩ノ趨勢ヲ見ルニ足ル事態此ノ如シ世人ガ保險ニ對スル感念モ亦共ニ進歩シ來リタルカ故ニ會社ガ保險營業ヲ爲スガ上ニモ又須ク舊套ヲ脫シテ嶄新出色ノ方法ヲ設ケサル可ラス抑モ當會社ニ於ル創業當時ノ保險規則ハ順次變更ヲ加ヘ來リ多少舊態ヲ改メタル點アルモ尙隔靴搔痒ノ憾ヲ免レサリシヲ以テ今回大ニ改正ヲ加ヘ又新ニ利益配當附保險ノ一種類ヲ加ヘタリ是レ敢テ新ヲ好ムガ爲ニアラス又徒ニ奇ヲ欲スルカ爲ニアラス要ハ只時勢ノ進歩ニ伴フテ勉メテ保險契約者ノ便益ヲ謀ランガ爲ニ外ナラス而テ創業當時ヨリ營業シタル彼ノ定期保險幷ニ報恩保險ハ實驗上契約者少ク故ラニ之ヲ存置スルノ必要ナキモノト認メ今回斷然之ヲ廢止シタルモノナリ敢テ請フ未タ保險契約ヲ爲サヾル者若クハ已ニ契約シタルモ更ニ契約セント欲スルノ諸君ハ我會社ノ約款ガ如何ニ便益ナルカヲ知得シ以テ續々申込アランコトヲ約款改正ニ際シ第二緒言トシテ之ヲ記スト云爾

明治三十六年八月

## 通常生命普通保險約款（抄）（明治三十六年八月改正）

第四條　掛金拂込ノ猶豫期間ヲ六十日トス故ニ此期間內ハ一日ニ付キ壹萬分ノ四ノ延滯利子ヲ附加シテ之ヲ拂込ムコトヲ得

第五條　猶豫期間內ニ掛金ヲ拂込マサルトキハ契約ハ其効力ヲ失フ然レトモ解約價額ヲ有スルモノニ限リ（凡テ此約款ニ於テ解約價額ト稱スルモノハ責任準備金ヨリ保險金ノ百分ノ五以內ニ當ル金額ヲ控除シタルモノニシテ其金高ハ保險證券ニ添附シ又ハ記載ス）猶豫期間內ニ契約人ヨリ請求アレバ左記第一號又ハ第二號ノ如ク取扱ヒ若シ何等ノ請求ナキトキハ第三號又ハ第四號ノ如ク取扱フモノトス

一解約價額ヲ現金ニテ拂渡スコト

二終身掛終身保險ニ在テハ解約價額ニ當ル金額ヲ以テ拂濟證券ヲ交付スルコト

三終身掛終身保險ニ在テハ解約價額ニ當ル金額ノ內ヲ以テ延滯掛金及ヒ利子ニ充當シ之ヲ貸附金ニ振替ヘ置クコト

四有期掛終身保險及ヒ養老保險ニ在テハ全拂込期間ノ掛金總額ト既ニ拂込ミタル掛金額トノ割合ヲ以テ保險金ヲ計算シ之ニ對スル拂濟證券ヲ交附スルコト

第六條　猶豫期間內ニ掛金ヲ拂込マサルカ爲メ契約ガ其効力ヲ失ヒタル場合ニ於テ解約價額ヲ有セサリシモノニ在テハ其失効後拾ケ月以內ニ被保人ノ健康證明書（醫師ノ作成シタルモノニ限ル）ヲ差出シテ契約復活ノ申込ヲ爲スコトヲ得會社カ調査ノ上之ヲ承諾シタルトキハ契約人ハ延滯掛金及ヒ一日ニ付壹萬分ノ四ニ當ル利子ヲ拂込ムベシ

第十三條　第五條第三號ニ從テ振替ヘラレタル貸附金ヲ償還セサル間ニ被保人死亡シ保險金ヲ拂渡スベキ場合ニ於テハ保險金ヨリ其壹割及ヒ右貸附金ヲ控除スベシ

第十四條　被保人ガ戰地ニ臨ミ又ハ沈沒シタル船舶中ニ在リ其他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ其生死分明ナラサル場合ニ於テハ會社ガ之ヲ調査シタル上其死亡シタル事實ヲ認定シタルトキハ保險證券ニ添附シ又ハ記載スル金額ヲ支拂フベシ

第十五條　被保人ガ戰地ニ臨ミ又ハ沈沒シタル船舶中ニ在リ其他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ其生死分明ナラサル場合ニ於テハ會社ガ之ヲ調査シタル上其死亡シタル事實ヲ認定シタルトキハ保險證券ニ添附シ又ハ記載スル金額ヲ支拂フベシ

第十六條　被保人ガ戰地ニ臨ミ又ハ沈沒シタル船舶中ニ在リ其他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ其生死分明ナラサル場合ニ於テハ會社ガ之ヲ調査シタル上其死亡シタル事實ヲ認定シタルトキハ保險證券ニ添附シ又ハ記載スル金額ヲ支拂フベシ

第十七條　被保人ガ戰地ニ臨ミ又ハ沈沒シタル船舶中ニ在リ其他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ其生死分明ナラサル場合ニ於テハ會社ガ之ヲ調査シタル上其死亡シタル事實ヲ認定シタルトキハ保險證券ニ添附シ又ハ記載スル金額ヲ支拂フベシ

第十八條　被保人ガ戰地ニ臨ミ又ハ沈沒シタル船舶中ニ在リ其他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ其生死分明ナラサル場合ニ於テハ會社ガ之ヲ調査シタル上其死亡シタル事實ヲ認定シタルトキハ保險證券ニ添附シ又ハ記載スル金額ヲ支拂フベシ

明治三十六年　眞宗信徒生命

キ保險金ヲ拂渡スベシ

第十五條　左ノ場合ニ於テ一以上ノ事由ニ該當スルトキハ保險金ヨリ其壹割ヲ控除スベシ

一被保人ガ陸海軍務、警察務、監獄務、火藥ノ製造又ハ取扱、採炭又ハ採鑛、電氣又ハ蒸汽機關取扱、航海其他著ルシキ危險ノ職業ニ從事シ之ガ爲ニ死亡シタルトキ

二戰爭其他變亂ノ土地ニ於ケル戰死、變死又ハ病死

第十六條　左ノ場合ニ於テハ會社ハ保險金ノ拂渡ヲ爲ス責ニ任セス但第三號ヲ除キ其他ノ場合ニ於テハ解約償額ノ十分ノ八ヲ拂戻スベシ

一第一回掛金拂込後三年以內ニ被保人自殺シタルトキ

二第一回掛金拂込後五年以內ニ被保人ガ決鬪其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

三契約人又ハ受取人ガ故意ニ被保人ヲ死ニ致シタルトキ

四第九條ニ定メタル書類ノ差出ヲ怠リタルトキ但正當ノ事由アリタルトキハ此限ニアラス

第二十七條　會社ハ利益配當附保險ヨリ生スル利益ヲ每年計算シテ之ヲ積立テ置キ明治三十六年十月ヨリ五年目每ニ其十分ノ八以上ニ當ル金額ヲ二年以上ノ掛金ヲ拂込ミタル利益配當附保險ノ現在契約ニ對シテ配當スベシ然レトモ直ニ之ヲ現金ニテ拂渡サズ保險金ト同時ニ拂渡スベキモノトシテ之ニ相當スル金額ヲ計算シ保險金ニ附加シ置クモノトス但契約人ヨリ契約解除ノ請求アリタルトキ若クハ第五條第一號乃至第三號ノ如ク取扱フ場合ニ於テハ其附加額ノ現價ヲ解約償額ニ附加シテ計算スルモノトス

第二十八條　利益配當附保險ヨリ生ズル利益ノ配當方法ハ前條ノ通リナルヲ以テ保險金ニ附加シタル利益額ニ付テハ受取人ノミ此拂渡ヲ受クル權利ヲ有シ其附加利益額ノ現價ニ付テハ契約人ノミ此拂渡ヲ受クル權利ヲ有スルモノトス但本文ノ受取人及ビ契約人ハ利益配當附保險ニ屬スル者ニ限ル

第二十九條　利益金ノ前配當期ヨリ次ノ配當期ニ達スル迄ハ假令其間ニ保險金拂渡ノ事由發生スルコトアルモ前配當期以後ニ生シタル利益ニ付テハ何等ノ拂渡ヲ爲サヾルモノトス

第三十條　利益配當附ノ有期掛終身保險ニ對シテハ其掛金拂濟後ト雖モ尙引續キ利益金ノ配當ヲ爲スモノトス

第三十二條　會社ハ契約人ノ請求ニ依リ保險證券ヲ擔保トシテ解約價額ノ十分ノ八以內ニ當ル金額ヲ貸附クルコトアルベシ但其金額ハ拾圓以上ニ限ルモノトス

## 通常生命保險規則（抄）

第四條　通常生命保險ヲ左ノ二種類トシテ更ニ之ヲ利益配當ノ有無ニ分ツ

終身保險、養老保險

第十四條　被保人一人ニ付契約シ得ベキ保險金ハ最低額ヲ壹百圓トシ其以上ハ壹百圓每ニ增加シ最高額ヲ壹萬圓トス

第十五條　當會社ハ利益配當附保險ヨリ生スル利益ノ豫想額ヲ示サスト雖モ其配當方法ハ普通保險約款第二十七條ノ通リ現金拂渡ノ代リニ之ヲ保險金ト共ニ拂渡スベキモノトシテ相當ノ金高ヲ保險金ニ附加シ置クベシ例ヘバ現金ニテ拂渡ストスレバ若干圓ナルモ保險金ニ附加スル額ハ之ニ幾倍スルカ如シ故ニ契約ノ繼續益々永キニ從ヒ保險金ハ順次增加スルモノトス



## 保險掛金表（抄）

【備考】利益配當附終身保險（終身掛、二十年掛）及同養老保險（二十年後受取）ノ掛金ヲ契約年齡五才每ニ抄錄セリ

### 利益配當附終身保險（終身掛）掛金表

（百圓＝付）

| 年齡 | 每年掛 | 半ケ年掛 | 三ケ月掛 | 每月掛 | 年齡 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 15 | 1.730 | .908 | .461 | .159 | 15 |
| 20 | 1.940 | 1.019 | .517 | .178 | 20 |
| 25 | 2.210 | 1.160 | .589 | .203 | 25 |
| 30 | 2.550 | 1.339 | .680 | .234 | 30 |
| 35 | 2.980 | 1.565 | .795 | .273 | 35 |
| 40 | 3.550 | 1.864 | .952 | .325 | 40 |
| 45 | 4.330 | 2.273 | 1.155 | .397 | 45 |
| 50 | 5.370 | 2.819 | 1.432 | .492 | 50 |
| 55 | 6.750 | 3.544 | 1.800 | .619 | 55 |
| 60 | 8.630 | 4.531 | 2.301 | .791 | 60 |

### 利益配當附養老保險（貳拾年後受取）掛金表

（百圓＝付）

| 年齡 | 每年掛 | 半ケ年掛 | 三ケ月掛 | 每月掛 | 年齡 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 15 | 5.130 | 2.693 | 1.368 | .470 | 15 |
| 20 | 5.180 | 2.720 | 1.381 | .475 | 20 |
| 25 | 5.230 | 2.746 | 1.395 | .479 | 25 |
| 30 | 5.310 | 2.788 | 1.416 | .487 | 30 |
| 35 | 5.430 | 2.851 | 1.448 | .498 | 35 |
| 40 | 5.630 | 2.956 | 1.501 | .516 | 40 |

### 利益配當附終身保險（貳拾ケ年掛）掛金表

（百圓＝付）

| 年齡 | 每年掛 | 半ケ年掛 | 三ケ月掛 | 每月掛 | 年齡 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 15 | 2.510 | 1.318 | .669 | .230 | 15 |
| 20 | 2.760 | 1.449 | .736 | .253 | 20 |
| 25 | 3.050 | 1.601 | .813 | .280 | 25 |
| 30 | 3.390 | 1.780 | .904 | .311 | 30 |
| 35 | 3.820 | 2.006 | 1.019 | .350 | 35 |
| 40 | 4.350 | 2.284 | 1.160 | .399 | 40 |
| 45 | 5.040 | 2.646 | 1.344 | .462 | 45 |
| 50 | 5.950 | 3.124 | 1.587 | .545 | 50 |
| 55 | 7.140 | 3.749 | 1.904 | .655 | 55 |
| 60 | 8.770 | 4.604 | 2.339 | .804 | 60 |

# 九州生命保險株式會社

〔九・一七、大阪毎日〕**九州生命の紛擾**　同社の取締、野守嘉猷氏は同社か大阪生命に合同の關係を有するに至りたるより岡部のために働き爾來九州生命には重役の一員となり、又大阪生命には一社員として從事し、先般大和田氏か大阪生命を引受くるに當り、東京出張の命を受けしが再昨日九州の本社福岡に下り、支配人宮崎氏の社用にて來阪中なるに拘はらす專斷に宮崎氏を解雇して帳簿金庫の引繼を同社員に迫りたるも、謂れなく野守氏の求めに應すべくもあらぬより一應拒絶せしところ暴力を以ても所期を貫かんとする傾向あるより會社よりは其筋へ保護を申出で遂に別項來電の如く一昨夜帳簿金庫とも封印することとなり、一面來阪中の宮崎支配人は昨夜法律顧問と共に歸福し昨夜は本多社長の代理として栗塚省吾氏は同地に赴き本多社長は本日同地に赴く由、野守氏か今回の擧に出でしは來る廿五日九州生命重役の改選を行ふ際急速に大阪生命との關係を絶しめんとのことより起りしものゝ如しと

〔九・二二、中外商業〕**九州生命事件の落着**　一時紛擾を來せし九州生命保險會社事件は本多社長代理栗塚省









吾氏の出張となり、去十八日より翌日に渉り野守氏と協議を盡し、九州生命の舊重役上野彌太郎氏もこれに加はり愈去十九日圓滿の解決を見るに至り同日午後四時一同出社、警察署よりは谷山警部出張し栗塚、野守、近藤（當時支店長代理）の三氏と立會し金庫其他の封鎖を解き栗塚氏より愈今日を以て事件落着せり、大阪生命と九州生命從來の關係に於て毫も異ることなく合併に就ては未だ其筋の認可を得ざるも事實に於ては合同せるものなれば其考を以て充分なる勉强ありたしとの挨拶をなし、野守氏も亦今回の事に就き事情等詳細打合せ見れば唯一時の行違ひに過ぎざりし旨を述べ栗塚氏は大宰府に向ひ、野守氏亦引取り凡て現狀の儘を維持することに落着したり、尙ほ野守氏か任命したる社員は一同辭職屆を呈出したりといふ

〔一〇・一四、大阪毎日〕**九州生命合併反對の訴訟**　同社にては總會に於て大阪生命に合併の決議を爲し居るに九州生命の被保人たる長崎市の辯護士丸毛兼通氏外四名はその決議前即ち三十五年九月五日に合併に異議を申立たるに拘はらす大阪生命と合併の決議をなしたるは保險業法違反の訴訟を提起したるより本日民事第四部に公判開廷ある筈なり

〔一〇・二二、官報〕明治三十六年十月十五日九州生命保險株式會社登記事項中左ノ通變更ヲ登記ス

一明治三十六年十月十日取締役本多副元、柴原和ハ辭任シ左ノ者就任セリ

【住所省略】

大和田莊七　山本九郎左衞門　栗塚省吾　後藤勇　大和田久兵衞

一明治三十六年十月十日監査役小林好愛ハ辭任シ左ノ者就任セリ

明治三十六年　九州生命

【住所省略】
服部一男　土谷慶次郎
右公告ス
明治三十六年十月十五日

福岡區裁判所

三〇四

## 六條生命保險株式會社

商第二三五七號　貴管下六條生命保險株式會社ニ對シ今般別紙ノ通リ命令相成候ニ付テハ御閲覽ノ上該會社ヘ御交付受書ヲ徴シ御送付相成度此段及御通牒候也
明治三十六年二月廿五日

農商務省商工局長代理
農商務省農務局長　和田彦次郎

京都府知事　大森鐘一殿



商第二三五七號
京都府京都市下京區烏丸通七條下ル東境町二十二番戸　六條生命保險株式會社

保險業法第十一條ニ依リ左ノ事項ヲ命令ス
一現時拂込催告中ニ係ル株金ニシテ之レカ拂込ヲ受ケタルモノハ當分ノ内之ヲ資本金百萬圓以上ノ銀行ヘ當座預金ト爲スヘシ
前項ニヨリ預ケ入レタル金額ニシテ必要ナル事由ニ依リ其引出若クハ利用ヲ爲スニ付テハ左ノ手續ヲ履行スヘシ
一保險金及解約返戻金支拂ノ爲メニ預金ヲ引出又ハ利用シタルトキハ其金額及ヒ事由ヲ具シ其都度本大臣ニ申告スルコト
一前號ノ場合ノ外預金ノ引出又ハ利用ヲ必要トスルトキハ其金額及ヒ事由ヲ具シ豫メ本大臣ノ認可ヲ受クルコト
明治三十六年二月廿五日

農商務大臣　男爵平田東助



【二・二六、大阪朝日】六條生命監査役への命令　京都地方裁判所は昨日六條生命保險會社監査役に對し夫の檢査役選任事件に就き檢査役より提出の檢査報告を調査するに同會社財産の現況は頗る不明確にて臨時株主總會招集の必要ありと認むるを以て本命令送達後遲滯なく左記事項の報告及ひ決議を爲さしむる爲株主總會を招集す可き事を命せり　【左記事項省略】

明治三十六年　九州生命　六條生命

【三・一、大阪朝日】**六條生命に對する假處分**　既記東本願寺の井澤勝詮師外十六名により六條生命保險會社重役に係る假處分申請に對し京都地方裁判所は昨日申請人に八千圓の供託金を命し失權通知の取消請求訴訟に對する判決確定する迄假に之を無效とするとの決定を與へたりと



【三・八、京都日出】**六條生命臨時株主總會招集期命令**　別項の如く一昨日京都地方裁判所より六條生命保險會社監査役河鰭上馬氏に對し臨時總會招集の命令書を發したるか右に就て河鰭監査役より株主臨時總會を招集するには之れか設備等に五十日間を要するものなれは爾後五十日間の招集猶豫を京都地方裁判所へ申請したるに同裁判所に於ては合議の末同申請に係る五十日間の猶豫を與ふべきものにあらずとて昨七日付を以て臨時株主總會招集期を左の通り命令したり

命令書

六條生命保險株式會社

前に六條生命保險株式會社總會の招集を命じたる處右は來四月五日迄に招集すべし

明治三十六年三月七日

京都地方裁判所民事部

裁判長判事　小野【一字不明】

判事　淺見峰次郎

判事　横田定雄



【三・二〇、大阪毎日】**六條生命對東本願寺訴訟一束**　年來の葛藤結んで解けざる六條生命と東本願寺とは一方より訴訟を提起せり更に又一方より之に反抗し今日まて双方より提起せし訴訟は五件に達し殆んと底止する處を知らさる有樣なるか是等諸件の口答辯論開廷期日は左の如く決定せり

株式名義書替之訴（三月二十日）原告大谷光演外二名、被告六條生命

假拂金取戻之訴（三月二十五日）原告六條生命、被告大橋鐵三郎

假處分異議之訴（同　日）原告田中泰侶外十三名、被告六條生命

代理辨濟金七萬圓請求之訴（四月十日）原告六條生命、被告大谷光瑩

預金六萬圓返還之訴（四月十三日）原告六條生命、被告大谷光瑩



明治三十六年三月三十日臨時株主總會ニ於テ取締役改選ノ結果左ノ通り解任並ニ就任致シ本月四日京都區裁判所ニ於テ登記ヲ了シ候間登記抄本相添此段御届申上候也

右三名解任

取締役　京都市上京區大宮通丸太町上ル一丁目三十六番戸　大橋鐵三郎

同　大阪市南區長堀橋筋貳丁目四十六番屋敷　井上吉左衞門

同　福井縣南條郡神山村大字千福拾參番地　田中泰侶

明治三十六年　六條生命

取締役　日野西光善

同　山田志馬

同　横井善三郎

右三名就任

京都市下京區烏丸通七條下ル東境町廿貳番戸　六條生命保險株式會社

明治三十六年四月十三日

農商務大臣　男爵　平　田　東　助　殿

専務取締役　大　橋　鐵　三　郎

## 整理狀況ヲ當局へ答申 (372)

### 答申書

客年十月二十八日付秘發寅第一二七號ヲ以テ御下問之趣左ニ開陳仕候

實ハ御下命ノ當時直ニ御答申可致筈ノ處何分舊取締役時代ノコトヽテ殊更ニ等閑ニ附シ居リタル次第ニハアラサルヘキモ内外ノ整理ニ忙殺セラレ荏苒今日ニ至リタルモノト存候付テハ今回株主臨時總會ノ決議ニヨリ舊取締役ヲ解任シ直ニ補缺撰擧ノ結果自分共當撰致シ諸般ノ事務引繼相受ケ初メテ御下命ノコトモ承知致候次第ニシテ彼是レ延引仕候段恐縮ノ至リニ奉存候

一資産中當座預金ノ大部分ハ大谷派本願寺ニ預ケ入レアルモノニシテ目下係訴中ナルモ速カニ之ヲ取下ケ其預金中ヨリ現今焦眉ノ急ニ迫レル保險金及解約割戻金ノ支拂ニ要スル相當額ヲ（現今既ニ其内金トシテ時々其幾分宛ヲ回收シツヽアリ隨テ兼テ停滯セル保險金及解約割戻金モ來ル五月末日迄ニハ全部ノ支拂ヲ了スル見込ナリ）回收シ殘餘ハ之レヲ六月末日ヲ期シ全部辨濟スベキ旨大谷派本願寺當路者ハ既ニ誓言セリ

一地所家屋ハ大谷派本願寺當局者ヘ交涉ノ結果今回愈々之レヲ賣戻スコトヽシ内金三萬圓ノ評價益トシテ計上シアル額ハ目下本願寺ト交涉中ニ有之ヲ以テ未確定ナルモノトシ殘金拾萬圓ハ現金ヲ以テ之レ又六月末日ヲ期シ辨濟ヲ受クルコトトセリ　【以下中略】

一今回會社カ革新ノ好機ヲ利用シ大谷派本願寺トハ今後金錢上ノ關係ハ斷然之レヲ離レ大谷派本願寺所有ノ株券ニシテ役僧名義ノモノハ總テ之レヲ各地ノ門信徒中最モ有力ナル講頭准講頭商量員等ニ讓渡セシメ當會社株主ノ多數ハ之レ等有力ナル門信徒ヲ以テシ全國代理店モ又可成此等ノ名望家ニ依托シ以テ業務ヲ經營スルノ計畫ニ有之候講頭准講頭商量員トハ大谷派本願寺百萬戸以上アル各地ノ門信徒中資產名望併備セル最モ有力ナルモノヽ中同本願寺々務規定ニ基キ特ニ授クル一種ノ階級的名稱ニシテ其中ヨリ數十名ノ評議員ヲ撰任シ本願寺ノ一擧一動悉ク此等評議員ノ同意ヲ得ルニアラサレハ何事モ決行スルコトヲ得サルモノニシテ此等評議員ハ勿論講頭准講頭商量員等ノ本願寺ニ對スル勢力ノ偉大ナル實ニ意想外ニ有之候故ニ會社カ不日解停ノ恩命ニ接シ再ヒ被保人ヲ募集スル場合ハ大谷派本願寺ハ此等ノ評議員ニ對スル義務トシテ從前ノ通リ募集上ニノミ相當ノ應援ヲナスコトニ夫々交涉相纏リ株券ノ如キモ目下讓渡ノ交涉纏マリ讓受濟ノモノヨリ順次書換ヲ爲シツヽ有之最早三旬ヲ出テズシテ全部讓渡シ得ルニ至ルヘク隨ツテ斯業界ニハ何等影響ヲモ及サヽルノミナラズ將來會社ヲシテ安全ニ維持スルセハ漸次ニ回復シ得ルコトヽ相成候斯クノ如クニシテ愼重ニ業務ヲ經營スルコト敢テ難カラサルコトヽ確信罷在候

右奉答申候也

京都市下京區烏丸通七條下ル東境町貳拾貳番戸　六條生命保險株式會社

明治參拾六年四月貳拾五日

農商務大臣　男爵　平　田　東　助　殿

專務取締役　大　橋　鐵　三　郎

引續整理進行狀況ヲ答申 (373)

答申書

當會社整理上ニ關シ去ル五月廿日附御下問ノ趣左ニ開陳仕候從來舊取締役時代ニ於テハ本願寺ニ對スル紛擾其焦點ニ達シ終局訴訟ノ不幸ヲ見ルニ至リ諸般ノ交渉條件ハ總テ容易ニ解決ヲ告ケス自分共ノ就任當初ニ於テハ悉ク訴訟繫屬中ニ有之候處爾來極力平和ニ事ノ進行ヲ謀リ鋭意改善ヲ爲サントノ意志相疎通セシヲ以テ本願寺トノ交渉妥協等極メテ圓滿ニ處理シ得ラルヽ狀態トナリ從前ノ係爭問題ハ既ニ訴訟全部ノ取下ヲ爲ス可キ事ト商議相決シ當事者ノ協議纏リタル事トテ繫爭スルノ必要無之從テ速ニ全部取下ケヲ爲サント欲スルモ只本件ニ附帶セル辯護士ノ報償條件ノ一部ノミ未タ妥協相纏ラサルニヨリ右手續ヲ了シ得サルモノニシテ不日其協商ヲ遂ケ速ニ取下手續ヲ履行スルノ決意ニシテ總テ訴訟ハ休止中ニ有之近々取下ヲ實行致ス可キ運ニ相成居候當會社整理方法ニ就テハ客月廿五日附ヲ以テ梗概答申ノ主旨ニ準據シ着々實行ヲ怠ラサル次第ニシテ整理ノ進行左ニ奉答申候【以下中略】

今回會社內務ノ整理ヲ決行スルト同時ニ向後ノ經營政策等總テ改善ヲ企圖シ特ニ本願寺トノ關聯ハ單ニ事業必須ノ募集上ノミニ對シ相當ノ應援ヲナサシメ財政上ノ點ニ於テハ劃然之レカ關係ヲ離脫スルノ協定ヲ完フシタルヲ以テ自分共會社ノ前途ニ向ツテ豫期ノ宿志ヲシテ現實ナラシムルノ日ハ夫レ將ニ近キニアルヲ確信仕候右奉答申候也

京都市下京區烏丸通七條下ル東境町貳拾貳番戸　六條生命保險株式會社
專務取締役　大橋鐵三郎

明治三十六年五月廿六日

農商務大臣　男爵平田東助殿



商發第一八八號　貴管下京都市下京區下珠數屋町通東洞院東へ入ル西玉水町拾六番地六條生命保險株式會社ニ對シ今般別紙ノ通リ命令相成候ニ付テハ御閱覽ノ上該社へ交付請書ヲ徵シ御回送相成度尙ホ左記ノ事項御取計有之度此段命ニ依リ及御通牒候也

明治三十六年八月廿七日

農商務省商工局長　和田彦次郎

京都府知事　大森鐘一殿

記

一命令書ノ債權取立ニ付テハ大谷派本願寺ノ財務顧問安樂兼道、寺務總長渥美契緣、監正部長小早川鐵僊、敎學部長梅原讓、會計部長白石賴貞ノ五名カ連署シテ相違ナク之ヲ履行スヘキ旨ヲ記載シタル證明書ヲ徵セシメ該謄本ヲ速ニ本省ニ提出セラルヘシ

一株金第四回ノ拂込ハ速ニ之ヲ完了スヘキ旨示達セラルヘシ



商發第一八八號

京都市下京區下珠數屋町東洞院東入西玉水町十六番地　六條生命保險株式會社

保險業法第十一條ニ依リ左ノ事項ヲ命令ス

一既ニ期限ヲ經過セル大谷派本願寺ニ對スル債權ハ遲滯ナク之ヲ取立ヘシ

二前號ニ依リ取立ツルコト能ハサルトキハ少クモ左ノ方法ニ依リ之ヲ取立ヘシ

明治三十六年八月末日迄ニ金貳万圓以上

明治三十六年九月一日ヨリ九月末日迄ニ金四万圓以上

同年十月一日ヨリ十二月末日迄ニ殘金全額

明治三十六年　六條生命

三前二號ニ依リ取立タル金額ハ明治三十六年二月二十五日付商發第二三五七號命令ノ趣旨ニ從ヒ之ヲ處理スヘシ

明治三十六年八月廿七日

農商務大臣　男爵　清浦奎吾

## 證明書

一當大谷派本願寺ノ貴社ニ對スル債務ニ付テハ左ノ法方ヲ以テ明治三十六年十二月三十一日限全部完濟可致事

明治三十六年八月末日マデニ金貳萬圓以上

同年九月一日ヨリ九月末日マデニ金四萬圓以上

同年十月一日ヨリ十二月末日マデ元利共殘金全額

右之通無相違履行可致茲ニ連署ヲ以テ證明候也

明治三十六年八月三十日

大谷派本願寺

會計部長　白石賴貞

教學部長　梅原讓

監正部長　小早川鐵僊

寺務總長　渥美契緣

財務顧問　安樂兼道

六條生命保險株式會社

專務取締役　大橋鐵三郎　殿





右之通ニ候也

明治三十六年九月八日

庶第八貳號　申告書

一金貳萬圓也

但大谷派本願寺ヨリ回收金

右金額取立ノ上平安銀行ニ預ケ入別紙同銀行ノ證明書相添ヘ此段及申告候也

明治三十六年十月六日

京都府知事　大森鍾一　殿

六條生命保險株式會社

專務取締役　大橋鐵三郎



其他ノ事項——役員變更・定欵變更・本社移轉（第八回明治三五・七・一事業報告書ヨリ）

一明治三十六年三月三十日臨時株主總會ニ於テ專務取締役社長日野西光善、取締役山田志馬、同横井善三郎ノ三名ヲ解任シ其補缺トシテ和田圓什、小林什尊、大橋鐵三郎ノ三名ヲ撰擧シ若シ就任承諾セサル時ハ其候補者トシテ井上吉右衞門、田中泰侶、井澤勝詮ノ三名ヲ順次撰擧シタルニ和田圓什、小林什尊ノ二名ハ辭任シタルヲ以テ候補者タル井上吉右衞門、田中泰侶ノ二名ヲ擧ゲ卽チ大橋鐵三郎、井上吉右衞門、田中泰侶ノ三名就任ス

明治三十六年　六條生命

一明治三十六年六月廿五日臨時株主總會ニ於テ定款第二十四條中「五名以下ノ取締役ト二名以下ノ監査役」ト
アルヲ「十名以下ノ取締役ト五名以下ノ監査役」ト改正ノ決議ヲナシ同七月四日其認可ノ稟請ヲナシタリ
一明治三十六年六月三十日市内下京區下珠數屋町通東洞院東へ入西玉水町百廿六番地ニ移轉セリ

## 東讃生命保險合資會社

倒産セントス (379)

〔八・二三、保險銀行時報〕東讃生命の倒産將に近きにあり
香川縣大川郡松原村に八年前生命保險會社として發生したる同生命は今は其名の如く倒産の厄運に逢遇せんとす、同生命は創業以來保險料の收入既に三万圓以上に達し居るにも拘はらず現時の會社財産僅かに二千圓と云ふ古今未曾有の會社なれは何時しか被保人等の知る處となり取付に行くもの日々門前山をなし社員も今は青くなり赤くなり樣々被保人の慰撫に勉めつゝ居るも其倒産は蓋し近きにあらん

營業停止命令 (380)

農商務省告示第二百二十號
保險業法第十一條ニ依リ香川縣大川郡松原村大字松原字前場五百五十九番地東讃生命保險合資會社ニ對シ營業ノ停止ヲ命シタリ
明治三十六年十月二十六日
農商務大臣　男爵　清浦奎吾

營業停止後ノ狀況 (381)

〔一一・三〇、保險銀行時報〕東讃生命に就て
東讃生命營業停止の命を受けて茲に二ケ月有餘其後整理の實擧りしや否や由來類似保險の跋扈を以て有名なる同地方にありて此種の保險會社あるは敢て怪しむに足らずと雖ども東讃生命の如きは實に之れ純然たる類似保險なり唯南海の僻陬に存在せるを以て巧みに法網を免れ以て今日に至りたるも過般主務省の檢査に依りて營業停止を受けたるは寧ろ恩典の甚だしきもの之れに假すに多少の日時を以てして尚ほ整理の實擧らずんば斷然解散を命じて以て群類を戒むるの策に出でざる可からず曠日久しきに渉りて益々害毒を瀰漫するが如きことあらば主務省又緩漫の責を免るゝ能はざるに至らんか

定款變更 (382)

## 日宗生命保險株式會社

定款變更認可申請書
當會社定款明治三十六年三月十三日臨時株主總會ニ於テ別紙ノ通變更致候間御認可被成下度變更理由書及株主

認可申請

總會決議錄寫相添及申請候也

明治三十六年三月二十三日　東京市日本橋區通二丁目六、七番地　日宗生命保險株式會社
専務取締役
社長　川合芳次郎

農商務大臣　男爵　平田東助　殿





變更條項

定款變更書

定款第拾條　株式ハ相續ノ場合ヲ除クノ外ハ會社ノ承諾ヲ經スシテ他人ニ賣讓渡スルコトヲ得ス
株式ノ賣買讓渡ハ株券裏面ニ買讓受人記名捺印シ會社所定ノ書式ニ據リ雙方連署ノ賣買讓受渡證書ヲ添ヘテ
會社ニ差出スヘシ會社ハ株主名簿ニ登錄シ社長記名捺印シテ賣買讓受渡ヲ證明スヘシ
但株券壹通ニ付金五錢ノ登錄手數料ヲ徵收スヘシ
定款第拾參條　定時總會ハ毎年二月之レヲ開ク

變更理由

定款變更理由書

定款第拾條中ニ「株式ハ相續ノ場合ヲ除クノ外ハ會社ノ承諾ヲ經ズシテ他人ニ賣讓渡スルコトヲ得ス」ノ一項ヲ加ヘタル理由
ハ
元來當會社ハ日蓮宗々門ニ對スル密接ノ關係ヨリ設立セラレタルモノナルヲ以テ之レカ爲メ定款第參拾參條ニ於テ特ニ日蓮
宗宗務院寄附金ノ事項ヲ規定シアルノミナラス又現在株主ノ多數ハ日蓮宗徒タリ然レトモ若シ將來日蓮宗徒以外ノ株主多數
ナルノ場合ヲ生スルアラハ一朝讓決ノ結果全ク設立ノ趣旨ヲ沒却スルニ至ルヤモ計ラレズ由テ株式ハ成ルベク日蓮宗徒以外
ニ散逸セシメザラントノ趣旨ニテ如上一項ヲ加ヘタルナリ
同條中「株式ヲ賣買讓受渡セント欲スルトキハ」ヲ「株式ノ賣買讓渡ハ」ニ改メタル理由ハ
字句ヲ妥當ナラシムル爲メ單ニ之ヲ修正シタルナリ
同第拾參條中「毎年三月」ヲ「毎年二月」ニ改メタル理由ハ
從來決算後六ケ月間内ニ調製シタル統計事項ヲ保險業法ニ據リ事業報告書中ニ記載スル事トナリシヲ以テ定時總會ノ開期ヲ
毎年三月トナスノ必要アリシガ今日ニ於テハ最早延期スルノ必要ナキヲ以テ之レヲ二月ニ改メタルモノナリ





訂正條項

# 徵兵保險株式會社

## 定款改正認可願

明治三十五年十二月二十日附ヲ以テ出願致置候當會社現行定款第三條改正ノ件ハ之レヲ取消シ更ニ同第三條ヲ
左記ノ通リ改正仕度候間御認可被成下度此段願上候也

明治三十六年一月廿六日　東京市京橋區彌左衞門町四番地　徵兵保險株式會社
社長　岡田治衞武

農商務大臣　男爵　平田東助　殿

【備考】明治三十六年二月二十日附農商務省指令商第一一三七號ヲ以テ認可、同年三月五日登記

定款　第三條　當會社ハ徵兵保險及各種生命保險ノ業ヲ營ムヲ以テ目的トス

明治三十六年　日宗生命　徵兵保險



以上

理由書

本會社定欵第三條ヲ改正スルノ理由左ノ如シ

一本會社現在ノ營業ハ徴兵保險及生存保險ノミナレトモ昨年十二月簡便生命保險開始出願ニ際シ之レヲ追加スル爲メ定欵ノ改正ヲ出願シ置キタリ然ルニ今後尚ホ他ノ生命保險ヲ開始致度企望モ有之候故今又更ニ「各種生命」云々ノ意味ニ變更致候是則チ今度ノ改正ヲ爲シタル所以ニ御座候

右之通ニ御座候也

訂正理由

改正定欵(385)

# 愛國生命保險株式會社

愛國生命保險株式會社定款（抄）　明治三十六年三月十八日改正

第一章　總則

第三條　本會社ハ各種ノ生命保險事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第二章　資本及株式

第六條　本會社ノ資本金總額ハ金參拾万圓ニシテ之ヲ六千株ニ分チ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

第三章　株金拂込

第十八條　本會社株金ノ拂込ハ第一回壹株ニ付四分ノ一卽チ金拾貳圓五拾錢トシ設立免許ヲ得タル翌日ヨリ六十日以內ニ拂込其殘額ハ爾後必要アル每ニ拂込マシムヘシ

但第二回以後拂込ノ金額及期日ハ取締役會議ヲ以テ決定シ少クモ三十日以前ニ各株主ニ通知シテ入金セシムルモノトス

第四章　役員

第二十一條　本會社ハ左ノ役員ヲ置ク

取締役　十一名　監査役　五名

第二十三條　取締役ハ互選ヲ以テ專務取締役二名ヲ選擧シ內一名ヲ社長トス

第五章　株主總會

第三十五條　株主總會ヲ分チ定時株主總會臨時株主總會ノ二種トシ定時株主總會ハ每年三月中ニ之ヲ開キ臨時株主總會ハ取締役監査役ノ必要ト認ムルトキ又ハ總株金十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求スルトキ之ヲ開クヘシ

但定時及臨時株主總會ハ共ニ少ナクモ十四日前ニ其會議ノ目的事項並ニ開會ノ日時場所ヲ明記シテ之ヲ各株主ヘ通知スヘシ

第六章　計算

第四十五條　本會社ハ一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ會計年度ト定メ每年ノ末ニ決算ヲ爲シ其計算書財產目錄貸借對照表事業報告書諸積立金賞與金配當金ノ分配案ヲ定時株主總會ニ提出シテ其決議ヲ受クヘシ

第四十六條　各年度ノ收入保險料諸利息其他ノ雜益ニ前年度末ニ於ケル責任準備金支拂備金及繰越金ヲ加ヘタ

ル合計ヨリ支拂保險金解約拂戻金責任準備金支拂備金營業費其他ノ雜損ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ其內ヨリ百分ノ五以上ノ準備積立金及百分ノ十以下ノ賞與金ヲ引去リ其他ヲ株主配當金トス

其他ノ事項（386）

其他ノ事項——支配人ノ選任・業務ヲ韓國ニ擴張（第七回明治三六・一一・一二・三一報告書ヨリ同）

一明治三十六年四月廿九日取締役決議ノ上清水彥次郎ヲ本店支配人ニ選任シ同年五月四日之ヲ東京區裁判所ニ登記シタリ

一當會社營業區域ハ從來未タ外國ニ及フ暇アラサリシモ今後社運ノ進張ト共ニ漸次外國ニ向テ擴張ヲ圖ルノ必要ヲ認メ卅六年六月中其第一着手トシテ專務取締役鈴木萬次郎自ラ韓國ニ出張シ京城及仁川ニ代理店ヲ設ケ大ニ擴張ヲ勉メタルニ滯在僅カニ月餘ニ過キサルニ拘ハラス其成績頗ル良好ニシテ前途亦甚タ好望ナルヲ認メタリ

（387）

## 日本生存保險株式會社

定款中變更

【備考】明治三十六年一月十三日變更認可申請

第四十四條　總會ハ定時臨時ノ貳種トシ定時總會ハ毎年三月中ニ之ヲ開キ臨時總會ハ取締役監査役ノ必要ト認ムルキ又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ商法第百六十條ノ請求アルキ之ヲ開ク定時總會及臨時總會ハ共ニ十四日前ニ其會議ノ目的事項幷ニ開會ノ日時場處ヲ詳記シ各株主ニ通知ス

定款變更（總會期日變更）

理由書

當會社ハ別紙申請書ノ通リ明治三十六年一月十二日株主總會ニ於テ東北生命保險會社ト合併ノ儀決議シタルヲ以テ諸般書類及計算ノ整理上當三十五年度ヨリ定時總會ヲ毎年三月中ニ開會セシコトニ變更スヘキ必要ヲ生シタリ

變更理由

（388）

訂正理由

【備考】明治三十六年一月二十二日訂正屆ノ分

年度末計算閉鎖後法令ノ規定ニ依リ諸般統計的書類ヲ調製スルニハ相當ノ日子ヲ要スルカ故ニ從來毎年一月ニ開會セシ定時總會ヲ自今毎年三月ニ於テ開會スヘキ必要ヲ認メタルニ依ルナリ

東北生命合併ニ對シ異議ノ催告

〔三・三一、中外商業〕廣　告

當會社は今般當會社名稱の下に東北生命保險株式會社の合併を決議す依て右に對し異議ある債權者は來る五月卅一日迄に御申出有之度候也

明治卅六年三月三十日　東京市日本橋區大傳馬町二丁目廿番地　日本生存保險株式會社

（389）

定款變更認可申請

【備考】明治三十六年七月二十三日申請、變更理由書——當會社ハ明治三十六年一月十二日ノ株主臨時總會ニ於テ青森縣青

明治三十六年　愛國生命　日本生存保險

森市東北生命保險株式會社ト合併ノ決議ヲナシ合併決議認可申請ニ付テハ合併附帶契約書第二條ニ據リ合併後存續スル會社ノ定款トシテ當會社ノ現行定款ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルニ由ル

## 日本生存保險株式會社定款（抄）

改正定款

### 第一章　總則

第一條　當會社ハ日本生存保險株式會社ト稱ス

第三條　當會社カ營業トスル保險ノ種類左ノ如シ

生存保險

一教育並結婚保險　二成業保險　三養老保險　四長壽保險

死亡保險

一終身保險　二短期保險　三元資保險

第四條　當會社ハ本社ヲ東京府東京市ニ支店ヲ青森縣青森市ニ出張所ヲ便宜樞要ノ地ニ設ケ代理店ヲ全國各地ニ置ク

### 第二章　資本金及株式

第七條　當會社ノ資本金ハ貳拾萬圓ニシテ之ヲ四千株ニ分チ一株ノ金額ヲ五拾圓トス

第八條　當會社ノ株金拂込ハ甲種株式壹株ニツキ金拾貳圓五拾錢ノ拂込濟乙種株式壹株ニツキ金參拾七圓五拾錢ノ拂込濟ニシテ殘額ハ營業上ノ都合ニヨリ明治五十年迄ノ間ニ於テ取締役會ノ決議ヲ以テ拂込金額及期日ヲ其期日三十日前ニ各株主ニ通知スヘシ

但殘額株金拂込ノ必要アル場合ニ於テ甲乙二種株式ノ株金拂込額ニ達スル迄之レカ拂込ヲナサシムルモノトス

### 第三章　役員

第二十一條　當會社ハ左ノ役員ヲ置ク

取締役　七名

內社長一名　常務取締役貳名

監査役　五名

支配人　一名

副支配人　若干名

書記　若干名

第二十二條　取締役監査役ヲ重役ト稱シ支配人以下ヲ社員ト稱ス

第二十四條　取締役ハ社長一名及常務取締役二名ヲ互選ス

### 第五章　計算

第五十三條　當會社ハ毎年十二月三十一日ヲ以テ帳簿ヲ閉鎖シ決算ヲナス

第五十四條　當會社ノ純益金ハ總收入金前年度繰越金責任準備金及ヒ支拂備金ノ內ヨリ總支出金、諸損失金、翌年度繰越責任準備金及支拂備金ヲ扣除シタルモノトス

第五十五條　當會社ノ純益金ハ之レヲ左ノ割合ニヨリテ分配ス

一百分ノ五以上　法定準備金

一百分ノ三十以上　役員賞與金
一若干　株主配當金
但剩餘ヲ生シタルトキハ後期ニ繰越スモノトス

第六章　雜則

第五十六條　當會社ハ東北生命保險株式會社ノ權利義務ヲ繼承ス

## 帝國徵兵保險株式會社

官報　第五九二六號　明治三十六年四月八日

一商號　帝國徵兵保險株式會社
一本店　三重縣桑名郡桑名町大字今一色北町一番屋敷
一目的　徵兵保險業
一設立ノ年月日　明治三十年十一月十五日
一資本ノ總額　金十五万圓
一一株ノ金額　金五十圓
一各株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢
一公告ヲ爲ス方法　本店所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ揭載シテ之ヲ爲ス
一監査役ノ氏名住所
三重縣桑名郡伊曾島村大字都田羅新田一番屋敷　松平家晃
同　縣度會郡宇治山田町大字一志久保三十八番屋敷　島田長兵衞
一存立時期又解散ノ事由　明治三十年十一月十五日ヨリ同八十年十一月十四日迄滿五十箇年　株主總會ノ決議
一解散ノ事由及年月日　明治三十四年七月二十九日總社員ノ同意
一清算人ノ氏名住所
三重縣員辨郡梅戸井村大字大井田五十二番屋敷　藤田謙
同　縣同　郡笠田村大字笠田新田五番屋敷ノ一　二井進之助
同　縣桑名郡長島村大字西外面九十三番屋敷　伊藤駒三郎

右會社三重縣四日市大字新町九十九番屋敷ノ三ヨリ移轉ニ付明治三十六年四月四日登記
四日市區裁判所桑名出張所

## 徵兵保險合資會社

〔七・二七、官報〕徵兵保險合資會社解散竝ニ清算人選任登記

一明治三十六年一月十八日總會ノ決議ニ依リ解散

一同日山口縣豐浦郡清末村第二百九十八番屋敷益野晉三、同縣厚狹郡吉田村第三百四十一番屋敷藤井清太郎清算人ニ選任セラル

明治三十六年七月二十日登記

右公告ス

船木區裁判所吉田出張所

## 酒家生命保險株式會社





〔三・一一、官報〕酒家生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役宮川作藏、横田良介、市川傳藏、尾嶋惣兵衞、野崎舜三、瀧田信八ハ明治三十六年二月二十八日退任シ左記三名ハ同日取締役ニ就任セリ

東京府豐多摩郡淀橋町大字角筈八一五番地　河野邦太郎

東京市神田區小川町一番地　新海尙

福井縣福井市毛矢町五十一番地　大內篤

一監査役杉山米吉ハ明治三十六年二月二十八日退任シ左記ノ者同日監査役ニ就任セリ

茨城縣西茨城郡東那珂村大字上城四十二番地　渡邊由太郎

右明治三十六年三月六日登記

東京區裁判所



〔五・五、官報〕酒家生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一明治三十六年四月三十日本店ヲ東京市神田區小川町一番地ニ移轉セリ

明治三十六年五月一日登記

東京區裁判所

## 東北生命保險株式會社

〔五・二、官報附錄〕東北生命保險株式會社登記事項中各株ニ付拂込ミタル株金額ヲ金三十七圓五十錢ト變更ス
右明治三十六年五月十九日登記

青森區裁判所

株金拂込 (394)

## 日本共同生命保險株式會社

定時總會開催不能 (395)

定時總會ノ件ニ付御届
明治三十六年三月三十日當會社樓上ニ於テ明治三十五年度營業報告ノ件ニ付株主定時總會ヲ開キ候處監査役ハ左記ノ通リ通牒ヲナシタルヲ以テ定時總會ニ於テ議決スヘキ事項ハ追テ臨時總會ヲ開キ決議スヘキ事ヲ決議致候

監査役ノ通牒、日本共同生命保險株式會社取締役ハ商法ノ規定ニ據リ株主總會ニ提出スヘキ書類ヲ監査役ニ提出シタルモ不幸ニシテ大阪生命保險株式會社取締役ノ一人ナル岡部廣氏カ其筋ノ嫌疑ヲ受ケ拘引ノ身トナリ施テ裁判所ヨリ諸帳簿ヲ調査サルヽニ付且ツ殆ント同時ニ主務省ノ檢査ヲモ受ケ爲メニ監査役ハ其書類ヲ調査スルコト能ハサルニ至リタルヨリ隨テ意見ヲ株主總會ニ報告スルヲ得ス右及御届候也

大阪市東區本町二丁目六十一番邸　日本共同生命保險株式會社
取締役　三島廣

明治三十六年四月十八日
農商務大臣　平田東助殿

新任役員登記廣告 (396)

## 共慶生命保險株式會社

〔一〇・一七、中外商業〕商業登記廣告
共慶生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス
一明治三十六年十月二日取締役大谷幸兵衞、長井利右衞門ハ退任シ澁谷嘉助、馬場道久、木下謙二郎、松本喜

明治三十六年　東北生命　日本共同生命　共慶生命

三郎ハ重任シ左ノモノ同日取締役ニ就任セリ
東京市神田區駿河臺鈴木町五番地
同　市京橋區銀座三丁目十番地

一明治三十六年十月二日監査役岩谷松平ハ退任シ箕田長市、伊能茂太郎、平内佳ハ重任シ左ノモノ同日監査役ニ就任セリ
横濱市元濱町三丁目二十三番地

右明治三十六年十月十五日登記

右役員中退任者 (397)

〔一一・一、中外商業〕商業登記公告

共慶生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス

一取締役馬場道久ハ明治卅六年十月十九日辭任セリ

右明治三十六年十月三十日登記

## 大同生命保險株式會社

五十嵐　愼一郎
岩谷　松平

大谷幸兵衞

東京區裁判所

東京區裁判所

(398) 約款、基礎書類追加申請（國民生命ヲ合併）

保險約款保險料幷ニ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類追加使用ノ件認可申請書

當會社カ國民生命保險株式會社ニ交替シテ同會社ノ營業ニ係ル被保險人ノ現存セル有効保險契約ニ屬スル權利義務一切ヲ繼承スヘキ事ヲ協定致候ニ付テハ從來同會社カ使用セル保險約款保險料幷ニ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類ヲ其儘當會社ニ於テ追加襲用致度候間右御認可相成度別紙附屬書類相添ヘ此段申請候也

明治三十六年一月廿三日

大阪市東區大川町四拾七番地　大同生命保險株式會社
取締役社長　廣岡久右衞門
專務取締役　廣田千秋
【以下役員十一名氏名ハ省略】

農商務大臣　男爵平田東助殿

(399) 死亡生殘表變更認可申請

事業年度末責任準備金算出用死亡生殘表變更ノ件認可申請書

當會社ハ曩ニ舊朝日、護國、北海ノ三生命保險株式會社ヲ合併致候結果現今營業致居候保險契約ハ其種類十有餘種ノ多キニ及ヒ從テ死亡生殘表モ其數四種ニ渉リ候爲メ事業年度ノ決算期ニ際シテハ保險性質ノ全然合致セルモノニ對シテモ特ニ別箇ノ死亡生殘表ヲ基礎トシテ之ガ責任準備金ヲ計算セサル可カラサルコト相成リ不便不勘候ニ勘テハ爾後右等性質合致ノ保險契約ニ對シテハ凡テ同一死亡生殘表ニ據リ之カ計算相立申度候間右御認可相成度別紙變更明細書相添此段申請候也

追テ契約解除ノ場合ニ返戻スル責任準備金ハ曩ニ御認可相受申候死亡生殘表ヲ基礎トシ計算可致候

明治三十六年四月廿九日

明治三十六年　共慶生命　大同生命

## 死亡表變更明細書 (400)

當會社カ舊護國生命保險株式會社ヨリ繼承セル終身保險養老保險ニ對シテハ該會社カ明治貳拾壹年ヨリ同貳拾八年ニ至ル八ケ年間ノ日本人口統計ニ據リ調製シタル死亡生殘表ヲ基礎トシ及當會社カ舊北海生命保險株式會社ヨリ繼承セル終身保險、保命保險、甲種養壽保險ニ對シテハ亞米利加經驗死亡生殘表ヲ基礎トシ之カ責任準備金ヲ計算スヘキモノナルモ便宜右等各種契約ト其本質ヲ一ニセル舊朝日生命保險株式會社締結ノ終身保險、養老保險、倍渡養老保險ノ計算ノ基礎タル藤澤氏第一表ヲ以テ之ニ代用ス

追テ舊各會社ヨリ承繼セル其他ノ保險種類ハ其性質相合致セルモノ之ナキヲ以テ凡テ從來使用ノモノヲ基礎トス

## 責任準備金算出方法變更ノ件認可申請書 (401)

當會社ハ曩ニ舊朝日、護國、北海三生命保險株式會社ノ權利義務ヲ繼承致候結果各種ノ死亡保險ニ屬スル責任準備金ノ算出方法ハ往々其要項ニ統一ヲ缺クモノ有之事業年度ノ決算上頗ル煩累ニ不堪候ニ付テハ爾後各種契約ニ對スル責任準備金ハ凡テ同一用式ニ據リ計算スルヿニ變更致度候間右御認可相成度別紙變更明細書相添此段申請候也

追テ契約解除ノ場合ニ返戻スル責任準備金ハ曩ニ御認可相受申候算出用式ニ據リ計算可致候

明治三十六年四月二十五日

定款變更認可申請書



## 定款中變更（役員ヲ減少） (403)

【備考】明治三十六年九月二日申請、同年同月二十二日認可

明治三十六年八月廿九日當會社臨時株主總會ニ於テ定款變更ノ件決議致候間御認可相成度理由書相添へ此段申請候也

一定款第二十五條「當會社ノ取締役ハ九名、監査役ハ四名トス」トアルヲ「當會社ノ取締役ハ五名、監査役ハ二名トス」ト改ム

一定款第三十八條「第一期當撰ノ取締役ハ明治三十七年八月閉會スル定時總會ノ終ルヲ以テ任期滿了スルモノトス」ヲ全部削除ス

## 役員就任 (403)

### 登記濟御屆

大阪市東區大川町四拾七番地　大同生命保險株式會社

| | | |
|---|---|---|
| 取締役 | 廣岡久右衞門 | |
| 同 | 廣田千秋 | |
| 同 | 西田由 | |
| 同 | 菊池熊太郎 | |
| 同 | 高野源之助 | |
| 監査役 | 祇園清次郎 | |
| 同 | 岩田幸七 | |

右明治參拾六年八月廿九日株主總會ニ於テ撰任仕今回登記結了相成候間此段御屆申上候也

明治三十六年　大同生命

明治三十六年九月十四日　　大阪市東區大川町四拾七番地　大同生命保險株式會社

農商務大臣　男爵　清　浦　奎　吾　殿　　取締役社長　廣　岡　久右衞門

# 第一生命保險相互會社

## 設立主意廣告



〔五・二九、報知〕我社設立の主意を述へて大方の諸君に訴ふ

東京市日本橋區新右衞門町（電話本局一三七三）第一生命保險相互會社

夫れ生命保險は、之を私にしては、一種の貯蓄なり、信用の擔保なり、老癈の豫備なり、家眷の保護なり、一家獨立の支柱なり、安心立命の基礎なり、之を公にしては零碎の金錢を聚めて生産的資本となす機關なり、怠惰を驅り驕奢を鞭ちて所謂勤儉貯蓄をなさしむる道具なり、鰥寡孤獨を救濟するの手段なり、無産の遊民を減少するの方策なり、故に貧なるものは一身一家の必要の爲めに、富めるものは國家社界の幸福の爲に、相率ゐて契約せさるへからさるものなり、然るに我邦四千万人の衆き、其生命を保險せるもの漸く八十万人、此保險金額僅かに貳億圓、年々資本化する零碎の金錢八百万圓を出でず、而も早く既に需用の減退停止せる風あり、試に歐米の斯業を見よ、一社にして常に壹千三百万通の保險證券を發行せるものあり、毎年一億圓以上の保險料を集むるものあり、彼我の間富の懸隔ありと云ふと雖、抑又甚だしき相違に非すや

然れとも退て考ふれは、我邦に存在する四十の會社は悉皆商事會社、即ち保險商にして歐米の生命保險會社は、一半は矢張商事會社なれとも、他の一半は相互會社、即ち保險會なり、假にその商事會社は彼我同一の者なりとするも、相互會社に至ては實に我經濟界の全然曠缺する所なり、加之我邦生命保險會社の多數か幼稚なる狀態に在るを機とし一昨年來米國の同業會社は踵を接して我邦に入り來り、非常なる競爭力を以て內地の會社を壓倒せんとするの風あり、其各會社の性質各契約の利害は暫く措き、さなきだに貧亡せる內資より目前保險料として毎年其幾百千万圓を輸出し、商工業の競爭者たる他國の生産的資本に培ふか如きは、餓を忍ひて敵に糧を餽るの愚に近からすや

然り我社は我經濟界の曠缺を補はんか爲に起れり、若夫契約上契約者の爲めに圖りて親切なる點に至りては、一步も內外の會社に讓らさることを信す、諸君にして此際一臂の力を假し、我社の孰獨を助けて相互會社を我經濟界に植付くることを得せしめは、ひとり我社の幸福にあらさるなり

社長伯爵　柳澤保惠　專務取締役　矢野恒太　取締役　大橋新太郎

監査役　濱口茂之助　相談役　池田謙三　相談役　森村市左衞門

主なる出資者

池田謙三　石田友吉　服部金太郎　原六郎　早川千吉郎　大橋新太郎　大村彦太郎　小倉毅豐　伯爵柳澤保惠　矢野恒太　赤星彌之助　白勢春三　森村市左衞門　住友吉左衞門

社員總代　福井　市橋保次郎　京都　池田清助　東京　服部金太郎、早川千吉郎、加藤正義　京都　片桐正雄　岡

山　矢野恒太　東京　藤山雷太　宮城　藤崎三郎助　東京　越山太刀三郎　江藤甚三郎、三宅碩夫、廣瀬貞文、
森村市左衛門　新潟　白勢春三

代理店ヲ設ケズ (405)

【六・一〇、大阪朝日】我社代理店希望の諸君に告ぐ

近來各地より我社の代理店たらんことを希望せらるゝ書狀に接すること毎日數十通に及ひ候得共我社は當分何れの地にも代理店を置かずと決し居候間左樣御承知相成度候

代理店を置されは地方の社員（即地方の保險契約者）には多少不便と存候得共其不便は決して忍ふべからざる程の不便にはあらずして之を置くと否とは社員の負擔に百分の五以上の相違を生し且細大の事務は擧て本社に於て取扱候方誤謬不行屆延滯等の弊少きと信し由來尨大ならんよりは精良ならんこと我社の本願に御座候間地方に多數の營業機關を置くことは當分見合せ候此儀御諒知相成度候也

東京市日本橋區新右衛門町　第一生命保險相互會社
（電話本局壹參七參）

責任準備金算出基礎書類變更 (406)

責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類變更認可申請

當會社責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類中未經過保險料ノ算出方法ヲ別紙ノ通リ變更仕度候ニ付御認可被成下度保險業法施行規則第四條ニ依リ理由書相添此段申請仕候也

東京市日本橋區新右衛門町十四、十五番地　第一生命保險相互會社

明治三十六年八月六日

社長　伯爵　柳　澤　保　惠

農商務大臣　男爵　曾　禰　荒　助　殿

定款及約款變更認可申請 (408)

定款變更（トンチン式配當） (409)

變更事項 (407)

責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類中未經過保險料ノ算式ニ關スル部分ヲ全部削除シ更ニ左ノ通リ訂正挿入ス

一未經過保險料ハ事業年度ニ收入シタル保險料ノ四分ノ一以上トス

變更理由

未經過保險料ハ從來月割計算ニ依リテ算出スルノ規定ナリシカ右ハ計算上不便尠カラサルニ因リ保險業法施行規則第十七條ノ規定ニ從ヒ事業年度ニ收入シタル保險料ノ四分ノ一以上ヲ以テ之ニ充テントス

定款及普通保險約款變更認可申請

明治三十六年十一月十五日當會社々員總代會ノ決議ニ依リ定款及ヒ普通保險約款中左ノ通變更致度候間御認可被成下度保險業法施行規則第四條ニ依リ理由書相添此段申請仕候也

東京市日本橋區新右衛門町十四、十五番地　第一生命保險相互會社

明治三十六年十一月二十一日

社長　伯爵　柳　澤　保　惠

農商務大臣　男爵　清　浦　奎　吾　殿

【備考】明治三十七年一月十六日認可、同年二月一日實施——第一生命保險相互會社二十五年史三三、三四、八五頁ヨリ

定款中變更

定款第五十三條ノ次ニ左ノ通リ追加ス

第五十四條　社員ハ第四十三條ノ規定ニ依リ社員配當金ヲ受クル代リニ第五十八條ノ生殘團體ニ加入シ下ニ規

法設定其他）

定スル方法ニ依リ保險契約ノ終期ニ於テ被保險者カ生存スル時ニ限リ配當金ヲ受クルコトヲ得但此場合ニ於ケル社員ノ保險契約ノ種類ハ二十年滿期保險又ハ三十年滿期保險ニ限ル

第五十五條　生殘團體ノ社員カ第四十二條第五十六條及ヒ第五十七條ニ依リ受ケタル配當金ハ各社員ノ配當資金トシテ保險契約ノ終期ニ達スル迄會社ニ於テ之ヲ保管シ每年之ヲ利殖シ各社員ニ付其總額ヲ生殘團體原簿ニ登錄ス

前項ノ利殖ハ事業年度ニ於テ會社カ利用シタル財產ト前項ノ配當資金トノ比例ニ依リ其年度ニ收入シタル利息ノ中ヨリ之ヲ爲ス但配當資金ノ利息トナルヘキ金額ノ十分ノ一ハ事務費トシテ之ヲ控除ス

第五十六條　保險契約ノ終期前ニ其保險契約ノ消滅シタル社員カ遺留シタル配當資金ハ每事業年度ノ終ニ於テ其團體ニ屬スル殘餘社員ノ配當資金ニ應シ之ヲ分配ス

第五十七條　生殘團體ノ社員カ普通保險約款第二十五條ノ規定ニ依リ將來ノ保險料ヲ拂込マサルトキハ其保險契約ニ付テハ剩餘金ノ分配ニ與カル權利ヲ失ヒ其配當資金ハ保險契約ノ消滅シタル場合ニ準シ共團體ニ屬スル殘餘社員ニ之ヲ分配ス

第五十八條　當會社ハ前四條ノ配當ヲ受ケントスル社員ヲ保險契約ノ種類ニ依リ類別シテ生殘團體ヲ設ケ特ニ備ヘタル生殘團體原簿ニ登錄シ且之ヲ登錄シタルコトヲ保險證券ニ記載ス

第五十九條　社員ハ營業時間內何時ニテモ生殘團體原簿ヲ閱覽スルコトヲ得

第六十條　第四十二條第五十五條乃至第五十七條ノ配當金ノ計算ハ錢位ニ止メ厘位以下ハ之ヲ算入セス

但之カ爲ニ生スル殘餘金ハ次年度ノ配當金ニ算入ス



普通保險約款中變更

普通保險約款ヲ左ノ通變更ス

第九條第二號「當會社ニ通知セサルトキ」トアルヲ「當會社ニ通知セスシテ保險料ヲ拂込ミタルトキ」ト變更ス

第十九條「定款第三十九條乃至第四十六條」ノ下ニ「及ヒ第五十四條乃至第五十七條」ノ文字ヲ挿入ス

第二十三條ノ次ニ左ノ二條ヲ追加ス

第二十四條　保險契約者ハ何時ニテモ第一號計算方法ニ依リ算出シタル金額ヲ拂込ミ次年度以後ノ保險料ヲ拂込マサルコトヲ得

第二十五條　保險契約者カ保險契約締結ノ後三年以上ヲ經過シタルトキハ次年度以後ノ保險料ヲ拂込マサルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ第二號計算方法ニ依リ新ニ保險金額ヲ定メ殘餘ノ期間ニ對シ保險契約ヲ繼續スヘシ但新ニ定ムヘキ保險金額ハ一百圓ヲ下ラサル場合ニ限ル

第一號計算方法

下表ニ就キ計算當時ノ年齡（被保險者ノ年齡）ノ列ニ在ルろ行ノ數ヨリ保險料拂込終期ニ當タル年齡ノ列ニ在ルろ行ノ數ヲ減シ其差ヲ計算當時ノ年齡ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ以テ除シ其商ニ年額保險料ヲ乘スルモノトス

第二號計算方法

下表ニ就キ計算當時ノ年齡ノ列ニ在ルは行ノ數ヨリ保險契約ノ終期ニ當タル年齡ノ列ニ在ルは行ノ數ヲ減シ

其差ニ保險契約ノ終期ニ當タル年齢ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ加ヘ其和ヲ計算當時ノ年齢ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ以テ更ニ其商ヲ以テ第十六條ノ返還金ノ十分ノ九ヲ除スルモノトス



| 年齢 | い | ろ | は | 年齢 | い | ろ | は |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 574 | 12096 | 166 | 51 | 118 | 1508 | 67 |
| 17 | 551 | 11522 | 163 | 52 | 112 | 1390 | 64 |
| 18 | 529 | 10971 | 159 | 53 | 106 | 1278 | 62 |
| 19 | 507 | 10443 | 155 | 54 | 100 | 1172 | 60 |
| 20 | 486 | 9935 | 151 | 55 | 94 | 1073 | 57 |
| 21 | 466 | 9449 | 147 | 56 | 88 | 979 | 55 |
| 22 | 446 | 8984 | 143 | 57 | 83 | 891 | 52 |
| 23 | 427 | 8538 | 139 | 58 | 78 | 808 | 50 |
| 24 | 409 | 8111 | 135 | 59 | 72 | 730 | 47 |
| 25 | 392 | 7702 | 132 | 60 | 68 | 658 | 45 |
| 26 | 375 | 7310 | 128 | 61 | 63 | 590 | 42 |
| 27 | 359 | 6935 | 125 | 62 | 58 | 527 | 40 |
| 28 | 344 | 6576 | 122 | 63 | 54 | 469 | 37 |
| 29 | 329 | 6233 | 119 | 64 | 50 | 415 | 35 |
| 30 | 315 | 5903 | 116 | 65 | 45 | 366 | 32 |
| 31 | 302 | 5588 | 113 | 66 | 42 | 320 | 30 |
| 32 | 289 | 5286 | 111 | 67 | 38 | 279 | 27 |
| 33 | 277 | 4997 | 108 | 68 | 34 | 241 | 25 |
| 34 | 265 | 4720 | 106 | 69 | 31 | 207 | 23 |
| 35 | 254 | 4455 | 104 | 70 | 27 | 176 | 20 |
| 36 | 243 | 4201 | 101 | 71 | 24 | 149 | 18 |
| 37 | 233 | 3958 | 99 | 72 | 21 | 124 | 16 |
| 38 | 222 | 3726 | 97 | 73 | 19 | 103 | 14 |
| 39 | 213 | 3503 | 94 | 74 | 16 | 84 | 12 |
| 40 | 203 | 3291 | 92 | 75 | 14 | 68 | 10 |
| 41 | 194 | 3087 | 90 | 76 | 12 | 54 | 8.6 |
| 42 | 185 | 2893 | 88 | 77 | 10 | 42 | 7.1 |
| 43 | 177 | 2708 | 85 | 78 | 8.2 | 32 | 5.7 |
| 44 | 169 | 2531 | 83 | 79 | 6.7 | 24 | 4.5 |
| 45 | 161 | 2362 | 81 | 80 | 5.4 | 17 | 3.4 |
| 46 | 153 | 2201 | 79 | 81 | 4.3 | 12 | 2.4 |
| 47 | 146 | 2048 | 76 | 82 | 3.3 | 7.8 | 1.6 |
| 48 | 138 | 1902 | 74 | 83 | 2.6 | 4.5 | 1.0 |
| 49 | 131 | 1764 | 72 | 84 | 1.9 | 1.9 | 0.4 |
| 50 | 125 | 1632 | 69 | 85 | 1.5 | 0 | 0 |



# 千代田生命保險相互會社

生命保險相互會社發起認可申請書

私共今般千代田生命保險相互會社ヲ設立シ生命保險事業相營度候ニ付發起ノ義御認可相成度左記書類相添此段申請候也

一定款
二事業方法書
三普通保險約款
四保險料及ヒ責任準備金算出ノ基礎ニ關スル書類
五責任準備金利用ノ方法ヲ記載シタル書類

明治三十六年十月九日

東京市芝區三田綱町一番地　生命保險相互會社發起人　北川禮弼
東京市麻布區霞町一番地　門野幾之進
東京市芝區三田一丁目三拾四番地　井上角五郎

明治三十六年　第一生命　千代田生命

東京市麹町區內幸町一丁目三番地
東京市麻布區麻布市兵衛町弐丁目八拾五番地
東京市麹町區上貳番町拾參番地
横濱通三丁目五十番地
同南仲通一丁目二番地
千葉縣海上郡銚子町ロノ百五十六番地
東京市京橋區銀座一丁目四番地

農商務大臣　男爵　清　浦　奎　吾　殿

【備考】明治三十七年二月二十三日附農商務省指令商第一一三九三號ヲ以テ認可



長　與　彌　吉
松　原　重　榮
波多野　承五郎
原　富　太　郎
左右田　金　作
濱　田　儀兵衛
千　葉　松兵衛

香長生存合資解散及清算人登記 (412)

〔七・二三、官報〕合資會社解散及清算人登記

香長生存保險合資會社登記事項中左ノ如ク登記ス

一解散ノ事由及年月日　明治三十六年三月三十一日總社員ノ同意ニ依リ解散ス

一清算人ノ氏名住所

高知縣安藝郡室戸村浮津四百二番屋敷當時
同縣香美郡山田町四百九十五番屋敷寄留
宮田種次郎

右明治三十六年七月十六日登記

赤岡區裁判所山田出張所

藝陽生命合資清算人變更 (413)

〔九・一四、官報〕藝陽生命保險合資會社清算人左ノ通變更ス

宮川猪太郎辭任ニ付其補缺清算人ニ下記ヲ選任セリ

安藝郡室戸村領家五百六十番地　山中八次

右明治三十六年八月二十九日登記

安藝區裁判所浮津出張所

讃陽生命合資解散及清算人登記 (414)

〔一二・一四、官報〕讃陽生命保險合資會社ハ明治三十六年十二月四日總社員ノ承諾ニ因リ解散ス

一清算人ノ氏名住所　香川縣仲多度郡七箇村大字七箇二百九十一番戸　山神清藏

右明治三十六年十二月九日登記

高松區裁判所

明治三十六年　千代田生命　其他ノ會社

〔五・九、官報〕法人登記

營利ヲ目的トスル法人登記（合資會社ニ準スル部）第二號

一名　稱　信濃共益會社

一本　店　長野縣上水內郡中郷村二百七十五番地

一目　的　交互共益ヲ目的トスル同志者ヲ糾合シ共糾合者ヲ會員トシ會員間ニ死亡者及火災ニ罹リシ者アルトキハ會社ハ中間ニ立テ會員ニ一定ノ醵金ヲナサシメ此ノ醵金額三分ノ二ヲ事故發生者又ハ遺族ニ交付シ其殘額ハ會社ノ手數料トシテ受クルヲ以テ目的トス

一社員ノ氏名住所出資種類及責任　【省略】

一設立ノ年月日　明治三十六年四月三十日

一代表社員ノ氏名　溝口儀作

右明治三十六年五月五日登記

長野區裁判所牟禮出張所





〔六・五、東京日々〕謹告

# 加奈陀サン生命保險會社

在加奈太モントリオル市　本社加奈太サン生命保險會社

各位益々御清適大慶至極と奉存候偖當日本帝國に於ける當社の業務日に月に繁榮の域に進來候は皆是江湖諸彦の至大なる賜と深く奉鳴謝候就ては從來横濱市英一番デヤデンマゼソン商會事日本總代理店として一切の業務取扱來り其取扱方に關しては頗る本社の感謝を表し居り候にも不拘前陳の如く業務の發達と共に在モントリオル市本社直轄の下に日本支社設置の必要を認め候に付明治三十六年（西曆千九百三年）五月三十一日限り同商會總代理店を止め更に當社掌金者ヂエー、ジエー、フレッチヤー氏監督の下に横濱市山下町六十番加奈太サン生命保險會社日本支社に於て屆一層迅速懇切を旨とし業務取扱可申候間此段廣告仕候　敬白

明治三十六年六月五日

加奈太サン生命保險會社

亞細亞東部支配人　エッチ、アール、マコーレー

東京築地一番地　東京支配人ダブリユ・ビー・マクノートレ氏は從前の通り同地にて保險料取纏め方及其他當社の業務擔任罷在候

明治三十六年　其他ノ會社　外國會社

## 紐育生命保險會社

代表者變更 (417)

〔九・二三、官報〕外國相互保險會社登記

セ、ニューヨーク、ライフ、インシューランス、コンパニー（紐育生命保險會社）横濱支店代表者ヲ左ノ通變更ス

一横濱支店代表者ノ氏名住所　横濱市山下町七十番地米國市民　ロバート、エイチ、キヤムブベル

右明治三十六年九月十九日外國相互保險會社登記簿第一號ニ登記ス　横濱區裁判所

供託金納付 (418)

〔一一・二六、大阪毎日〕紐育生命保險の供托納付　本年六月農商務省にては本邦にて營業する各外國保險に向つて供托金を納付すべく通知したるも各會社は容易にこれに應せす中には抗議書を呈出したるものすらありしか獨り紐育生命保險會社の本邦支店のみは本店の命令により來年一月の猶豫期限に先ち一昨日十萬圓を本邦公債にて其筋に供托したり

尚同社にては本年末の決算により責任準備金をも同樣供托する筈なりと





## 明治生命保險株式會社

定期保險ノ最高金額ヲ引上 (419)

（明治三十七年七月印行明治生命保險株式會社規則ヨリ）

保險金額ノ制限　保險金高ハ百圓以下ノ端數ニ非ラサレハ何程ニテモ保險契約人ノ望ニ從フ可シ但シ定期保險ハ八千圓其他ノ保險ハ貳萬圓ヲ限リトシ教育資金ハ無制限トス

戰時特別保險料ニ付廣告 (420)

〔七・二七、中外商業〕廣　告

戰時特別保險料左の如く定む

通常保險料の外に保險金百圓に付五圓

昨年迄の契約は其半額二圓五十錢

平時に割增を拂居る軍人は之を要せず

東京市麹町區八重洲町一丁目一番地　明治生命保險株式會社

明治三十六年　外國會社　明治三十七年　明治生命

## 時局ノ影響（第二十四回明治三七・一一報告ヨリ）同　一二・三一報告ヨリ）

一本季ニ於ケル會社ノ事業ノ伸長カ前季ニ比シテ其度ヲ減シタルハ二月以降日露戰爭ノ影響ニ外ナラス即チ國庫債券ノ募集、非常特別稅ノ增徵、家主ノ出征ニ因ル各自收入ノ減少其他一般不景氣ノ爲メニ其影響ヲ受ケ、新契約ノ減少ト解約ノ增加トハ蓋シ止ムヲ得サルノ結果ナルヘシ而シテ死亡數ノ割合ニ多キハ戰地死亡者ノ多數ヲ生シタルニ依ル然レ𪜈幸ニシテ前季ニ比シ左表ノ如キ進歩ヲ示セリ【事業成績一覽表ハ省略】

一保險契約違反ノ爲メ保險金ヲ支拂ハサルコトニ決定シタルモノ二十四人此保險金參萬壹千四百圓ナリ此ノ如ク本年度ニ於テ多數ノ支拂拒絶者ヲ出シタルハ出征軍人ニシテ戰時特別保險料不拂ノ爲メ保險契約ノ無効トナリシモノアリシヲ以テナリ

一本年二月以降日露開戰ニ依リ會社被保險人ノ出征若クハ非軍人ニシテ從軍ヲ爲スモノ甚タ多ク從テ戰役ノ結果トシテ死亡シタルモノ勘ナカラス其死亡者ノ內戰死シタルモノ六十六人此保險金參萬九千圓、負傷後死亡シタルモノ十人此保險金壹萬圓、溺死シタルモノ七人此保險金四千貳百圓、病死シタルモノ十四人此保險金八千四百圓、負傷後病氣併發死亡シタルモノ二人此保險金壹千五百圓、不詳五人此保險金壹千六百圓ニシテ、總人員壹百四人保險金合計金六萬四千七百圓ナリ、而シテ尙此以外ニ本年ニ於テ死亡セルモノ勘ナカラサレ𪜈未タ公報ノ到達セサルモノ又ハ死亡ノ通知ニ接セサルモノ等ハ算入スルニ由ナキヲ以テ之ヲ省キ翌年ニ繰越シタリ

一會社ハ今回ノ戰爭危險ニ對シ戰時特別保險料ヲ定メ本年契約ノモノニハ保險金壹百圓ニ付壹ヶ年金五圓、昨年以前ノ契約ニ屬スルモノニハ保險金壹百圓ニ付壹ヶ年金貳圓五拾錢ノ戰時特別保險料ヲ課スルコト、シ戰地ニ出發スルモノヨリ凡テ之ヲ徵收スルコト、定メタリ



一會社カ本年ニ於テ收入シタル戰時特別保險料ハ金參萬八千七百六拾七圓五拾錢ニシテ此人員壹千九百八拾八人保險金壹百貳拾貳萬七千貳百圓ナリ然レ𪜈此收入ハ凡テ二月ニ收入シタルモノニ非スシテ其以降十二月マテ隨時收入シタルモノナルヲ以テ本年ニ於ケル戰時特別保險料ノ危險經過ヲ半ケ年分ト豫定シ其半額即チ金壹萬九千參百八拾參圓七拾五錢ハ危險未經過保險料トシテ年末未經過保險料ノ項目ニ繰入レタリ

一本年度ニ於テハ前記ノ如ク戰地死亡者ノ多數ヲ生シタル爲メ全死亡ノ割合ハ經過契約數百ニ對シ壹人四分五厘强ノ高率ヲ顯ハシ之ヲ創業以來各年ノ割合ト比較スルトキハ明治拾九年度ニテ流行病猖獗ヲ極メタル爲メニ生シタル同上最高率貳人壹分四厘弱ト明治貳拾七八年ノ日淸戰役及ヒ流行病發生ノ結果トシテ生シタル明治貳拾八年度ノ同上高率壹人七分九厘强ノ貳回ヲ除ケハ明治參拾五年度ニ於テ本年度ト同率ヲ顯ハシタルノミニシテ其他ノ年度ニ於テハ此ノ如キ高率ヲ生シタルコトナシ